



中部版「くしの歯作戦」(令和6年5月改訂版) 【道路啓開オペレーション計画】



令和6年5月
中部地方幹線道路協議会
道路管理防災・震災対策検討分科会

1. 中部版「くしの齒作戦」の概要	3
1-1. 中部版「くしの齒作戦」策定の背景	3
1-2. 用語の定義	4
1-3. 改訂の経緯	5
1-4. 道路啓開の位置付け	8
1-5. 南海トラフ巨大地震の被害想定	9
1-6. 中部版「くしの齒作戦」の基本的考え方	10
1-7. 救援・救護ルート、緊急物資輸送ルート確保に向けた道路啓開概要	13
2. 対応手順	14
2-1. 対応手順	14
3. 情報収集	15
3-1. 被災状況の把握	15
3-2. 被災時における通信手段	17
4. 道路啓開	19
4-1. 道路啓開実施における連絡系統	19
4-2. 指揮命令権	20
4-3. 計画開始・中断・終了のタイミングと指示の有無	21
4-4. 道路啓開の進め方	22
4-5. 道路啓開の作業要領	23
4-6. 中部版「くしの齒作戦」の全体概要	24
4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画	25
4-8. 濃尾平野たてよこ進入・排水作戦	127
4-9. 熊野灘における道路啓開オペレーション	129
4-10. 内陸部(岐阜県・長野県)における道路啓開オペレーション	132
5. 情報提供	137
6. 関係機関の連携等	140
6-1. 道路啓開実施における連絡系統	140
6-2. 道路啓開現地作業の役割分担	141
6-3. 道路管理者、自衛隊、災害協定業者等、関係機関の協力体制	142
6-4. 車両移動・レッカー協会との連携	143
6-5. 災害時燃料供給WGとの連携	144
7. 道路啓開オペレーション計画の実効性向上	145
7-1. 各エリアにおける候補者の配置	145
7-2. 具体計画詳細図の作成	146
7-3. 発災時に臨機応変に対応できる体制構築	147
7-4. 道路啓開に関する訓練等の継続的な実施	148

1. 中部版「くしの歯作戦」の概要

1-1. 中部版「くしの歯作戦」策定の背景

- ・平成23年3月11日、太平洋三陸沖を震源とする「東北地方太平洋沖地震」が発生し、震度7にも及ぶ地震動に加え巨大な津波により、東日本一帯が甚大な被害。
【東日本大震災】
- ・中部地方においても、近い将来発生が予測されている東海・東南海・南海地震等、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念。
- ・東日本大震災を踏まえ、津波による甚大な被害が想定される太平洋沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、復旧・復興を見据えた地震防災に関する中部版「くしの歯作戦」【道路啓開オペレーション計画】について、あらかじめ関係機関が連携して策定し、共有していくことが重要であると認識。

1-2. 用語の定義

用語	定義
道路啓開	◆ 災害時における救援・救護の要として、がれき等で塞がれた道を切り開き、緊急車両の通行を確保することである。
くしの歯ルート	◆ 南海トラフ巨大地震発災時に、優先的に道路啓開を行う道路のことであり、STEP1(広域支援ルート)、STEP2(被災地アクセスルート)、STEP3(沿岸沿いルート)に区分される。
アクセス拠点	◆ 人命救助及び、緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点のことであり、中部版「くしの歯作戦」においては、人命救助、広域支援において重要な防災拠点や道路啓開の指揮所となる拠点事務所、発災直後のエネルギー確保に必要な施設、県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設等を選定している。
拠点アクセスルート	◆ くしの歯ルートと同様に、道路啓開を行う道路のことであり、人命救助のためにアクセスすべき拠点(アクセス拠点)と、物資輸送のためにアクセスすべき拠点までのルートのことである。
災害協定業者	◆ 災害時に、中部地方整備局、県・政令市等の各事務所を支援するための協定を締結している建設業者等の民間事業者のことである。
災害対策本部	◆ 災害時に、中部地方整備局、県・政令市、市町村にそれぞれ臨時に設置されるものであり、災害対応に係る指揮や支援を行うとともに、関係者間の連携を円滑に行うための情報共有や応援要請等を行う組織である。
拠点事務所	◆ 道路啓開の広域的な指揮・調整を行う事務所(国道事務所、県土木事務所など)である。 ◆ 拠点事務所は被災箇所を含む担当区間の災害協定業者に、中部版「くしの歯作戦」を指示する。
参集場所	◆ 道路啓開作業を実行する災害協定業者等の関係機関が参集する場所である。 ◆ 参集場所には、拠点事務所等から派遣された道路管理者が、現地の責任者として指揮をとる。
参集場所の責任者	◆ 災害協定業者からの報告(被災状況、道路啓開作業の進捗等)や現地への応援要請等について拠点事務所と連絡を取り合う参集場所の道路管理者のことである。
資材置場	◆ 道路啓開作業に必要となる資材(土のう袋など)を事前に備蓄しておく場所である。
具体計画	◆ ルート毎に被害想定、必要資機材量、拠点事務所、参集場所、資材置場、担当業務の割付等を整理した計画である。
津波警報	◆ 大津波警報・・・予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に気象庁より発表。 ◆ 津波警報・・・予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に気象庁より発表。 ※ 気象庁より発表される大津波警報、津波警報の状況により、道路啓開作業の中断や再開を判断する。
啓開作業班	◆ 災害時に、被災現場にて当該区間の道路啓開を担う作業部隊や現地統括などの作業班のことである。

1-3. 改訂の経緯



■南海トラフ地震対策中部圏戦略会議

中部圏地震防災基本戦略の推進に向けて優先的に取り組む連携課題

○中部圏戦略会議は、東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し、南海トラフ地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「**中部圏地震防災基本戦略**」として協働で策定し、フォローアップしていくもの。

南海トラフ地震対策
中部圏戦略会議

事務局：中部地方整備局

- 座長(奥野信宏 名古屋都市センター長)
- ◆学識経験者
- 国の地方支分部局等
- 地方公共団体等
- 経済団体
- ライフライン等関係機関
- 報道関係機関

135構成員(R6.4.1現在)

第1回	平成23年	10月
第2回	平成23年	12月
第3回	平成24年	11月
第4回	平成25年	5月
第5回	平成26年	5月
第6回	平成27年	5月
第7回	平成28年	3月
第8回	平成29年	5月
第9回	平成30年	5月
第10回	令和元年	5月
第11回	令和2年	6月
第12回	令和3年	5月
第13回	令和4年	5月
第14回	令和5年	5月
第15回	令和6年	5月

○分野別検討会

- 地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会
- 防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会
- 中部地方幹線道路協議会**
- 港湾地震・津波対策検討会議 等

■中部地方幹線道路協議会

「道路管理防災・震災対策検討分科会」【構成組織】

長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、
名古屋市、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、
中日本高速道路(株)、関東地方整備局、中部地方整備局

中部圏地震防災基本戦略【とりまとめ】

中部圏地震防災基本戦略【第一次改訂】

中部圏地震防災基本戦略【第二次改訂】

南海トラフ地震を想定したタイムライン作成

タイムラインに基づく「救出救助・総合啓開分科会」開始
「活動計画検討会」開始

中部圏地震防災基本戦略【第三次改訂】

中部圏地震防災基本戦略

○3連動地震などの広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策などについて
総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容を取りまとめたもの。

●11の連携課題

被害の最小化に向けた事前対策	迅速な応急対策、 早期復旧の実施体制の構築	地域全体の復興を 円滑に進めるために
避難、防御	応急・復旧	復興
①.災害に強いものづくり中部の構築 (中部経済産業局)		
②.災害に強い物流システムの構築 (中部運輸局)		
③.災害に強い地域づくり (中部地方整備局)		
④.情報伝達の多層化・充実と情報共有の強化 (東海総合通信局・国土地理院中部地方測量部)		
⑤.防災意識改革と防災教育 及び人材育成の推進 (三重県)		
⑥.確実な避難を達成する ための各種施策の推進 (静岡県)		
⑦.災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備 (中部地方環境事務所)		
⑧.防災拠点を結ぶネットワーク 形成と総合啓開のオペレーション 計画の策定 (中部地方整備局)		
⑨.関係機関相互の連携による防災訓練の実施 (中部管区警察局)		
⑩.初動時医療対策のあり方 (中部ブロックDMAT連絡協議会)		
⑪.大規模地震発生時の初動 時のヘリ等による情報収集・ 情報共有体制の構築 (中部地方整備局)		

道路啓開オペレーション計画

道路管理防災・震災対策検討分科会

広域小分科会

静岡県小分科会

愛知県小分科会

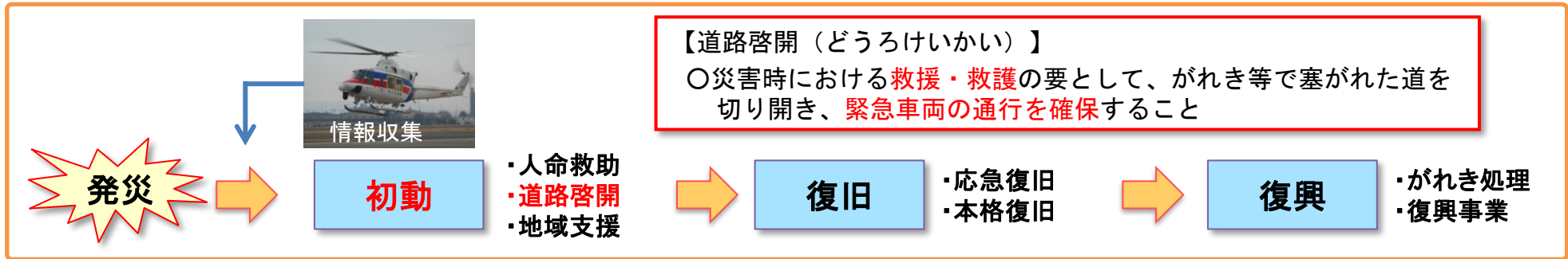
三重県小分科会

岐阜県小分科会

長野県小分科会

1-4. 道路啓開の位置付け

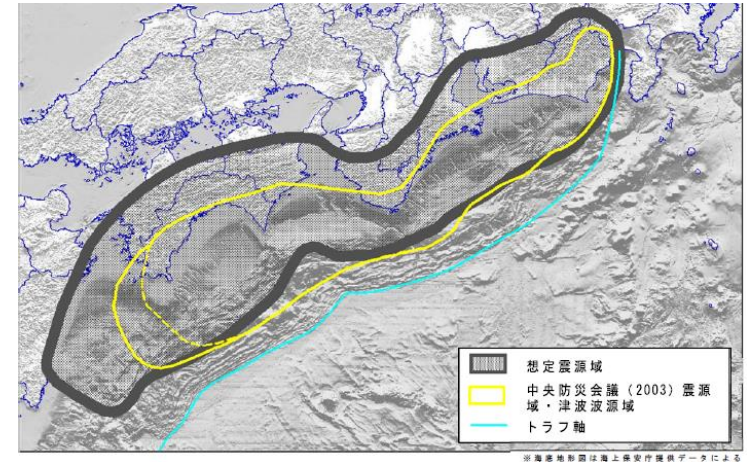
《道路啓開の位置付け》



《対象とする地震》

1. 東海・東南海・南海地震等の南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの大規模地震が発生した場合を想定※
2. 沿岸部では最大クラスの津波により甚大な被害が発生していると想定※

※平成24年8月29日内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」



《各県の被害想定》

- 静岡県：第4次地震被害想定 第一次報告【平成25年6月】・第二次報告【平成25年11月】
相模トラフ沿いで発生する地震の地震動、津波浸水想定【平成27年1月】
- 愛知県：平成23年度～平成25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果【平成26年5月】
- 三重県：三重県新地震・津波対策行動計画【平成26年3月】
- 岐阜県：平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査【平成25年2月】
- 長野県：第3次地震被害想定調査報告書【平成27年3月】

1-5. 南海トラフ巨大地震の被害想定

- 想定される震度7の市町村:55市町
- 最大クラスの津波が10m以上:30市町
- 外海は地震発生後10分以内に1mの高さの津波が到達。(津波到達時間が早い)

※中部地整管内

○死者数:約175千人

	揺れ	(うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物)	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、 屋外落下物	計
静岡県	約 13,000	約 1,200	約 95,000	約 40	約 1,600	-	約 109,000
愛知県	約 15,000	約 1,300	約 6,400	約 50	約 1,800	-	約 23,000
三重県	約 9,800	約 600	約 32,000	約 60	約 900	-	約 43,000
岐阜県	約 200	約30	-	約20	-	-	約200
長野県	約 50	約10	-	約10	-	-	約50

全国合計 約323,000

○全壊棟数:約957千棟

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	計
静岡県	約208,000	約4,900	約30,000	約600	約75,000	約319,000
愛知県	約243,000	約23,000	約2,600	約400	約119,000	約388,000
三重県	約163,000	約6,500	約24,000	約800	約45,000	約239,000
岐阜県	約3,900	約3,800	-	約20	約400	約8,200
長野県	約700	約1,500	-	約90	約40	約2,400

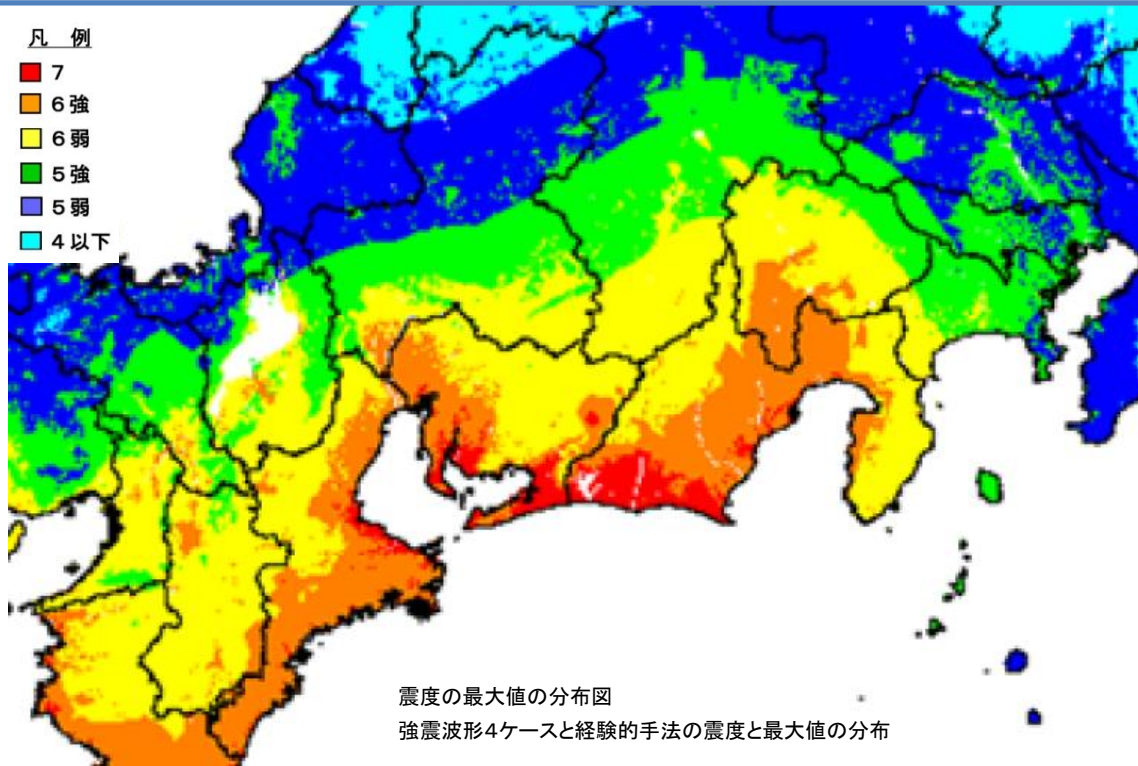
全国合計 約2,382,000

最大クラスの津波が20m以上の主な市町村

静岡県: 下田市、南伊豆町
 愛知県: 田原市
 三重県: 鳥羽市、志摩市、南伊勢町

最大クラスの津波が10m以上の主な市町村

静岡県: 静岡市、浜松市、沼津市、伊東市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町
 愛知県: 豊橋市、南知多町
 三重県: 尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町



東海4県（静岡、愛知、岐阜、三重）における想定震度6弱以上の面積

該当面積	今回の震度分布	中央防災会議 (2003)
震度6弱以上	約7.1万km ²	約2.4万km ²
震度6強以上	約2.9万km ²	約0.6万km ²
震度7	約0.4万km ²	約0.04万km ²

最大震度が「震度7」の主な市町村

静岡県: 静岡市、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市等
 愛知県: 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、知多市、知立市、高浜市、田原市等
 三重県: 津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市等
 ※長野県、岐阜県における市町村別の最大震度は、最大で「震度6強」

(出典: 南海トラフの巨大地震モデル検討会「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水期等(第二次報告)等」: H24.8.29内閣府)

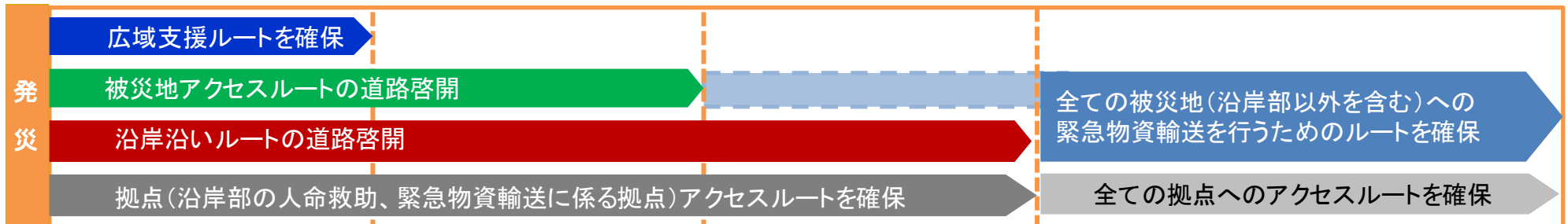
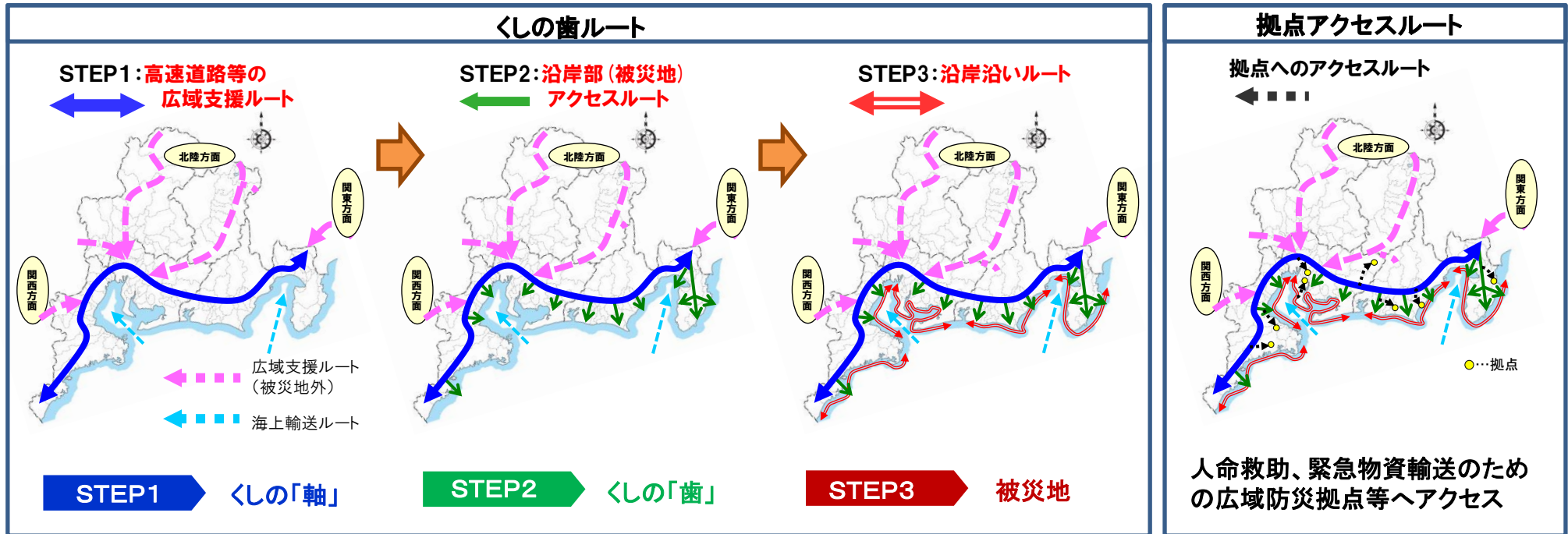
注) 具体計画は、各県の被害想定に基づいて検討している。

1-6. 中部版「くしの歯作戦」の基本的考え方

中部版「くしの歯作戦」の基本的考え方

- ・ 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う。
- ・ 全ての被災地への緊急物資輸送ルートを確認する。

人命救助のための救援・救護ルート確保に向けたステップ

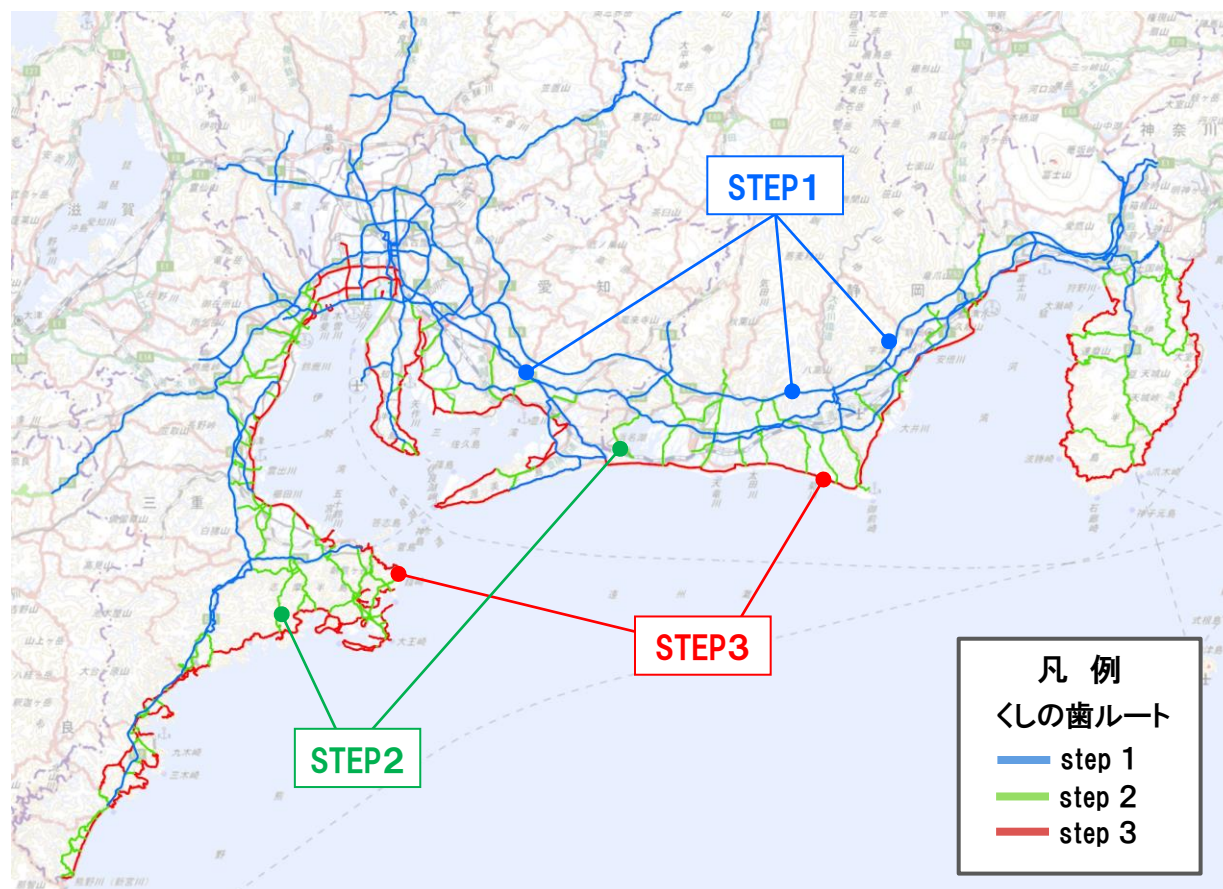


(1) くしの歯ルートを選定

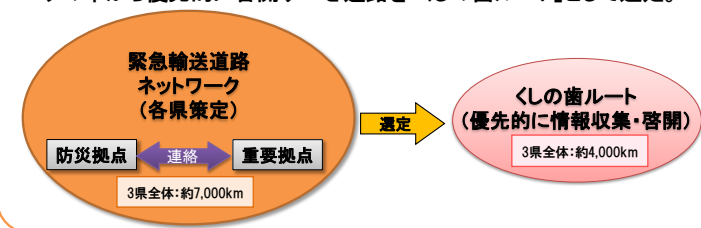
緊急輸送道路の中から、南海トラフ巨大地震発災時に優先的に被災状況の情報収集と道路啓開を行う。

『くしの歯ルート』を以下のSTEP1～3の考え方に基づき選定。

- STEP1 : 全ての高速道路, 都市高速, 及び直轄国道(浸水地域を除く)を選定。ダブルネットワーク確保、緊急交通路指定(※)を考慮。
※緊急交通路:発災時に災害対策基本法第76条に基づいて公安委員会が指定し、一般車両の通行の禁止・制限を行う路線と区間
- STEP2 : 沿岸沿いの地域の道路啓開を迅速に行うため、「STEP1」と「STEP3」の候補ルート及び重要拠点等を効率的に結ぶ比較的耐震性の高い(必要に応じ耐震対策を行うべき)ルートを選定。(STEP1の候補ルートから各市町村へ少なくとも1ルートを選定)
- STEP3 : 沿岸ルート等、被害が甚大で孤立の危険性が高いエリアを通るルートを選定。



□ 津波被害想定(内閣府)をもとに、緊急輸送道路(各県策定)ネットワークの中から優先的に啓開すべき道路を「くしの歯ルート」として選定。



令和6年3月時点

	高速 道路等 (km)	直轄 国道 (km)	県・市 等 (km)	計 (km)
STEP1	875	671	188	1,734
STEP2	0	160	947	1,107
STEP3	0	324	855	1,179
計	875	1,155	1,990	4,020

※静岡県、愛知県、三重県の合計

(2) 拠点アクセスルートを選定

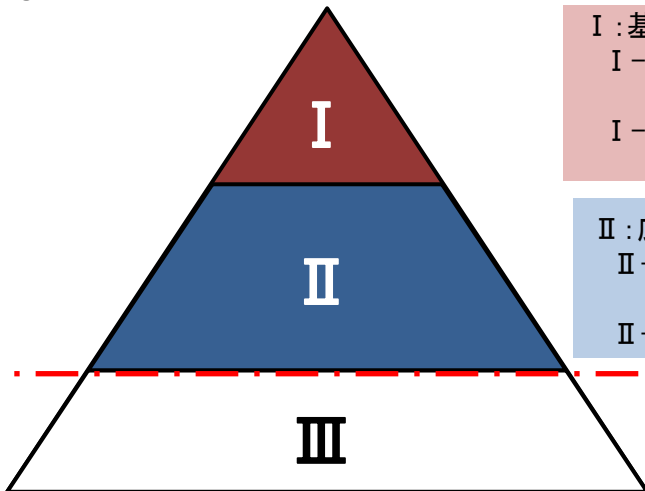
＜アクセスすべき拠点の設定＞

- 人命救助及び緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点を設定。
- 拠点アクセスルートについてもくしの齒ルートと同様に具体計画を策定。

◆ 人命救助のためにアクセスすべき拠点と、物資輸送のためにアクセスすべき拠点を抽出

- ① 人命救助、広域支援において重要な防災拠点
【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ② 道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県土木事務所等】
- ③ 発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④ 県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

① 「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリ



Ⅰ：基幹的広域防災拠点

Ⅰ-A：基幹的広域防災拠点(司令塔機能)

⇒2施設：名古屋合同庁舎2号館、静岡県庁

Ⅰ-B：基幹的広域防災拠点(高次支援機能)

⇒3施設：名古屋飛行場、名古屋港、富士山静岡空港

Ⅱ：広域防災拠点(各県の地域防災計画に関する拠点等)

Ⅱ-A：広域防災拠点(県境を超える圏域で活動する拠点)

⇒110施設：御前崎港、大高緑地公園、四日市港等

Ⅱ-B：広域防災拠点 ⇒73施設：災害拠点病院等

Ⅲ：防災拠点(市町村の物資、活動拠点等)

⇒500施設以上：公園、公民館などの避難場所

②道路啓開の指揮所となる拠点事務所

③発災直後のエネルギー確保

④県・市町村の防災計画等と整合

1-7. 救援・救護ルート、緊急物資輸送ルート確保に向けた道路啓開概要

- 救援・救護ルート:くしの歯ルートSTEP1～3及び拠点アクセスルート。
- 緊急物資輸送ルート:全ての被災地、全ての拠点へのルート。

道路啓開概要

くしの歯ルート

STEP1 広域支援ルート(くしの軸)の確保と道路啓開体制の確立

- ① 耐震化された高速・直轄国道のダブルネットワークの相互利用による早期の広域支援ルート確保
- ② 直轄, NEXCO, 自衛隊, 警察, 消防, 災害協定業者等が密接に連携した被災状況の把握と情報共有
- ③ 災害協定業者との連携による迅速な道路啓開作業の開始

STEP2・3 人命救助のためのくしの歯・沿岸沿いルートの確保

- ① 広域支援ルート(くしの軸)から被害が甚大なエリアに至るくしの歯ルートを道路啓開(STEP2)
ただし、新たな被災情報に基づき道路啓開の優先順位を随時変更
- ② 沿岸沿いルートを道路啓開(STEP3)

緊急物資輸送のための被害地域全域へのルートの確保

- ① 被害地域全域へのルートを道路啓開
ただし、新たな被災情報、物資輸送情報等に基づき道路啓開の優先順位を随時変更

拠点アクセスルート

拠点へのアクセスルートの確保

人命救助、緊急物資輸送のための
広域防災拠点等へ向けたアクセス
ルートを道路啓開

全ての拠点へのアクセスルートの確保

被害地域全域への緊急物資輸送
等のため全ての拠点へ向けたアク
セスルートを道路啓開

2-1. 対応手順

大規模地震発生

・中部地方整備局長が中部版「くしの歯作戦」における道路啓開オペレーション計画開始の指示及び通知。

(1) 被災状況の把握

早急に啓開し緊急車両の通行を確保すべき被災地の状況把握。
「くしの歯ルート」の通行可否等の状況把握。

・防災ヘリコプター、CCTV映像による調査。



防災ヘリ

・維持業者による道路パトロール、災害協定業者による自発的道路パトロール実施・報告。
・災害協定業者の資機材・人員確保状況を報告。



道路パトロール



自発的道路パトロール実施・報告

(2) 情報共有

被災地への通行可能ルート、被災箇所等を「くしの歯防災システム」等に表示し、関係者で情報共有。事前に計画した道路啓開ルートについて、迂回路が必要であれば検討。

・くしの歯ルート等の通行可否・被災状況等について、くしの歯防災システム等を活用して、共通の様式(一覧表)・地図等で関係機関で情報共有。



(3) 関係者間の調整・啓開指示

・くしの歯ルート等の通行可否・被災状況について、くしの歯防災システム等活用して、共通地図等で関係機関で情報共有。
・被災箇所を含む担当区間の災害協定業者に道路啓開作業の開始を指示。



啓開指示等

(4) 道路啓開の実施

・自衛隊、警察、消防等、関係機関と連携し、啓開作業を実施。
・人命救助のための救護・救援ルートを確保。
・地域の生活を維持するために必要な緊急物資輸送ルートを確保。



被災直後



道路啓開作業後

道路啓開状況 (出典：東北地方整備局道路部東日本大震災対応記録誌)

■ボートによる救助



(膝上まで徒歩可能)

■盛土による道路啓開



出典：東北地方整備局震災伝承館

3-1. 被災状況の把握

- 維持業者・災害協定業者により道路パトロールを実施し、「くしの歯防災システム」にて被災状況を登録し共有。
- 道路管理者は、道路パトロール結果の他、CCTV、防災ヘリコプターなどの情報を集約し確実に被災状況を把握。

維持業者、災害協定業者

①道路パトロール(自発的)開始



会社からパト開始、終了の連絡 → 事務所

※津波浸水想定区域においては、安全確保(避難場所の確保等)したうえで、道路管理者の指示を受けてから道路パトロールを開始

②くしの歯防災システムに被災状況を登録



くしの歯
防災
システム

道路管理者

①被災状況の収集



CCTV

事務所

※国道事務所や県土木事務所など



防災ヘリコプター

■大津波警報等発表中の津波浸水想定区域では、広域監視カメラ、防災ヘリコプターによる情報収集

各道路管理者のパトロール情報

②被災状況の集約

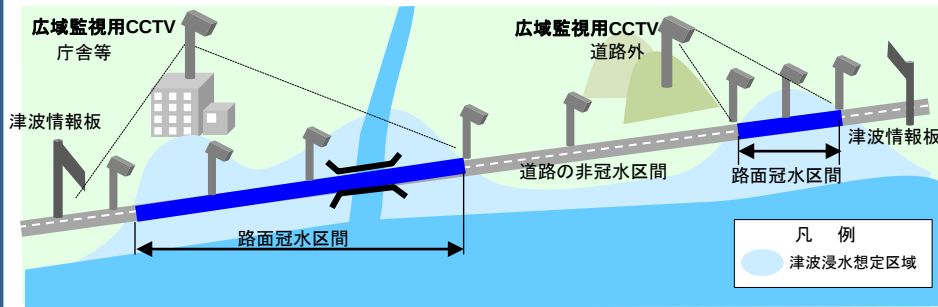
災害対策本部



3-1. 被災状況の把握

■広域監視用CCTVの整備

- 津波浸水域や津波警報下で安全が確保できず道路パトロールが開始できない場合、沿岸部のCCTVカメラにより、被災地の状況を迅速に把握する。
- 津波浸水想定区域では、国の事務所・出張所及び自治体の庁舎等の高所や道路外(山側等)へ広域監視用CCTVを整備する。



■バイク隊・ドローンの活用

- 災害時、四輪自動車が進入出来ない箇所の調査には、二輪車による現地調査等を実施する。
- 道路パトロール等による被災状況の確認が困難な箇所においてドローンを活用する。

● 静岡バイク隊



訓練状況



ドローンによる調査状況

■くしの歯防災システム

- 災害現地からの報告作業の効率化、被災状況整理の迅速化
- 道路啓開指示情報の共有



①【写真を登録】



被災状況写真を登録

③【道路啓開指示】

※拠点事務所の担当者から、
参集場所の責任者へ連絡
し、災害協定業者へ指示

道路啓開作業の
開始

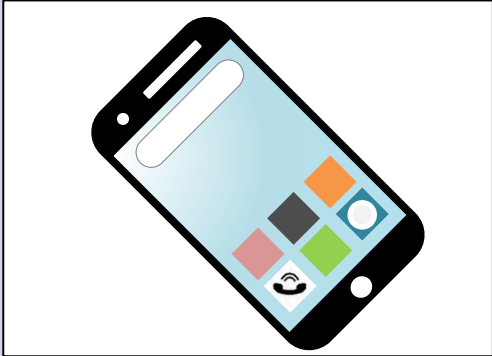
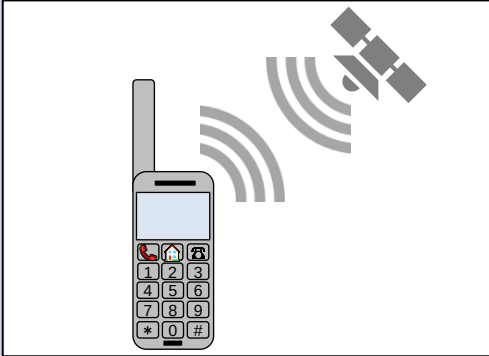
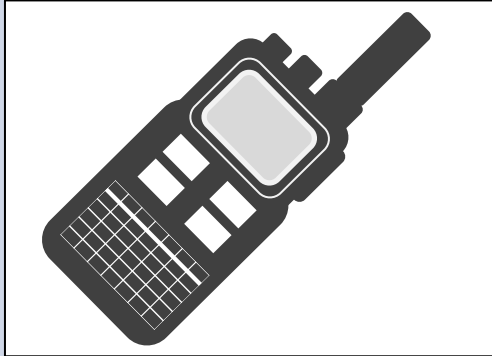


災害協定業者

3-2. 被災時における通信手段

- 南海トラフ巨大地震発生時、一般電話、携帯電話の使用が不可能となった際の、拠点事務所と参集場所（責任者）、現地の啓開作業班との通信手段の確保が課題。
- ルート毎の啓開計画を踏まえ、各拠点事務所での必要台数を整理し、台数の確保、使用方法の習得を図る。

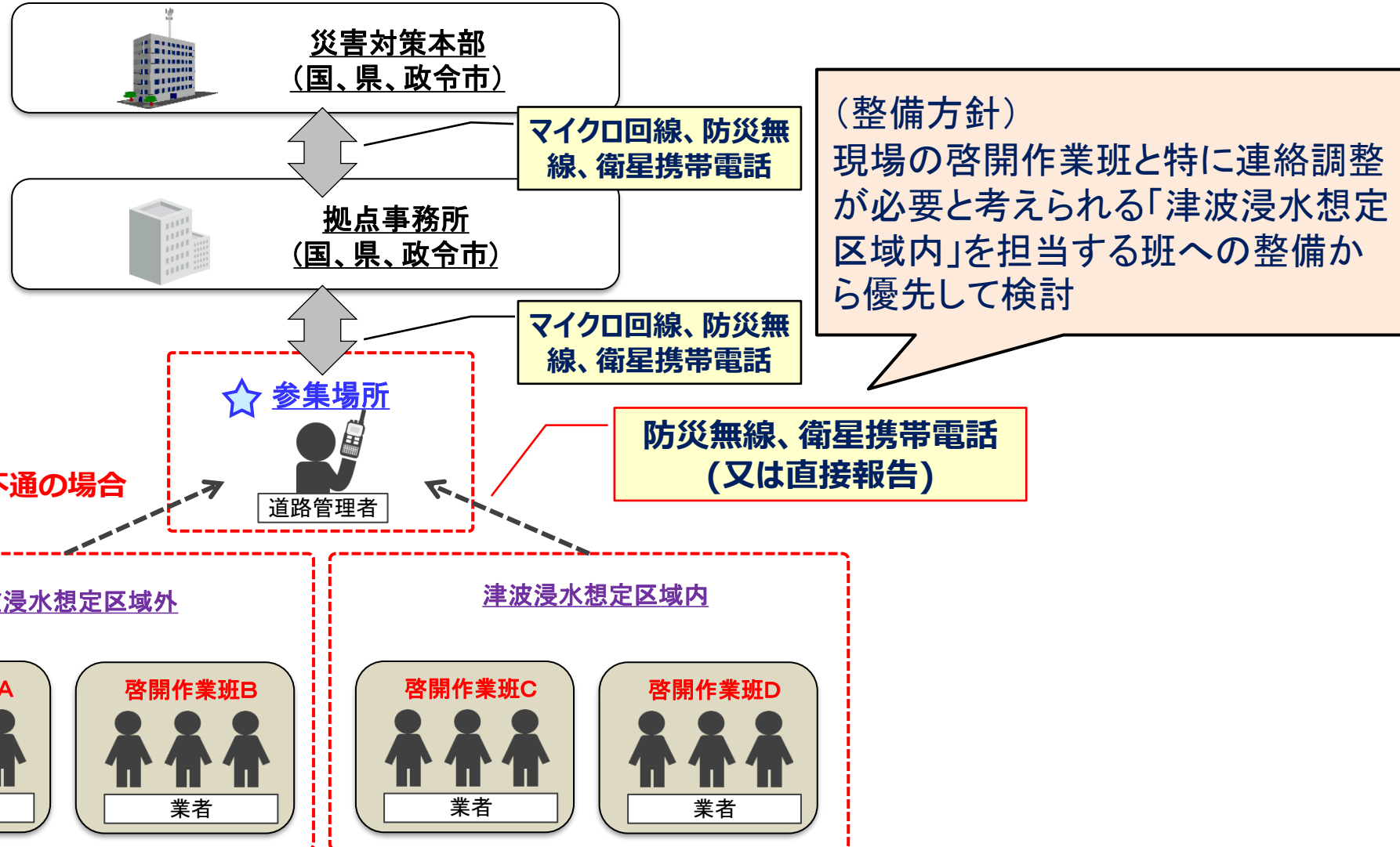
■被災時の通信手段の概要

災害時優先電話	衛星携帯電話	防災無線等
		
○通常の携帯電話と同様の操作 ○民間の電話回線混雑時にも使用可	○民間の電話回線不通時にも使用可 ※相手も通話可能の必要有 ○場所を選ばず設置可能	○民間の電話回線不通時にも使用可 ○基地局の対応範囲内であればどこでも通話可能 ○操作性や感度に問題は無く、発災時にも有効
●停電時等、民間の電話回線不通時には使用不可 ●登録出来る台数に制限有（増強困難）	●アンテナを衛星の方向に向ける必要があり可搬性に劣る（衛星の位置により通話が困難になることがある） ●設置方法等、操作方法の習得が必要（防災無線より操作性や感度が悪い） ●屋内での使用が困難	●周辺事務所以外との通話が不可能 ●他機関との通信が不可能 ●衛星携帯電話と同様に、操作方法の習得が必要

3-2. 被災時における通信手段

○拠点事務所や参集場所、現地との情報共有・指示を円滑に行うために防災無線等を確保。

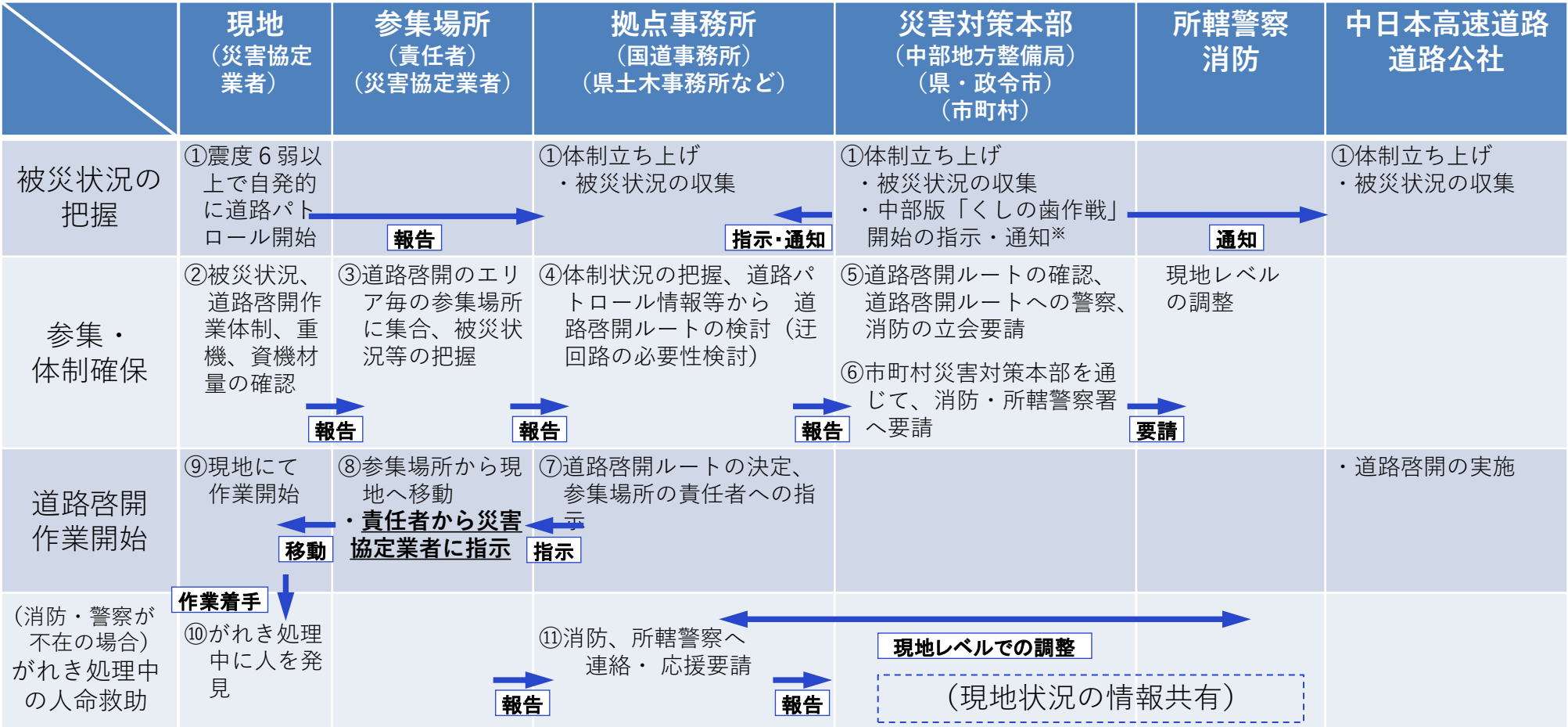
【中部版「くしの歯作戦」における情報共有・指示の体制】



4. 道路啓開

4-1. 道路啓開実施における連絡系統

- 災害協定業者は、道路啓開を実施するルート毎に設定した参集場所へ集合、参集場所の責任者の指示により作業開始。
- がれき処理中に人を発見した場合は、拠点事務所から消防又は所轄警察へ連絡。



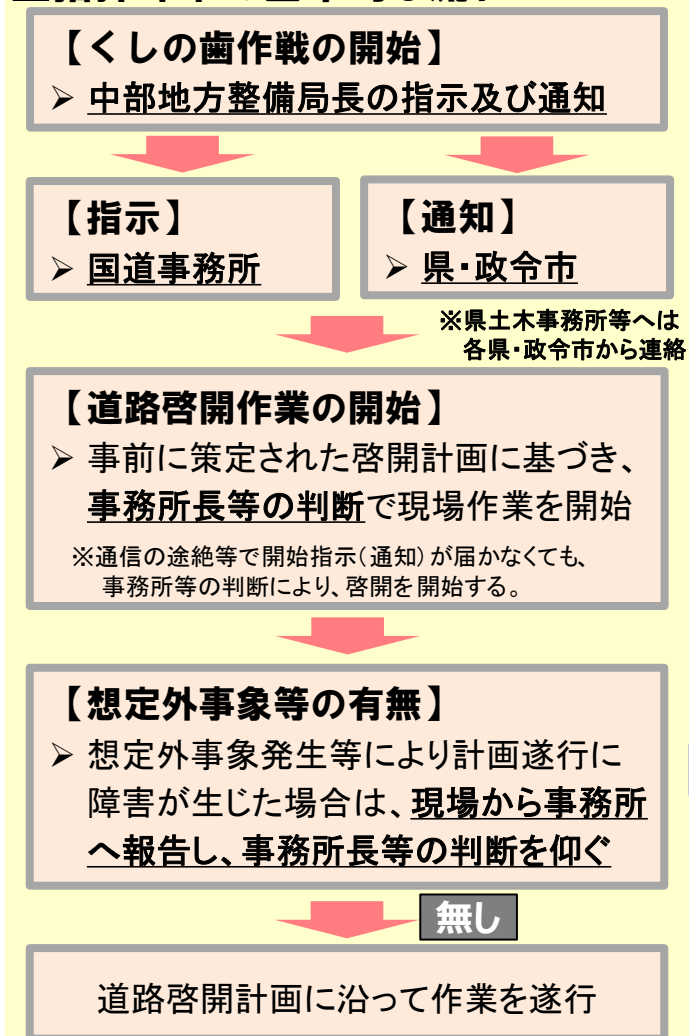
注)被災状況や通信状況等により、臨機応変に対応するものとする。
※大津波警報発表等をもって、中部地方整備局長が国道事務所長に開始の指示、および各道路管理者に開始の通知を行い、担当部署から県建設事務所・政令市土木事務所等へ開始を指示

※事務所長等：国道事務所長、県土木事務所長など及びこれに準ずる職

4-2. 指揮命令権

- 道路啓開作業における指揮命令権を事前に取り決めることで、計画の実効性向上。
- 中部版「くしの歯作戦」は、中部地方整備局長が計画開始の指示及び通知。
- 基本的には現場の判断を優先し、事務所長等(※)が状況に応じて指揮。(道路部は積極的にバックアップ)

■指揮命令の基本的な流れ



■権限範囲(例)

◇事務所長等

迂回ルート決定、所轄警察や地域消防への応援要請、資機材・要員・燃料の管内における過不足調整(任意) 等

◇中部地方整備局道路部

県警本部・消防本部・自衛隊・DMAT等への応援要請・広域支援(岐阜・長野及び他地整)、燃料調達(経産省) 等

【事務所長等の判断の可否】

- 事務所長等判断により難しい場合は、災害対策本部(道路部)に応援要請

判断
困難

【中部地方整備局道路部のバックアップ】

- 災害対策本部(道路部)から各機関へ応援要請、調整等を実施

支援

判断可

事務所長等の指示に従い、啓開作業を遂行

4-3. 計画開始・中断・終了のタイミングと指示の有無

○道路啓開の開始から終了に至るそれぞれのタイミングで道路管理者からの指示を要する場面を明確化。

■前提 被災直後のパトロールは「自発的」に実施、道路啓開は「指示」が基本

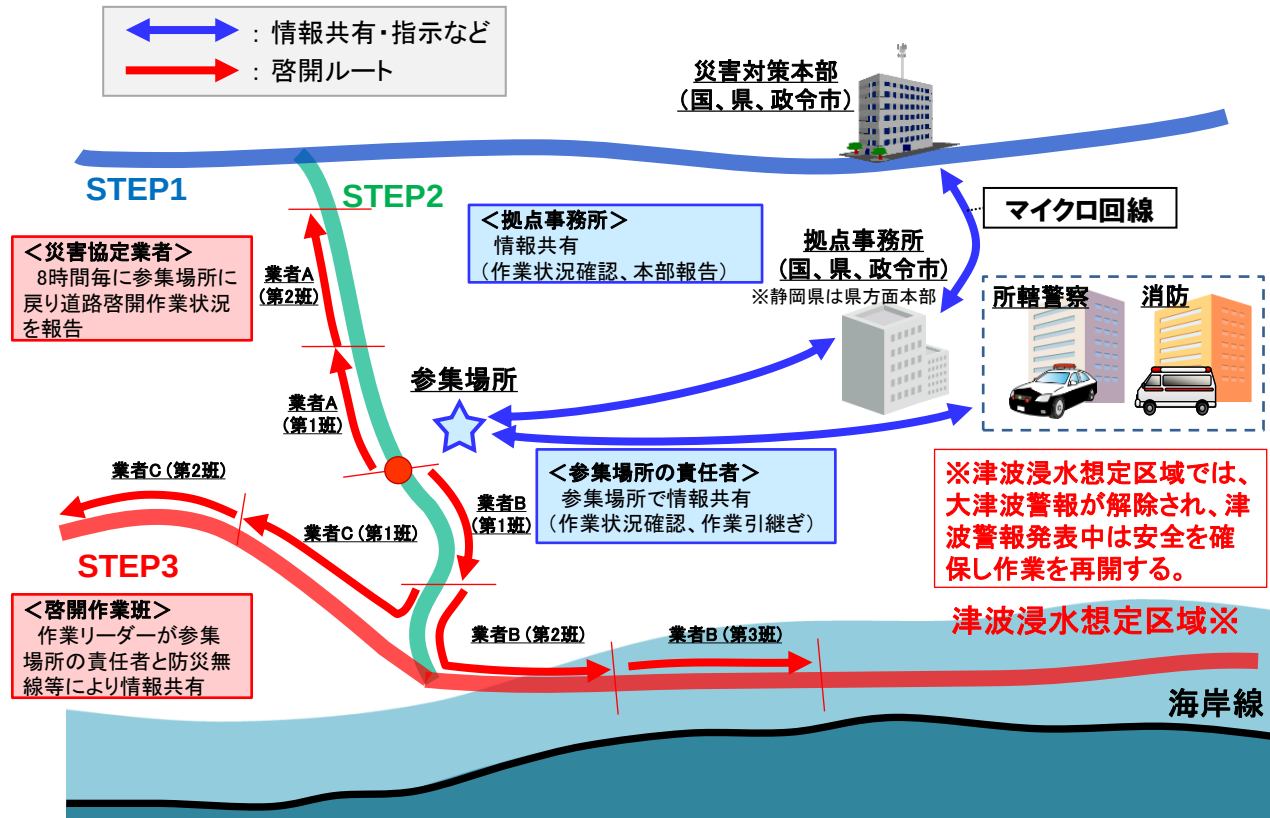
■指示の考え方 ※事務所長等：国道事務所長、県土木事務所長など及びこれに準ずる職

タイミング	指示の考え方
開始	◆ 大規模地震発生に伴った<u>大津波警報発表等の広域的な被害が想定される際に整備局長から計画開始指示(通知)</u> ◆ 当該指示及び通知の伝達は道路部関係者、事務所長等(※)へ一斉メール(メールは道路部から送信) ◆ 事務所長等は被災状況や各参集場所の参集状況を確認し、<u>道路啓開作業の開始指示</u> ➢ <u>津波浸水想定区域の作業は、大津波警報解除後に開始</u> ➢ <u>津波浸水想定区域外の作業は、参集後ただちに開始</u> ※大津波警報が発令されている間は調査のためであっても区域内には立ち入らない。
中断	◆ 道路啓開開始後、<u>大津波警報が再び発表された場合は、津波浸水想定区域内における現地の作業を一時中断し、安全な場所に避難</u>
再開	◆ 大津波警報解除後、<u>津波警報が発表されている場合は、事務所長等より「安全確保のうえ作業再開」の指示</u>のもと、安全を確保した状態で作業を再開 ※津波警報発表中の道路啓開作業について、重機等を操作する作業者への余震発生等の情報伝達方法を検討する必要がある。
終了	◆ 作業の終期は現地での指示に基づく

4-4. 道路啓開の進め方

- 携帯電話が不通の場合においても、道路啓開作業状況を確実に共有する仕組みを構築。
 - ・24時間体制(8時間×3班)を構築。
 - ・8時間毎に参集場所に集合し、参集場所の責任者の下、点呼、作業状況確認、作業引継ぎを実施。
 - ・参集場所で共有した情報は、参集場所の責任者が防災無線等にて拠点事務所へ伝達。
- がれき処理中に人命救助が必要となった場合、警察、消防と一緒に実施することが基本。

■道路啓開の進め方



東日本大震災の事例
(警察、消防との現地における連携)



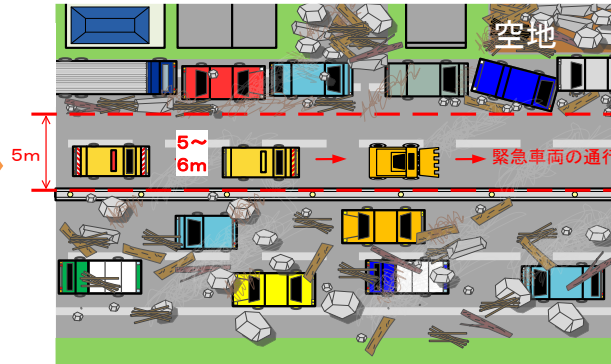
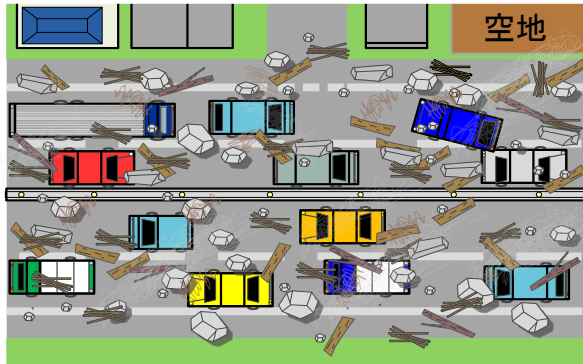
出典:「震災伝承館」
東北地方整備局

注)被災状況や通信状況等により、臨機応変に対応するものとする。

4-5. 道路啓開の作業要領

中央分離帯あり

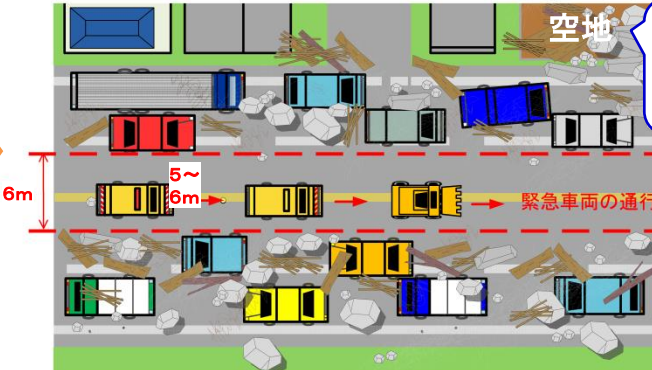
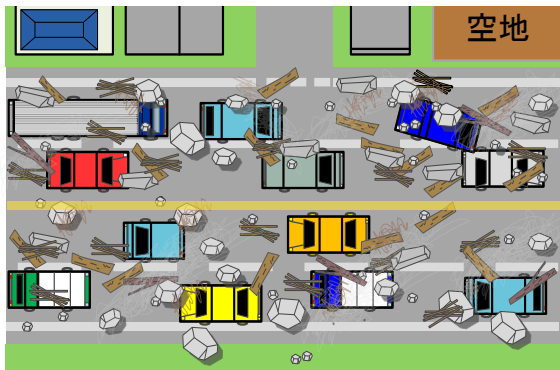
- 啓開箇所：啓開進行方向左側車線の中央分離帯側を標準とするが現地状況に応じて対応。
- 放置車両、がれきの移動：片側（民地側）を標準とするが、現地状況から寄せることが出来ないと判断された場合は、沿道上の空き地に一時的に集積。
- がれき処理は地方自治体の実施し、困難な場合は地方自治法の規定により県が主体となって実施する場合がある。



現地状況から寄せることができない場合は、沿道上の空き地に一時的に集積

中央分離帯なし

- 啓開箇所：車道の中央部分を標準とするが現地状況に応じて対応。
- 放置車両、がれきの移動：両側を標準とするが現地状況から寄せることが出来ないと判断された場合は、沿道上の空き地に一時的に集積。
- がれき処理は地方自治体の実施し、困難な場合は地方自治法の規定により県が主体となって実施する場合がある。



現地状況から寄せることができない場合は、沿道上の空き地に一時的に集積

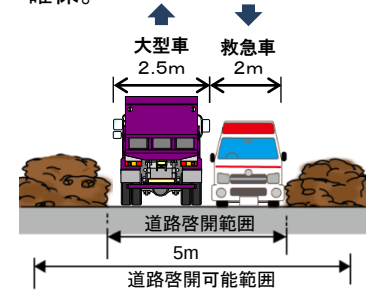
※2車線道路の場合も、同様に中央部分の5~6mを啓開

道路啓開の幅員について

先発部隊

道路啓開範囲5m

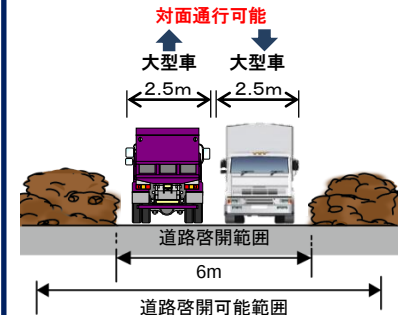
まずは車両が最低限通れるように、先発部隊により5m幅を確保。



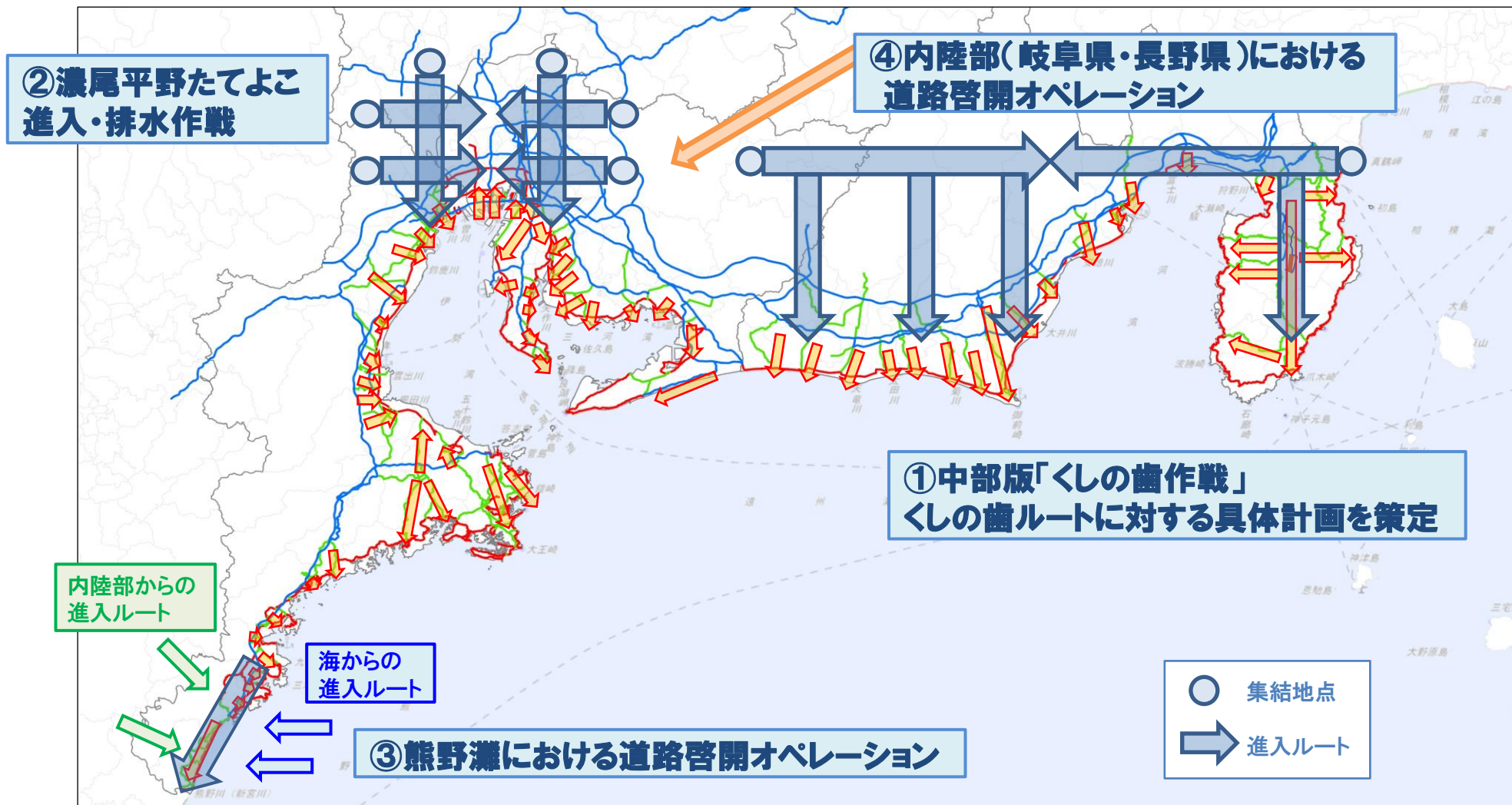
後発部隊

道路啓開範囲6m以上

先発隊に引き続き、後発部隊により大型車の対面通行が可能な幅員6m以上を確保。



- ① 道路啓開目標に向けたSTEP1、2、3でルートを確認する中部版「くしの歯作戦」
- ② 濃尾平野の大規模な浸水被害に対する「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」
- ③ 沿岸部に甚大な被害を受ける「熊野灘における道路啓開オペレーション」
- ④ 岐阜県・長野県の被害に対する「内陸部における道路啓開オペレーション」



4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

【具体計画作成上の留意事項】

1. ここで示す具体計画は、一定の条件の下で試算した結果であり、実際の発生時には異なることがある。
2. 一定の条件とは以下のとおりである。
 - ① 具体計画における被害(がれき量、橋梁段差、橋梁流出、落橋、斜面崩壊、液状化)は以下のとおり想定したものである。
 - がれき量: 各県の被害想定によるがれき量と浸水域からがれき量を推定
 - 橋梁段差: 東日本大震災、熊本地震等の被災事例から推定
 - 橋梁流出: 東日本大震災の被災事例から推定
 - 落橋: 耐震補強状況から推定
 - 斜面崩壊: 各県の被害想定による危険地から推定
 - 液状化: PL値と道路沈下量の推定式より推定
 - ② 必要資機材量は、上記の被害想定毎に、道路啓開に必要な資機材を算出した。
 - ③ 道路啓開を実施する災害協定業者は全て被災を受けていないと想定した。
- 以上のことから、見込まれていない被害や想定外の被害が発生した場合は、啓開ルート及び必要資機材量が変更となる場合がある。

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(1)被害想定量および必要な資機材量等の算定

1)道路啓開に関する被害想定

道路閉塞要因を抽出し、道路閉塞リスク大の項目について、被害想定量を算出

想定される被害 (道路閉塞要因)	内容	啓開方法	道路閉塞リ スク
建物倒壊	津波浸水域外の沿道建物の倒壊による道路の閉塞	がれき(倒壊建物)の除去	大
がれきの堆積	津波により家屋、雑木等が道路に堆積	がれきの除去	大
津波による道路水没	津波到来後、浸水域内で水位が下がらず、道路が水没	土のう等を用いた盛土の構築	大
橋梁段差	橋梁と土工部との境界等、構造体が異なることで段差が発生	碎石等を用いた車路の構築	大
橋梁流出	津波により、橋梁上部工に水平力と上揚力が作用し、橋梁が流出	組立橋等の応急復旧橋架設 盛土による代替道路構築	大
落橋	地震により、橋脚の破壊や移動などがおこり、橋桁が落下	組立橋等の応急復旧橋架設 盛土による代替道路構築	大
斜面崩壊	斜面崩壊により土砂が路面上に堆積	堆積土砂の除去、盛土構築	大
液状化	液状化による噴出土砂の堆積	堆積土砂の除去	大
電柱・標識の倒壊	電柱や標識が道路側に倒れ、道路を閉塞	電線管理者により通電処理 ブルドーザー等により移動	小
歩道橋の落橋	歩道橋付属看板や、跨道部の落橋	歩道橋の切断、移動	小
放置車両	発災後、道路の被災により車両の通行ができなくなり、 車両を放置して避難 車両の走行不能	レッカー等による放置車両の 移動	小
踏切による遮断	遮断機が停電し、踏切が封鎖	鉄道管理者と協議、踏切解放	小

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(1)被害想定量および必要な資機材量等の算定 2)道路啓開に関する被害想定量の算出方法

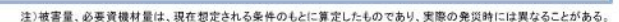
- 各県の地震被害想定の結果に基づき、道路閉塞要因となる被害量の算定方法を設定
- 必要な資機材量の試算のため、東日本大震災の実績等をもとに資機材の作業能力と班編成を設定

項目	算定方法	作業能力	資機材パーティ
① 路上の 瓦礫堆積	■非浸水域 ・震度6強以上の範囲(各県被害想定)における建物用地(国土数値情報)及び平面2車線以下の道路を対象とする。 ・市町村別の津波堆積物を除く災害廃棄物(各県災害廃棄物処理計画)を対象道路面積換算して、該当区間の道路上の堆積量を想定する。 ■浸水域 ・津波浸水域内の範囲(各県被害想定)における道路を対象とする。 ・上記で得られた災害廃棄物に加え、市町村別の津波堆積物(最大値)を対象道路面積換算して、該当区間の道路上の堆積量を想定する。	■非浸水域、浸水域とも 日当たり施工量:260㎡/日	■非浸水域、浸水域とも バックホウ:1台/日 作業員:2人/日
②津波による 道路水没	■浸水域(強制排水区間) ・浸水域内で海水が自然排水出来ないため、盛土・大型土のうによる道路啓開が必要な区間を対象とする。 ・津波が引いた後でも、朔望平均満潮位以下の地域では排水できないと考え、TP+1.0m以下を対象とする。	日当たり施工量:33m/日	大型土のう:66袋/日、 盛土:165㎡/日 バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラー:1台/日 作業員:5人/日
③ 橋梁段差	・橋長15m以上の橋梁を対象とする。 ・踏掛板を設置している橋梁は除外する。 ・地震による揺れや液状化により橋台背面に段差が生じるものと想定する。 ・地盤が液状化する範囲(各県被害想定)については、震度によらず30cmの段差が生じるものとする。 ・地盤が液状化しない箇所については、震度5強以上の箇所で20cmの段差が生じるものとする。	■液状化範囲 日当たり施工量:100橋台/日 ■非液状化範囲 日当たり施工量:100橋台/日	■液状化範囲 土砂:6.7m ³ 、RC-40(t=10cm):100m ³ ブルドーザ、振動ローラー、タイヤローラー:1台/日 作業員:4人/日 ■非液状化範囲 土砂:1.7m ³ RC-40(t=10cm):70m ³ ブルドーザ、振動ローラー、タイヤローラー:1台/日 作業員:4人/日
④ 橋梁流出	・橋長15m以上の橋梁を対象とする。 ・橋梁上部工が津波により完全に水没する時に橋梁が流出するものと想定する。 ・震度によらず、浸水域の水深が5m以上の橋梁が流出するものと想定する。 ※2m(橋梁桁高)+3m(TP+0mからの想定桁下高)=5m	原則として、迂回路を検討 迂回路設定が不可能な箇所は、応急組立橋の活用を検討	応急組立橋:1橋/箇所
⑤ 落橋	・耐震性能3を満足しない橋梁は落橋リスクがあり迂回路を検討する。 ・また、熊本地震を踏まえ、くしの齒ルート上の耐震性能3を満足しないオーバブリッジ(跨道橋)についても、落橋による道路閉塞箇所として迂回路を検討する。	原則として、迂回路を検討 迂回路設定が不可能な箇所は、応急組立橋の活用を検討	応急組立橋:1橋/箇所
⑥ 斜面崩壊	・各県被害想定急傾斜危険地および地すべり危険地のランクA箇所のうち、航空写真や現地踏査により道路への影響がある箇所について斜面崩壊等の被害が発生するものとする。	■盛土崩壊 ・崩壊高2m:2.5箇所/日 ・崩壊高3m:1.3箇所/日 ・崩壊高4m:0.6箇所/日 ・崩壊高5m:0.3箇所/日 ■切土崩壊 日当たり施工量:13m/日 大規模な斜面崩壊が想定される箇所は高リスク箇所(通行不能として迂回路検討)とする。	■盛土崩壊 大型土のう(H=2m:8袋/箇所、H=3m:18袋/箇所、 H=4m:32袋/箇所、H=5m:50袋/箇所) 盛土(H=2m:14m ³ /箇所、H=3m:46m ³ /箇所、 H=4m:109m ³ /箇所、H=5m:199m ³ /箇所) ブルドーザ、バックホウ、タイヤローラー:1台/日 振動ローラー:2台/日 作業員:9人/日 ■切土崩壊 大型土のう:3袋/m、バックホウ:2台/日 作業員:4人/日
⑦ 液状化	・内閣府被害想定液状化指数(PL値)に基づき、下式から求められる道路沈下量と同等の噴砂量が発生するものとする。ただし、範囲について、津波浸水想定区域内は除く。 $y=0.9307 \cdot PL \quad (H<65)$ 、 $0.6569 \cdot PL \quad (65 \leq H \leq 90)$ 、 $0.3122 \cdot PL \quad (H=115)$ ここに、y: 想定道路沈下量(cm)、H: 道路舗装厚 (cm)	■土砂の撤去 ・320m ³ /日	■土砂の撤去 ホイールローダー:1台/日 作業員:1人/日

※作業能力に示す日当たり施工量は、8hを想定している

(2) 具体計画の策定

- 道路啓開作業に必要な資材
(土のう袋など)を事前に備蓄しておく
場所である。



4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(3) リスク評価の実施

○ 実効性向上のためリスク箇所を抽出し、リスクに対する対策を踏まえた具体計画を策定。

【基本方針】

(A) 被害規模に対するリスク:

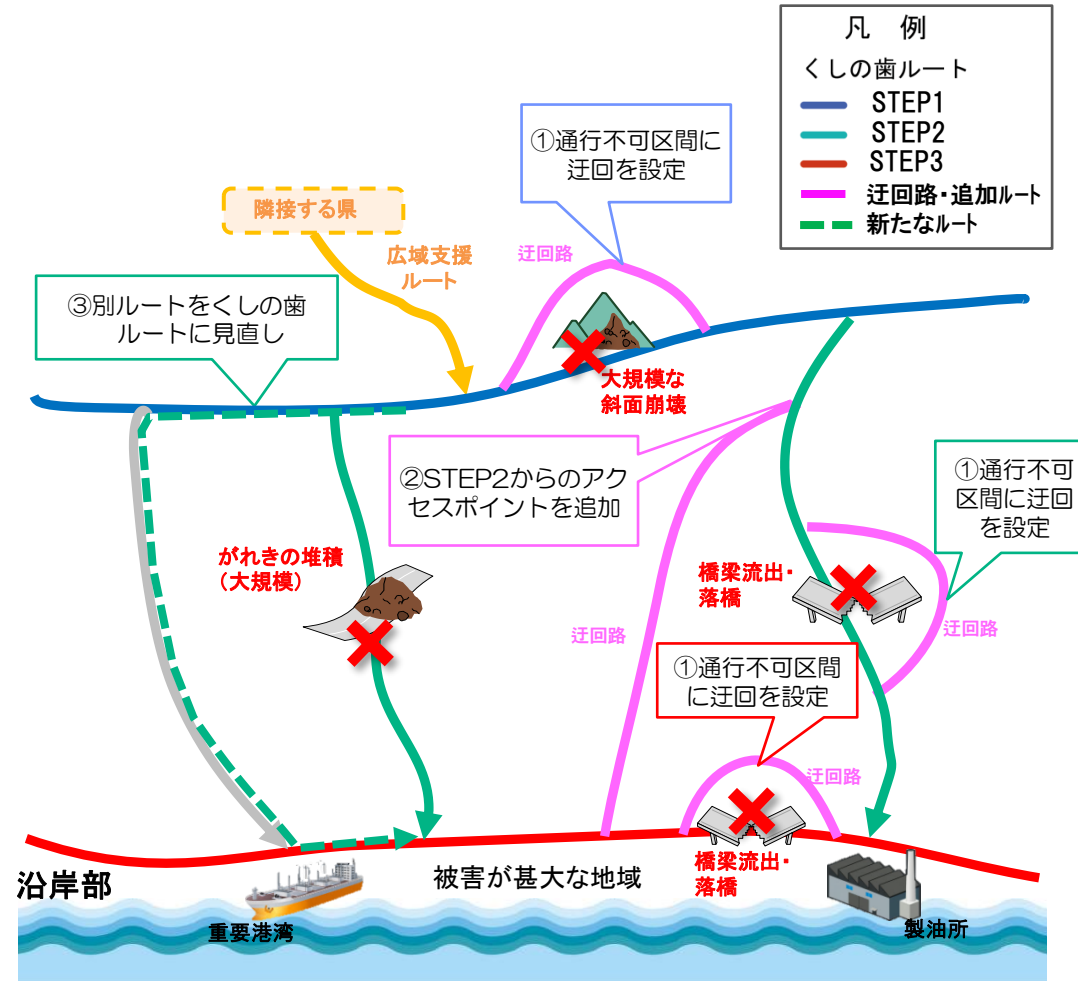
道路啓開が困難となる被害(高リスク)箇所の抽出

- ① 大規模な斜面崩壊、津波による橋梁流出、耐震補強未実施による落橋等に対し、迂回路を設定し、くしの歯ルートに見直し

(B) 片押し作業に対するリスク:

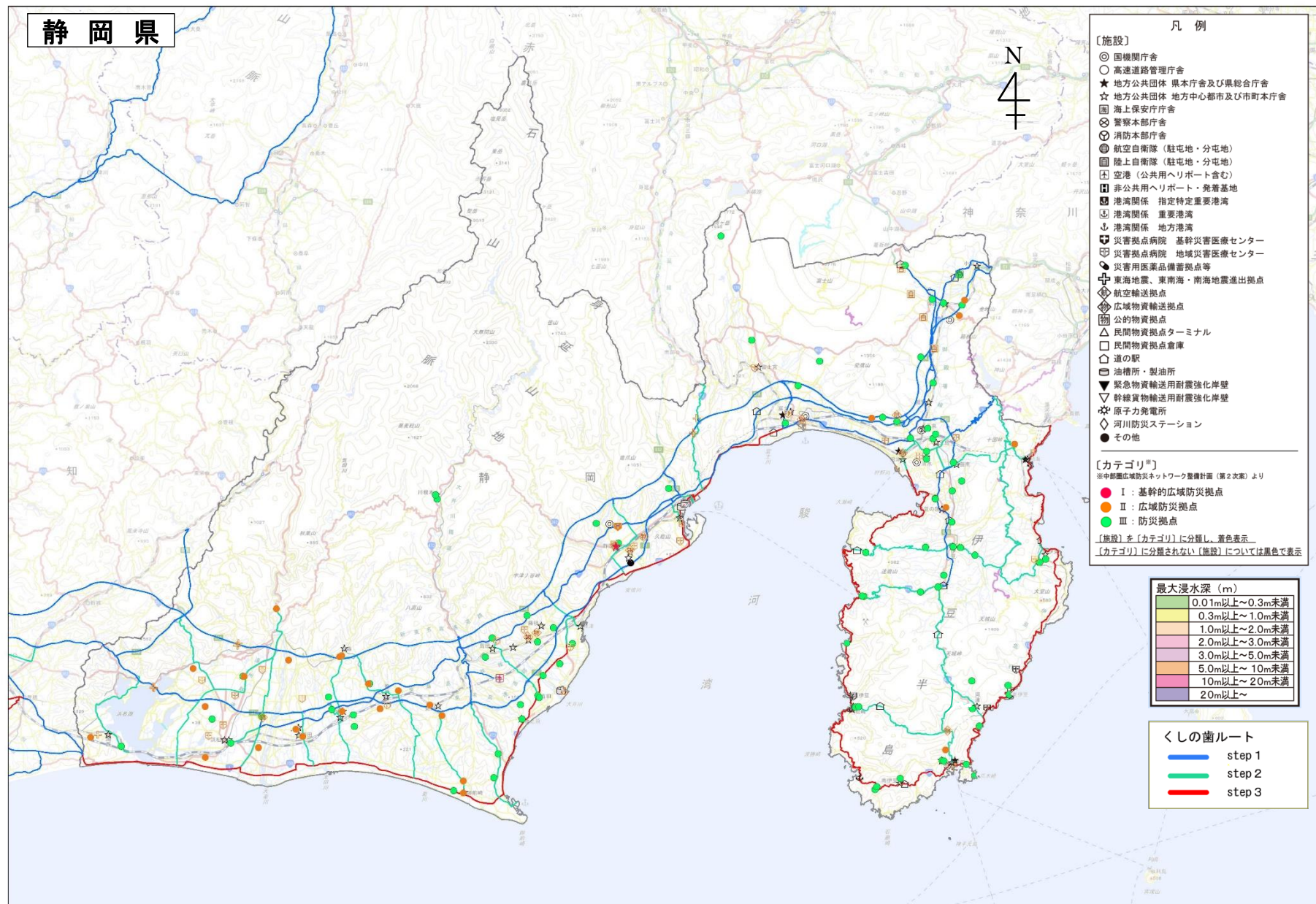
沿岸部(STEP3)の津波被害の片押し作業に対する啓開日数の検証

- ② 迅速な道路啓開を可能とするためSTEP2からのアクセスポイントを追加し、新たなくしの歯ルートを追加
- ③ 迂回路がない箇所に対して、沿岸部に向かう別のルートにくしの歯ルートに見直し



4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【静岡県】



4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【静岡県】

拠点選定理由

- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県土木事務所等】
- ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通し No.	選定理由	施設名称	拠点種別
1	①	県立愛鷹広域公園	航空搬送拠点候補地/航空機用活動拠点 /広域物資輸送拠点
2	①	岳南富士地方卸売市場	広域物資輸送拠点
3	①	姫の沢公園(スポーツ広場、駐車場)	救助活動拠点/広域物資輸送拠点
4	①	県立下田高校グラウンド	広域防災拠点候補地/救助活動拠点
5	①	キラメッセぬまづ	広域物資輸送拠点 /市町物資受入拠点候補地
6	①	河津建設機材倉庫	広域物資輸送/物資受入拠点
7	①	足柄SA(下り線)	広域進出拠点
8	①	東山湖フィッシングエリア駐車場	広域進出拠点
9	①	駒門駐屯地	広域進出拠点
10	①	滝ヶ原駐屯地	広域進出拠点
11	①	板妻駐屯地	広域進出拠点
12	①	富士駐屯地	広域進出拠点
13	①	駿河湾沼津SA(下り線)	広域進出拠点
14	①③	田子の浦港	海上輸送拠点/進出拠点/製油所・油槽所
15	①	沼津港	海上輸送拠点/進出拠点
16	①	下田港	広域進出拠点/海上輸送拠点
17	①	伊東市民病院	災害拠点病院
18	①	国立病院機構静岡医療センター	災害拠点病院
19	①	沼津市立病院	災害拠点病院
20	①	三島総合病院	災害拠点病院
21	①	順天堂大学医学部附属静岡病院	災害拠点病院
22	①	富士宮市立病院	災害拠点病院
23	①	富士市立中央病院	災害拠点病院
24	①	国際医療福祉大学熱海病院	災害拠点病院
25	②	富士国道維持出張所	拠点事務所
26	②	沼津河川国道事務所	拠点事務所
27	②	沼津国道維持出張所	拠点事務所
28	②	御殿場国道維持出張所	拠点事務所
29	②	静岡県富士土木事務所	拠点事務所(県)
30	②	静岡県沼津土木事務所	拠点事務所(県)
31	②	静岡県熱海土木事務所	拠点事務所(県)
32	②	静岡県下田土木事務所	拠点事務所(県)
33	②	東部地域局	拠点事務所(県)
34	②	賀茂危機管理庁舎	拠点事務所(県)
35	④	道の駅「ふじおやま」	道の駅(防災拠点)
36	④	道の駅「富士」	道の駅(防災拠点)
37	④	道の駅「富士川楽座」	道の駅(防災拠点)
38	④	道の駅「すばしり」	道の駅(防災拠点)
39	④	道の駅「伊豆月ヶ瀬」	道の駅(防災拠点)
40	④	道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」	道の駅(防災拠点)
41	④	道の駅「伊東マリンタウン」	道の駅(防災拠点) ※浸水区域
42	④	道の駅「くら戸田」	道の駅(防災拠点)
43	④	道の駅「伊豆のへそ」	道の駅(防災拠点)
44	④	道の駅「下賀茂温泉 湯の花」	道の駅(防災拠点)
45	④	道の駅「花の三聖苑伊豆松崎」	道の駅(防災拠点)
46	④	道の駅「天城越え」	道の駅(防災拠点)
47	④	道の駅「開国下田みなと」	道の駅(防災拠点) ※浸水区域
48	④	熱海港	防災港湾
49	④	松崎港	防災港湾
50	④	松崎新港	防災港湾

通し No.	選定理由	施設名称	拠点種別
51	④	宇久須港	防災港湾
52	④	稲取漁港	防災港湾
53	④	妻良漁港	防災港湾
54	④	富士市役所	市町庁舎等
55	④	富士宮市役所	市町庁舎等
56	④	沼津市役所	市町庁舎等
57	④	三島市総合防災センター	市町庁舎等
58	④	熱海市役所	市町庁舎等
59	④	伊東市役所	市町庁舎等
60	④	御殿場市役所	市町庁舎等
61	④	裾野市役所	市町庁舎等
62	④	下田市役所	市町庁舎等
63	④	伊豆市役所	市町庁舎等
64	④	伊豆の国市役所	市町庁舎等
65	④	清水町役場	市町庁舎等
66	④	長泉町役場	市町庁舎等
67	④	小山市役場	市町庁舎等
68	④	函南町役場	市町庁舎等
69	④	河津町役場	市町庁舎等
70	④	西伊豆町役場	市町庁舎等
71	④	松崎町役場	市町庁舎等
72	④	下田メディカルセンター	救護病院
73	④	公益社団法人地域医療振興協会伊豆今井浜病院	救護病院
74	④	医療法人社団健育会西伊豆健育会病院	救護病院
75	④	医療法人社団健育会熱川温泉病院	救護病院
76	④	康心会伊豆東部病院	救護病院
77	④	富士宮市民体育館	救助活動拠点/物資輸送拠点
78	④	富士市総合運動公園	救助活動拠点
79	④	修善寺虹の郷(駐車場)	救助活動拠点
80	④	伊東高校	救助活動拠点
81	④	旧スポーツワールド	救助活動拠点
82	④	土肥中学校	救助活動拠点
83	④	韮山運動公園	救助活動拠点
84	④	B&G海洋センター	救助活動拠点
85	④	戸田B&G海洋センター	救助活動拠点
86	④	富士通(株)沼津工場	救助活動拠点
87	④	裾野市運動公園陸上競技場	救助活動拠点
88	④	柿田川公園	救助活動拠点
89	④	修善寺グラウンド	救助活動拠点
90	④	御殿場市民会館	救助活動拠点
91	④	小山市総合体育館	救助活動拠点
92	④	麗の森の大きな家まほろば	救助活動拠点
93	④	富士市立少年自然の家・丸火体育館	救助活動拠点
94	④	大輪荘	救助活動拠点
95	④	大仁体育館	救助活動拠点
96	④	中伊豆社会体育館	救助活動拠点
97	④	長岡体育館	救助活動拠点/物資輸送拠点
98	④	天城ドーム	救助活動拠点
99	④	小山町生涯学習センター多目的広場	救助活動拠点
100	④	天城小学校	救助活動拠点

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【静岡県】

拠点選定理由

- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県土木事務所等】
- ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通し No.	選定理由	施設名称	拠点種別
101	(4)	下田市消防団第5分団第1部詰所用地	救助活動拠点
102	(4)	認定こども園駐車場	救助活動拠点
103	(4)	三島市民文化会館	救助活動拠点
104	(4)	静岡県警察東部運転免許センター	救助活動拠点
105	(4)	南伊豆町役場	市町村庁舎等
106	(4)	東伊豆町役場	市町村庁舎等
107	(4)	裾野市民文化センター	救助活動拠点/物資輸送拠点
108	(4)	長泉町勤労者体育センター	救助活動拠点
109	(4)	県立沼津城北高校グラウンド	救助活動拠点
110	(4)	御殿場プレミアム・アウトレット駐車場	救助活動拠点
111	(4)	小山町役場須走支所	救助活動拠点
112	(4)	富士市産業交流展示場(ふじさんめっせ)	物資輸送拠点
113	(4)	御殿場市体育館	物資輸送拠点
114	(4)	小山町総合文化会館	物資輸送拠点
115	(4)	修善寺生いきまブラザホール	物資輸送拠点
116	(4)	修善寺体育館	物資輸送拠点
117	(4)	伊東温泉競輪場	物資輸送拠点
118	(4)	天城中学校体育館	物資輸送拠点
119	(4)	土肥中学校体育館	物資輸送拠点
120	(4)	菲山文化センター	物資輸送拠点
121	(4)	B&G海洋センター体育館	物資輸送拠点
122	(4)	三島市民体育館	物資輸送拠点
123	(4)	松崎中学校体育館	物資輸送拠点
124	(4)	清水町体育館	物資輸送拠点
125	(4)	東伊豆町役場横 立体駐車場	物資輸送拠点
126	(4)	三坂地区防災センター	物資輸送拠点
127	(4)	函南町文化センター	物資輸送拠点
128	(4)	バカテル公園	救助活動拠点
129	(4)	下田高校南伊豆分校	救助活動拠点
130	(4)	爪木崎公園駐車場	救助活動拠点
131	(4)	敷根公園健康広場	物資輸送拠点/拠点ヘリポート
132	(4)	差田グラウンド	救助活動拠点/拠点ヘリポート
133	(4)	県立松崎高校グラウンド	救助活動拠点/拠点ヘリポート
134	(4)	黄金崎クリスタルパーク駐車場	救助活動拠点/拠点ヘリポート
135	(4)	東伊豆町総合グラウンド(新)	救助活動拠点/拠点ヘリポート
136	(4)	鉢の山セラヒーロード	救助活動拠点/拠点ヘリポート
137	(4)	サンワーク下田	市町村庁舎等
138	(1)(2)	静岡県庁	県庁舎
139	(1)	富士山静岡空港	救助活動拠点
140	(1)	県立草薺総合運動場	広域物資輸送拠点
141	(1)	静岡県産業支援センター(ツインメッセ静岡)	広域物資輸送拠点/救助活動拠点
142	(1)	藤枝中央青果市場	広域物資輸送拠点
143	(1)	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	広域物資輸送拠点/救助活動拠点
144	(1)	清水実原スポーツ広場	進出拠点(警察)
145	(1)	清水PA《上り線》	進出拠点
146	(1)	清水PA《下り線》	進出拠点
147	(1)(3)	清水港	海上輸送拠点/製油所・油槽所
148	(1)(3)	大井川港	海上輸送拠点/製油所・油槽所
149	(1)	御前崎港	海上輸送拠点
150	(1)	地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院	災害拠点病院

通し No.	選定理由	施設名称	拠点種別
151	(1)	静岡市立静岡病院	災害拠点病院
152	(1)	静岡市立清水病院	災害拠点病院
153	(1)	静岡赤十字病院	災害拠点病院
154	(1)	静岡済生会総合病院	災害拠点病院
155	(1)	市立島田市民病院	災害拠点病院
156	(1)	焼津市立総合病院	災害拠点病院
157	(1)	藤枝市立総合病院	災害拠点病院
158	(2)	静岡市静岡庁舎・葵区役所	市町村庁舎
159	(4)	駿府城公園	救助活動拠点
160	(4)	西ヶ谷総合運動場駐車場	救助活動拠点
161	(4)	静岡市駿河区役所	市町村庁舎
162	(2)	静岡土木事務所	市町村庁舎
163	(2)	静岡市清水庁舎・清水区役所	市町村庁舎
164	(4)	清水庵原球場	救助活動拠点
165	(4)	島田市役所	市町村庁舎
166	(2)	島田土木事務所	市町村庁舎
167	(4)	大井川緑地公園(大井川緑地)	救助活動拠点
168	(4)	焼津市消防防災センター	救助活動拠点
169	(4)	焼津市総合グラウンド	救助活動拠点
170	(4)	大井川河川敷運動公園	救助活動拠点
171	(4)	焼津市役所	市町村庁舎
172	(4)	航空自衛隊静浜基地	救助活動拠点
173	(4)	藤枝市役所	市町村庁舎
174	(2)	静岡県藤枝総合庁舎(静岡県中部方面本部)	市町村庁舎
175	(4)	藤枝総合運動公園	救助活動拠点
176	(4)	牧之原市役所	市町村庁舎
177	(4)	榛原総合運動公園 ぐりんぼる	救助活動拠点
178	(4)	相良総合グラウンド	救助活動拠点
179	(4)	吉田町役場	市町村庁舎
180	(4)	吉田町中央公民館	救助活動拠点
181	(4)	川根本町役場	市町村庁舎
182	(4)	高郷河川敷多目的広場	救助活動拠点
183	(4)	静岡市民文化会館	市町物資受入拠点候補地
184	(4)	島田市総合スポーツセンター ローズアリーナ	市町物資受入拠点候補地
185	(4)	焼津市総合体育館	市町物資受入拠点候補地
186	(4)	静岡県武道館	市町物資受入拠点候補地
187	(4)	静波体育館	市町物資受入拠点候補地
188	(4)	吉田町総合体育館	市町物資受入拠点候補地
189	(4)	健康増進施設(体育館)	市町物資受入拠点候補地
190	(3)	油槽所(ENEOS)	燃料供給拠点
191	(3)	油槽所(JONET)	燃料供給拠点
192	(3)	油槽所(東西オイルターミナル)	燃料供給拠点
193	(2)	静岡国道事務所	道路管理庁舎
194	(3)	高松浄化センター	業者参集場所
195	(1)	小笠山総合運動公園(エコパ)	救助活動拠点
196	(1)	浜松市総合産業展示場	広域物資輸送拠点
197	(1)	浜松SA《上り線》	進出拠点
198	(1)	浜松SA《下り線》	進出拠点
199	(1)	浜名湖SA《上り線》	進出拠点
200	(1)	浜名湖SA《下り線》	進出拠点

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【静岡県】

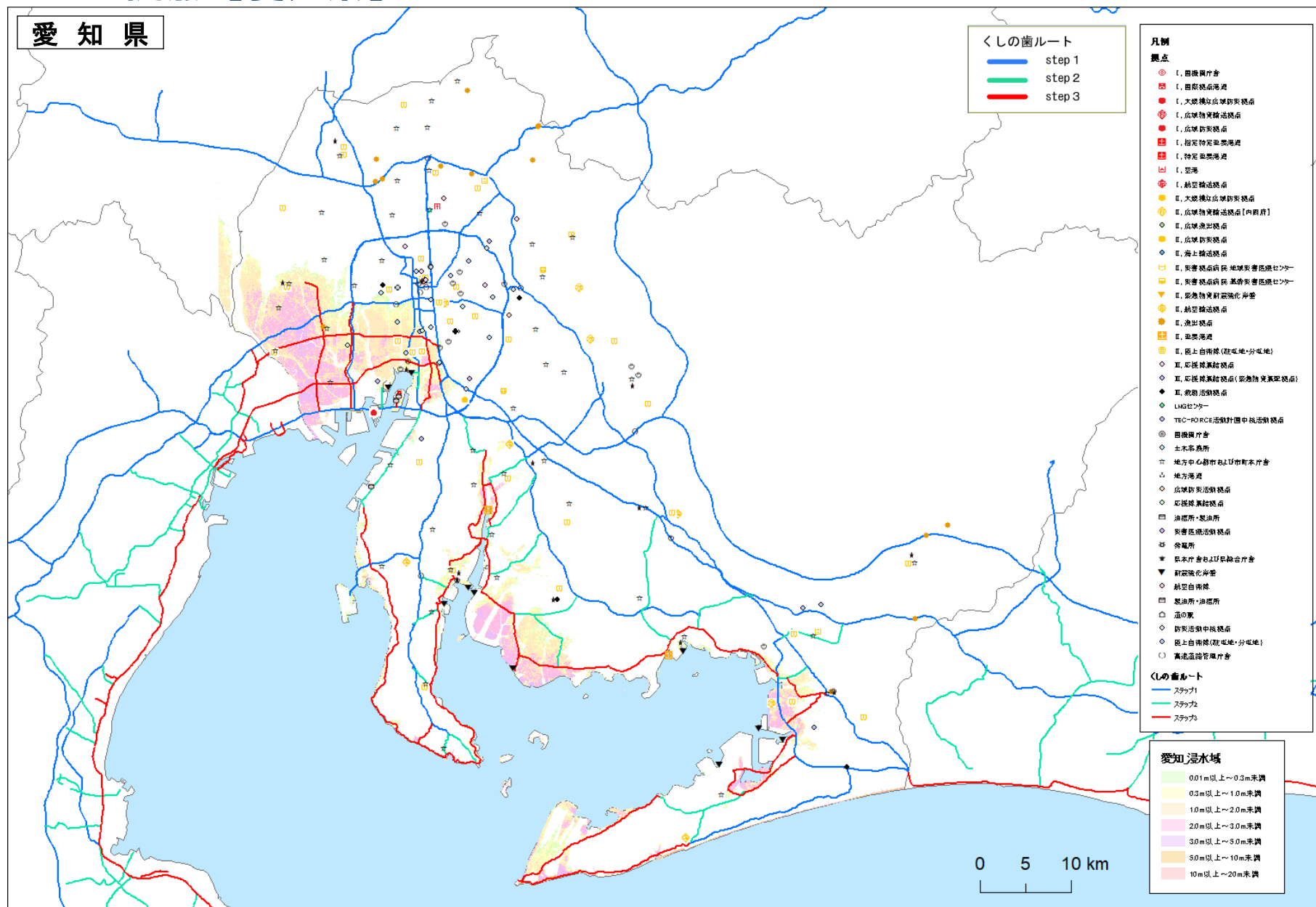
拠点選定理由

- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県土木事務所等】
- ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通し No.	選定理由	施設名称	拠点種別
201	①	湖西運動公園	進出拠点
202	①	航空自衛隊浜松基地	救助活動拠点
203	①	菊川文化会館アエル	救助活動拠点
204	①	可美公園総合センター(サッカー場)	救助活動拠点
205	①	大塚グラウンド(飯田公園)	救助活動拠点
206	①	細江総合グラウンド	救助活動拠点
207	①	浜北平ロサッカー場	救助活動拠点
208	①	浜松市船明(ふなぎら)ダム運動公園	救助活動拠点
209	①	かぶと塚公園	救助活動拠点
210	①	豊岡総合センター	救助活動拠点
211	①	いこいの広場	救助活動拠点
212	①	浜岡総合運動場グラウンド	救助活動拠点
213	①	菊川運動公園	救助活動拠点
214	①	森町親水公園	救助活動拠点
215	②	西部地域局	市町庁舎
216	②	袋井土木事務所	市町庁舎
217	②	浜松土木事務所	市町庁舎
218	②/④	浜松市役所	市町庁舎
219	②/④	袋井市役所	市町庁舎
220	②/④	菊川市役所	市町庁舎
221	②/④	磐田市役所	市町庁舎
222	②/④	湖西市役所	市町庁舎
223	②/④	森町役場	市町庁舎
224	②/④	掛川市役所	市町庁舎
225	②/④	御前崎市役所	市町庁舎
226	①	磐田市文化振興センター	市町物資受入拠点候補地
227	①	掛川市生涯学習センター	市町物資受入拠点候補地
228	①	袋井市役所本庁舎西側駐車場	市町物資受入拠点候補地
229	①	湖西市アメニティプラザ	市町物資受入拠点候補地
230	①	御前崎市市民会館	市町物資受入拠点候補地
231	①	森町拠点防災倉庫	市町物資受入拠点候補地
232	④	静岡県総合教育センター体育館	市町物資受入拠点候補地
233	④	豊沢の丘防災倉庫	市町物資受入拠点候補地
234	④	愛野公園東側エリア(Aゾーン)管理棟以外空き地部分	市町物資受入拠点候補地
235	④	静岡県経済農業協同組合連合会 西部総合事務所(建物以外の空き地部分)	市町物資受入拠点候補地
236	④	松本油脂製薬(株)静岡工場(建物以外の空き地部分)	市町物資受入拠点候補地
237	④	アウトシティ浜松 展示イベントホール	市町物資受入拠点候補地
238	④	浜北総合体育館	市町物資受入拠点候補地
239	④	株式会社アイデックス 物流センター	市町物資受入拠点候補地
240	④	静岡県浜松内陸コンテナ基地指定保税地域	市町物資受入拠点候補地
241	④	風のマルシェ御前崎	市町物資受入拠点候補地
242	①	磐田市立総合病院	災害拠点病院
243	①	中東遠総合医療センター	災害拠点病院
244	①	浜松医科大学医学部附属病院	災害拠点病院
245	①	浜松医療センター	災害拠点病院
246	①	浜松赤十字病院	災害拠点病院
247	①	聖隷三方原病院	災害拠点病院
248	④	浜松小型自動車競走場(浜松オートレース場)	救助活動拠点
249	④	聖隷浜松病院	災害拠点病院
250	④	御前崎市拠点防災倉庫	市町物資受入拠点候補地

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【愛知県】



(4)アクセス拠点【愛知県】

拠点選定理由

- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県庁、県土木事務所等】
- ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通し No	選定理 由	施設名称	拠点種別	通し No	選定理 由	施設名称	拠点種別
1	①②	名古屋合同庁舎2号館	国機関庁舎	54	①	愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
2	①	名古屋飛行場(航空自衛地)	空港	55	①	公立西知多総合病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
3	①	名古屋港(名古屋市内国際展示場)	広域物資輸送拠点	56	①	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
4	①	名古屋港	大規模な広域防災拠点	57	①	トヨタ記念病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
5	①	県営新城総合公園	進出拠点	58	①	岡崎市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
6	①	豊橋公園	進出拠点	59	①	刈谷豊田総合病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
7	①	愛・地球博記念公園	広域物資輸送拠点	60	①	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
8	①	岡崎中央総合公園	航空輸送拠点	61	①	西尾市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
9	①	愛知県一宮総合運動場	進出拠点	62	①	新城市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
10	①	大高緑地	広域防災拠点	63	①	豊橋市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
11	①	豊橋総合スポーツ公園(豊橋市総合体育館)	広域物資輸送拠点	64	①	独立行政法人国立病院機構 豊橋医療センター	災害拠点病院 地域災害医療センター
12	①	半田運動公園	航空輸送拠点	65	①	豊川市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター
13	①	新城PA(下り線)	進出拠点	66	①	中部トラック総合研修センター	広域物資輸送拠点
14	①	豊川駐屯地	陸上自衛隊(駐屯地・分屯地)	67	①	長篠設楽原PA	進出拠点
15	①	内津峠PA(上り線)	進出拠点	68	②	中部地方整備局 三の丸庁舎	国機関庁舎
16	①	内津峠PA(下り線)	進出拠点	69	②	中部地方整備局 丸の内庁舎	国機関庁舎
17	①	愛知県警察学校	進出拠点	70	②	名古屋国道事務所	国機関庁舎
18	①	春日井駐屯地	陸上自衛隊(駐屯地・分屯地)	71	②	愛知国道事務所	国機関庁舎
19	①	中部管区警察学校	進出拠点	72	②	名四国道事務所	国機関庁舎
20	①	JA愛知北犬山事業所	進出拠点	73	②	中部技術事務所	国機関庁舎
21	①	小牧市市民会館駐車場	進出拠点	74	②	名古屋港湾事務所	国機関庁舎
22	①	尾張一宮PA(上り線)	進出拠点	75	②	衣浦港事務所	国機関庁舎
23	①	尾張一宮PA(下り線)	進出拠点	76	②	名古屋港湾空港技術調査事務所	国機関庁舎
24	①	学戸公園	進出拠点	77	②	名古屋国道維持第一出張所	国機関庁舎
25	①	中小企業振興会館	広域物資輸送拠点	78	②	名古屋国道維持第二出張所	国機関庁舎
26	①	愛知県体育館	広域物資輸送拠点	79	②	名古屋国道維持第三出張所	国機関庁舎
27	①	赤羽根文化広場	航空輸送拠点	80	②	名古屋国道維持第四出張所	国機関庁舎
28	①	刈谷市総合運動公園	航空輸送拠点	81	②	岡崎国道維持出張所	国機関庁舎
29	①	三河港	重要港湾	82	②	豊田維持出張所	国機関庁舎
30	①	衣浦港	重要港湾	83	②	東三河維持出張所	国機関庁舎
31	①	名古屋市立東部医療センター	災害拠点病院 地域災害医療センター	84	②	名四国道事務所豊田出張所	国機関庁舎
32	①	名古屋市立西部医療センター	災害拠点病院 地域災害医療センター	85	②	豊川建設監督官詰所	国機関庁舎
33	①	名古屋第一赤十字病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	86	②	中日本高速道路株式会社 名古屋支社	高速道路管理庁舎
34	①	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	災害拠点病院 地域災害医療センター	87	②	中日本高速道路株式会社 名古屋工事事務所	高速道路管理庁舎
35	①	名古屋第二赤十字病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	88	②	中日本高速道路株式会社 豊田保全・サービスセンター	高速道路管理庁舎
36	①	名古屋大学医学部附属病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	89	②	中日本高速道路株式会社 名古屋 保全・サービスセンター	高速道路管理庁舎
37	①	公立大学法人名古屋市立大学病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	90	②	名古屋高速道路公社本社	高速道路管理庁舎
38	①	名古屋掖済会病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	91	②	名古屋高速道路公社黄金ビル	高速道路管理庁舎
39	①	独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	92	②	愛知県道路公社本社	高速道路管理庁舎
40	①	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	93	②	愛知道路コンセッション株式会社	高速道路管理庁舎
41	①	名古屋記念病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	94	②	愛知県庁	県本庁舎および県総合庁舎
42	①	津島市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	95	②	東三河建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎
43	①	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	96	②	海部建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎
44	①	藤田保健衛生大学病院	災害拠点病院 基幹災害医療センター	97	②	知多建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎
45	①	愛知医科大学病院	災害拠点病院 基幹災害医療センター	98	②	西三河建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎
46	①	公立岡生病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	99	②	西三河建設事務所西尾支所	県本庁舎および県総合庁舎
47	①	愛知県厚生農業協同組合連合会 稲沢厚生病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	100	②	知立建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎
48	①	一宮市立市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	101	②	尾張建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎
49	①	総合大雄会病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	102	②	衣浦港務所	県本庁舎および県総合庁舎
50	①	愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	103	②	三河港務所蒲郡出張所	県本庁舎および県総合庁舎
51	①	小牧市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	104	②	名古屋港管理組合	県本庁舎および県総合庁舎
52	①	春日井市民病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	105	③	ENEOS株式会社 第1油槽所	油槽所・製油所
53	①	半田市立半田病院	災害拠点病院 地域災害医療センター	106	③	出光興産(株) 愛知製油所	油槽所・製油所

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【愛知県】

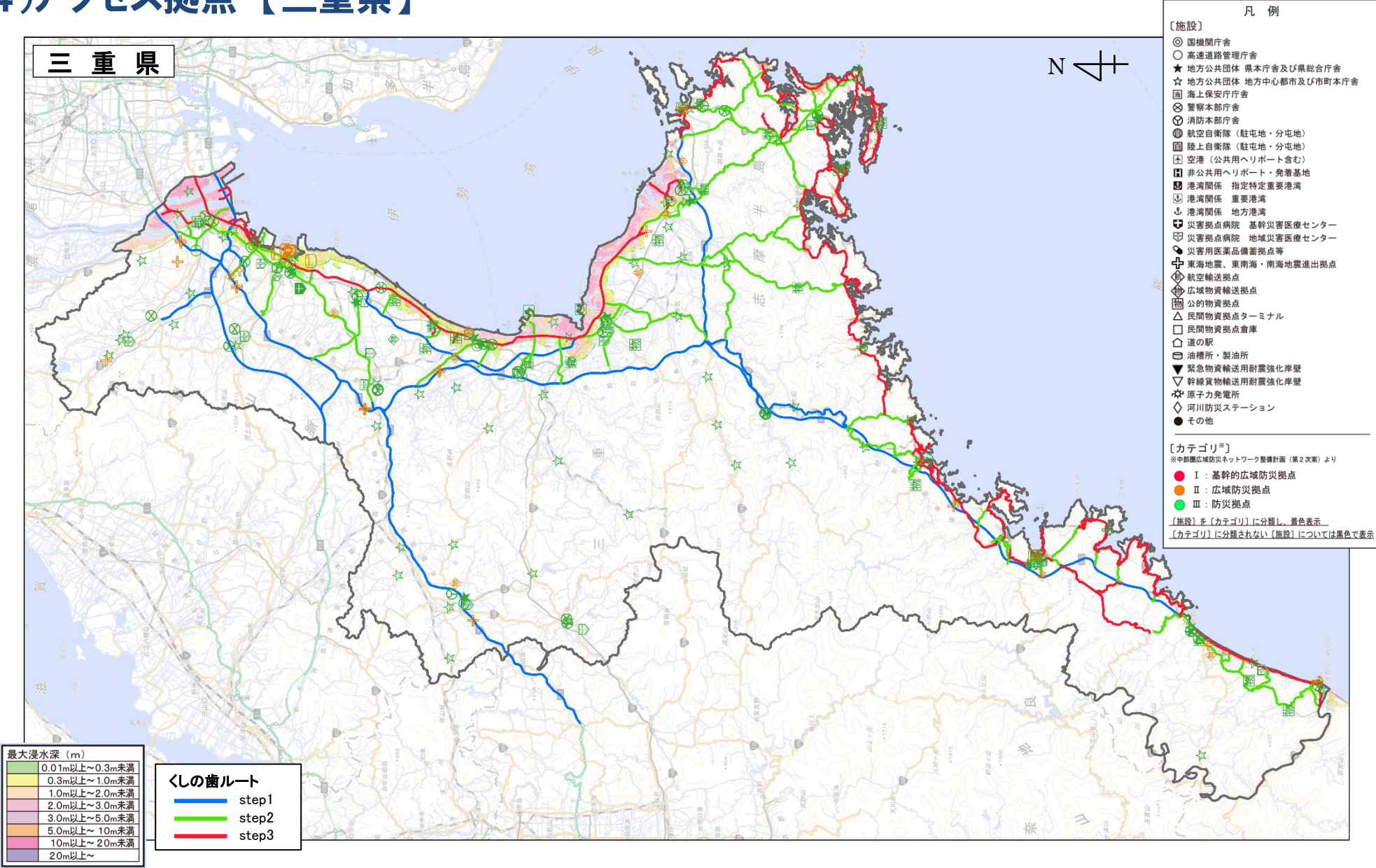
拠点選定理由

- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県庁、県土木事務所等】
- ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通し No	選定理 由	施設名称	拠点種別	通し No	選定理 由	施設名称	拠点種別
107	(4)	大江ふ頭(38号)	耐震強化岸壁	160	(2)	田原市役所	市町村庁舎
108	(4)	潮屈ふ頭	耐震強化岸壁	161	(2)	豊橋市役所	市町村庁舎
109	(4)	中央ふ頭東	耐震強化岸壁	162	(2)	豊川市役所	市町村庁舎
110	(4)	中央ふ頭西	耐震強化岸壁	163	(2)	蒲郡市役所	市町村庁舎
111	(4)	武豊北ふ頭	耐震強化岸壁	164	(2)	幸田町役場	市町村庁舎
112	(4)	蒲郡ふ頭	耐震強化岸壁	165	(2)	安城市役所	市町村庁舎
113	(4)	船渡ふ頭	耐震強化岸壁	166	(2)	碧南市役所	市町村庁舎
114	(4)	神野西ふ頭	耐震強化岸壁	167	(2)	刈谷市役所	市町村庁舎
115	(4)	田原ふ頭	耐震強化岸壁	168	(2)	高浜市役所	市町村庁舎
116	(4)	名古屋市立緑市民病院	災害医療活動拠点	169	(2)	大府市役所	市町村庁舎
117	(2)	愛知県自治センター	県本庁舎および県総合庁舎	170	(2)	東浦町役場	市町村庁舎
118	(2)	名古屋市役所	防災活動中核拠点	171	(2)	半田市役所	市町村庁舎
119	(3/4)	ENEOS株式会社 第2油槽所	油槽所・製油所	172	(2)	阿久比町役場	市町村庁舎
120	(4)	稲永、稲永東公園(稲永スポーツセンター)	応援隊集結拠点(緊急物資集配拠点)	173	(2)	武豊町役場	市町村庁舎
121	(4)	戸田川緑地	応援隊集結拠点	174	(2)	美浜町役場	市町村庁舎
122	(4)	庄内緑地	応援隊集結拠点(緊急物資集配拠点)	175	(2)	南知多町役場	市町村庁舎
123	(4)	平和公園	応援隊集結拠点	176	(2)	常滑市役所	市町村庁舎
124	(4)	志段味スポーツランド一帯	応援隊集結拠点	177	(2)	知多市役所	市町村庁舎
125	(4)	小権緑地(守山スポーツセンター)	応援隊集結拠点(緊急物資集配拠点)	178	(2)	豊明市役所	市町村庁舎
126	(4)	名城公園	応援隊集結拠点	179	(2)	あま市役所	市町村庁舎
127	(4)	名古屋国際会議場・白鳥公園一帯(名古屋国際会議場)	応援隊集結拠点(緊急物資集配拠点)	180	(2)	愛西市役所	市町村庁舎
128	(4)	牧野ヶ池緑地	広域防災活動拠点	181	(2)	津島市役所	市町村庁舎
129	(4)	一色漁港	耐震強化岸壁	182	(2)	弥富市役所	市町村庁舎
130	(4)	航空自衛隊小牧基地	航空自衛隊	183	(2)	蟹江町役場	市町村庁舎
131	(4)	千種土木事務所	土木事務所	184	(2)	飛島村役場	市町村庁舎
132	(4)	東土木事務所	土木事務所	185	(2)	一宮市役所	市町村庁舎
133	(4)	北土木事務所	土木事務所	186	(2)	稲沢市役所	市町村庁舎
134	(4)	西土木事務所	土木事務所	187	(2)	岩倉市役所	市町村庁舎
135	(4)	中村土木事務所	土木事務所	188	(2)	犬山市役所	市町村庁舎
136	(4)	中土木事務所	土木事務所	189	(2)	江南市役所	市町村庁舎
137	(4)	昭和土木事務所	土木事務所	190	(2)	北名古屋市役所	市町村庁舎
138	(4)	瑞穂土木事務所	土木事務所	191	(2)	大口町役場	市町村庁舎
139	(4)	熱田土木事務所	土木事務所	192	(2)	扶桑町役場	市町村庁舎
140	(4)	中川土木事務所	土木事務所	193	(2)	瀬戸市役所	市町村庁舎
141	(4)	港土木事務所	土木事務所	194	(2)	春日井市役所	市町村庁舎
142	(4)	南土木事務所	土木事務所	195	(2)	小牧市役所	市町村庁舎
143	(4)	守山土木事務所	土木事務所	196	(2)	長久手市役所	市町村庁舎
144	(4)	緑土木事務所	土木事務所	197	(2)	尾張旭市役所	市町村庁舎
145	(4)	名東土木事務所	土木事務所	198	(2)	豊山町役場	市町村庁舎
146	(4)	天白土木事務所	土木事務所	199	(2)	清須市役所	市町村庁舎
147	(4)	守山駐屯地	陸上自衛隊(駐屯地・分屯地)	200	(2)	日進市役所	市町村庁舎
148	(4)	日吉原演習場	陸上自衛隊(駐屯地・分屯地)	201	(2)	大治町役場	市町村庁舎
149	(4)	千両演習場	陸上自衛隊(駐屯地・分屯地)	202	(2)	豊田市役所	市町村庁舎
150	(2)	東海市役所	TEC-FORCE活動計画の中核活動拠点	203	(2)	みよし市役所	市町村庁舎
151	(2)	豊橋河川事務所	TEC-FORCE活動計画の中核活動拠点	204	(2)	東郷町役場	市町村庁舎
152	(2)	西尾市役所	TEC-FORCE活動計画活動拠点	205	(2)	岡崎市役所	市町村庁舎
153	(4)	名東スポーツセンター	緊急物資集配拠点	206	(2)	知立市役所	市町村庁舎
154	(4)	名古屋競輪場	緊急物資集配拠点	207	(2)	新城市役所	市町村庁舎
155	(4)	熱田神宮公園	応援隊集結拠点	208	(4)	瑞穂公園体育館	緊急物資集配拠点
156	(4)	道の駅「とよはし」	応援隊集結拠点	209	(2)	中川土木参集場所(大津波警報発令時)	土木事務所
157	(2)	一宮建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎				
158	(2)	豊田加茂建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎				
159	(2)	新城設案建設事務所	県本庁舎および県総合庁舎				

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【三重県】



4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【三重県】

- 拠点選定理由**
- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
 - ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県土木事務所等】
 - ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
 - ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通しNo	選定理由	施設名称	拠点種別
1	①④	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)ヘリポート(調整中)(三重県営サンアリーナ)	広域物資輸送拠点/ヘリポート
2	①④	三重県広域防災拠点(伊賀拠点)	広域物資輸送拠点/ヘリポート
3	①	北勢広域防災拠点※整備中(平成29年度末予定)	広域物資輸送拠点
4	①④	明野駐屯地	広域進出拠点/陸上自衛隊駐屯地
5	①	大山田PA《上り線》	進出拠点
6	①	大山田PA《下り線》	進出拠点
7	①	桑名市総合運動公園	進出拠点
8	①	垂坂ソフトボール場	進出拠点
9	①	御在所SA《上り線》	進出拠点
10	①	御在所SA《下り線》	進出拠点
11	①	藤原文化センター	進出拠点
12	①	安濃SA《上り線》	進出拠点
13	①	安濃SA《下り線》	進出拠点
14	①	亀山PA《上り線》	進出拠点
15	①	亀山PA《下り線》	進出拠点
16	①	名阪上野ドライブイン	進出拠点
17	①④	三重県広域防災拠点(中勢拠点)(三重県消防学校屋内訓練場他)	広域物資輸送拠点/ヘリポート
18	①④	三重県広域防災拠点(東紀州[紀南]拠点)	広域物資輸送拠点/ヘリポート
19	①④	三重県広域防災拠点(東紀州[紀北]拠点)	広域物資輸送拠点/ヘリポート
20	①④	四日市港	海上輸送拠点/国際拠点港湾/管理庁舎
21	①④	尾鷲港	重要港湾/耐震強化岸壁整備港湾等/海上輸送拠点
22	①④	鳥羽港	重要港湾/耐震強化岸壁整備港湾等/海上輸送拠点
23	①④	鵜殿港	重要港湾/耐震強化岸壁整備港湾等/海上輸送拠点
24	①	古里公園	救助活動拠点
25	①	熊野市山崎運動公園	進出拠点
26	①	三重大学グラウンド	航空搬送拠点候補地
27	①	三重県立看護大学	航空搬送拠点候補地
28	①	宮川ラブリバー公園内グラウンド	航空搬送拠点候補地
29	①	紀北PA	進出拠点
30	③	コスモ石油 四日市製油所	製油所・油槽所
31	③	昭和四日市石油四日市製油所	製油所・油槽所
32	②	国土交通省三重河川国道事務所	道路管理庁舎
33	②	国土交通省北勢国道事務所	道路管理庁舎
34	②	国土交通省紀勢国道事務所	道路管理庁舎

通しNo	選定理由	施設名称	拠点種別
35	②	桑名庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
36	②	四日市庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
37	②	鈴鹿庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
38	②	伊勢庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
39	②	志摩庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
40	②	尾鷲庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
41	②	熊野庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
42	④	中日本高速道路(株)桑名保全・サービスセンター	道路管理庁舎
43	④	中日本高速道路(株)津保全・サービスセンター	道路管理庁舎
44	④	三重県庁	県本庁舎及び県総合庁舎
45	④	津庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
46	④	松阪庁舎	県本庁舎及び県総合庁舎
47	④	津市	地方中心都市庁舎
48	④	四日市市	地方中心都市庁舎
49	④	伊勢市	地方中心都市庁舎
50	④	松阪市	地方中心都市庁舎
51	④	桑名市	地方中心都市庁舎
52	④	鈴鹿市	地方中心都市庁舎
53	④	尾鷲市	地方中心都市庁舎
54	④	熊野市	地方中心都市庁舎
55	④	亀山市	市町村庁舎
56	④	鳥羽市	市町村庁舎
57	④	いなべ市	市町村庁舎
58	④	志摩市	市町村庁舎
59	④	木曽岬町	市町村庁舎
60	④	東員町	市町村庁舎
61	④	菰野町	市町村庁舎
62	④	朝日町	市町村庁舎
63	④	川越町	市町村庁舎
64	④	多気町	市町村庁舎
65	④	明和町	市町村庁舎
66	④	大台町	市町村庁舎
67	④	玉城町	市町村庁舎
68	④	度会町	市町村庁舎

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【三重県】

拠点選定理由

- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県土木事務所等】
- ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通し No	選定理由	施設名称	拠点種別
69	④	大紀町	市町庁舎
70	④	南伊勢町	市町庁舎
71	④	紀北町	市町庁舎
72	④	御浜町	市町庁舎
73	④	紀宝町	市町庁舎
74	④	津市久居総合支所	市町分庁舎
75	④	津市河芸総合支所	市町分庁舎
76	④	津市芸濃総合支所	市町分庁舎
77	④	津市美里総合支所	市町分庁舎
78	④	津市安濃総合支所	市町分庁舎
79	④	津市香良洲総合支所	市町分庁舎
80	④	津市一志総合支所	市町分庁舎
81	④	津市白山総合支所	市町分庁舎
82	④	津市美杉総合支所	市町分庁舎
83	④	伊勢市二見総合支所	市町分庁舎
84	④	伊勢市小俣総合支所	市町分庁舎
85	④	伊勢市御園総合支所	市町分庁舎
86	④	伊勢市防災センター	市町分庁舎
87	④	松阪市嬉野地域振興局	市町分庁舎
88	④	松阪市三雲地域振興局	市町分庁舎
89	④	松阪市飯南地域振興局	市町分庁舎
90	④	松阪市飯高地域振興局	市町分庁舎
91	④	桑名市多度町総合支所	市町分庁舎
92	④	桑名市長島町総合支所	市町分庁舎
93	④	亀山市関支所	市町分庁舎
94	④	熊野市紀和庁舎	市町分庁舎
95	④	いなべ市北勢庁舎	市町分庁舎
96	④	いなべ市大安庁舎	市町分庁舎
97	④	いなべ市藤原庁舎	市町分庁舎
98	④	浜島生涯学習センター	市町分庁舎
99	④	志摩市大王支所	市町分庁舎
100	④	志摩市志摩支所	市町分庁舎
101	④	志摩市磯部支所	市町分庁舎
102	④	多気町勢和振興事務所	市町分庁舎

通し No	選定理由	施設名称	拠点種別
103	④	大紀町錦支所	市町分庁舎
104	④	大紀町大内山支所	市町分庁舎
105	④	南伊勢町南島庁舎	市町分庁舎
106	④	紀北町海山総合支所	市町分庁舎
107	⑤	三重県広域防災拠点(中勢拠点サブ)	広域防災拠点及びヘリポート
108	⑤	伊勢湾ヘリポート	広域防災拠点及びヘリポート
109	④	四日市港管理組合	国際拠点港湾及び管理庁舎
110	④	国土交通省四日市港湾事務所	国際拠点港湾及び管理庁舎
111	④	津松阪港	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等
112	④	浜島港	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等
113	④	吉津港	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等
114	④	長島港	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等
115	④	波切漁港	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等
116	④	三木浦漁港	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等
117	④	久居駐屯地	陸上自衛隊駐屯地
118	④	四日市海上保安部	海上保安庁庁舎
119	④	鳥羽海上保安部	海上保安庁庁舎
120	④	鳥羽海上保安部浜島分所	海上保安庁庁舎
121	④	尾鷲海上保安部	海上保安庁庁舎
122	④	三重県警察本部	警察庁舎
123	④	桑名警察署	警察庁舎
124	④	いなべ警察署	警察庁舎
125	④	四日市北警察署	警察庁舎
126	④	四日市南警察署	警察庁舎
127	④	四日市西警察署	警察庁舎
128	④	亀山警察署	警察庁舎
129	④	鈴鹿警察署	警察庁舎
130	④	津警察署	警察庁舎
131	④	津南警察署	警察庁舎
132	④	松阪警察署	警察庁舎
133	④	大台警察署	警察庁舎
134	④	伊勢警察署	警察庁舎
135	④	鳥羽警察署	警察庁舎
136	④	尾鷲警察署	警察庁舎

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(4)アクセス拠点【三重県】

拠点選定理由

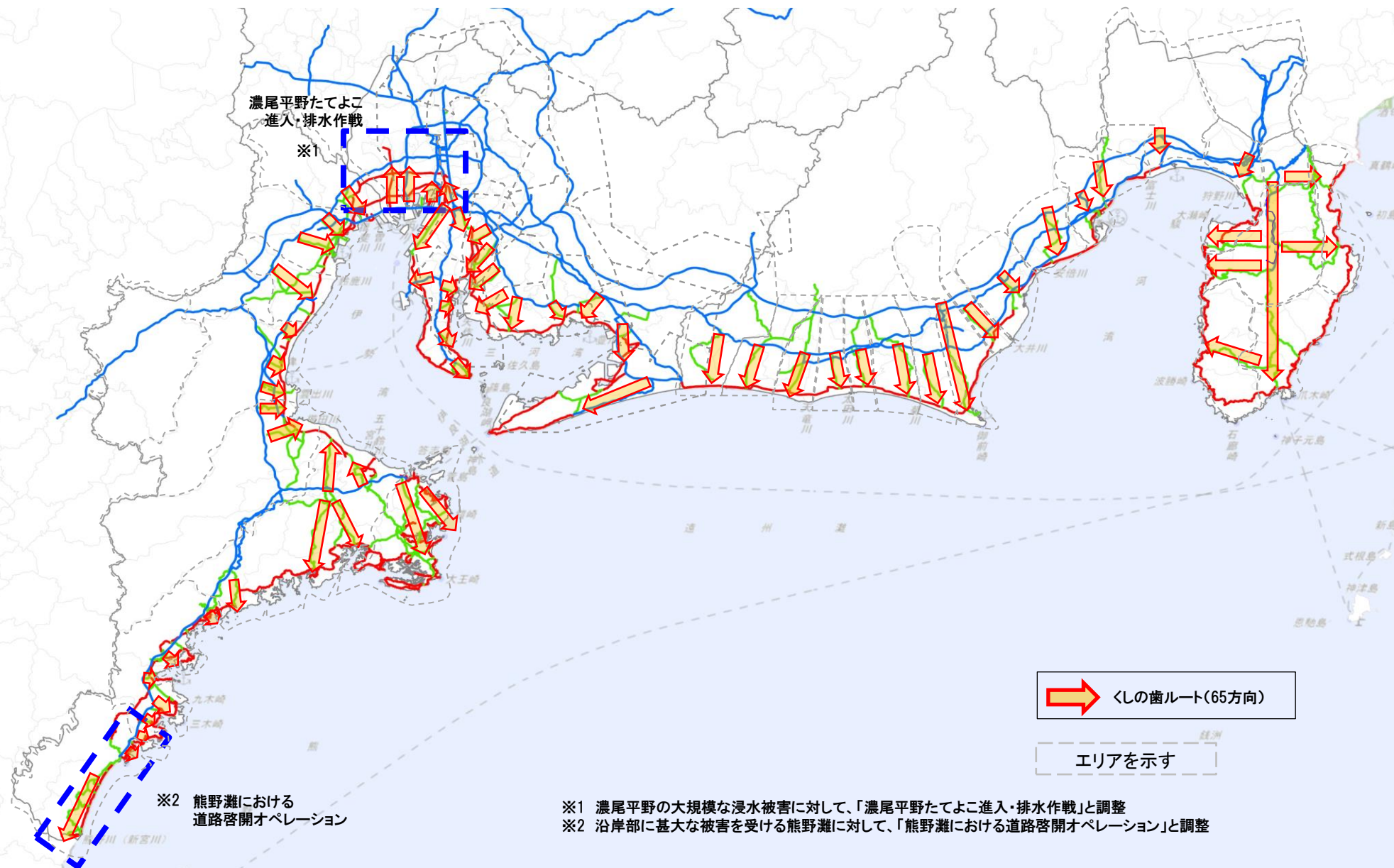
- ①人命救助、広域支援において重要な防災拠点【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリⅠ、Ⅱ】
- ②道路啓開の指揮所となる拠点事務所【国道事務所、県土木事務所等】
- ③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】
- ④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

通し No	選定理由	施設名称	拠点種別
137	④	尾鷲警察署	警察庁舎
138	④	熊野警察署	警察庁舎
139	④	紀宝警察署	警察庁舎
140	④	桑名市消防本部	消防本部庁舎
141	④	四日市市消防本部	消防本部庁舎
142	④	菰野町消防本部	消防本部庁舎
143	④	鈴鹿市消防本部	消防本部庁舎
144	④	亀山市消防本部	消防本部庁舎
145	④	津市消防本部	消防本部庁舎
146	④	松阪地区広域消防組合消防本部	消防本部庁舎
147	④	鳥羽市消防本部	消防本部庁舎
148	④	志摩広域消防組合消防本部	消防本部庁舎
149	④	紀勢地区広域消防組合消防本部	消防本部庁舎
150	④	三重紀北消防組合消防本部	消防本部庁舎
151	④	熊野市消防本部	消防本部庁舎
152	④	県立総合医療センター	災害医療拠点
153	④	三重県厚生連いなべ総合病院	災害医療拠点
154	④	市立四日市病院	災害医療拠点
155	④	三重県厚生連鈴鹿中央総合病院	災害医療拠点
156	④	三重大学医学部付属病院	災害医療拠点
157	④	松阪市民病院	災害医療拠点
158	④	伊勢赤十字病院	災害医療拠点
159	④	県立志摩病院	災害医療拠点
160	④	尾鷲総合病院	災害医療拠点
161	④	紀南病院	災害医療拠点
162	④	済生会松阪総合病院	災害医療拠点
163	④	松阪中央総合病院	災害医療拠点
164	④	桑名総合医療センター	災害医療拠点

通し No	選定理由	施設名称	拠点種別
164	④	桑名総合医療センター	災害医療拠点
165	④	青木記念病院	災害医療拠点
166	④	四日市羽津医療センター	災害医療拠点
167	④	鈴鹿回生病院	災害医療拠点
168	④	亀山市立医療センター	災害医療拠点
169	④	三重中央医療センター	災害医療拠点
170	④	市立伊勢総合病院	災害医療拠点
171	④	厚生連菰野厚生病院	災害医療拠点
172	④	鈴鹿市立御座池公園	活動・物資搬送拠点
173	④	河芸中央公民館・町民の森公園	活動・物資搬送拠点
174	④	津市北部運動広場	活動・物資搬送拠点
175	④	中勢グリーンパーク	活動・物資搬送拠点
176	④	松阪市中部台運動公園	活動・物資搬送拠点
177	④	松阪市嬉野グランド	活動・物資搬送拠点
178	④	大仏山公園	活動・物資搬送拠点
179	④	五十鈴公園	活動・物資搬送拠点
180	④	鳥羽中央公園	活動・物資搬送拠点
181	④	ふれあい広場栗山	活動・物資搬送拠点
182	④	磯部ふれあい公園	活動・物資搬送拠点
183	④	志摩総合スポーツ公園	活動・物資搬送拠点
184	④	赤羽公園多目的広場	活動・物資搬送拠点
185	④	尾鷲市立運動場	活動・物資搬送拠点
186	④	熊野市営総合グランド	活動・物資搬送拠点
187	④	寺谷総合公園	活動・物資搬送拠点
188	④	深田運動場	活動・物資搬送拠点
189	④	いつきのみや地域交流センター	活動・物資搬送拠点
190	④	勢和台スポーツセンター	活動・物資搬送拠点

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(5)くしの歯ルート(沿岸3県)



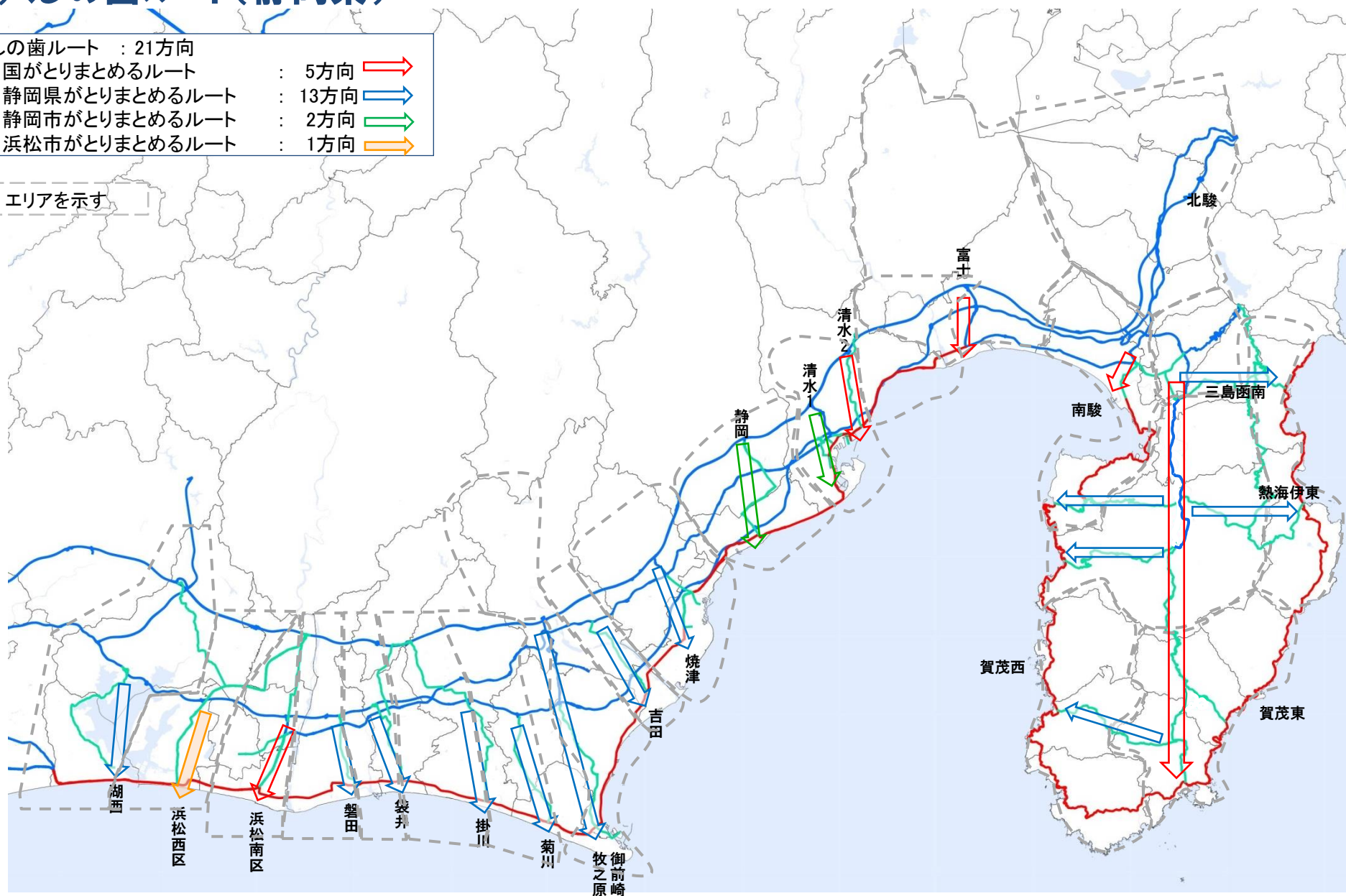
4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(5) くしの歯ルート(静岡県)

くしの歯ルート : 21方向

- ・国がとりまとめるルート : 5方向 
- ・静岡県がとりまとめるルート : 13方向 
- ・静岡市がとりまとめるルート : 2方向 
- ・浜松市がとりまとめるルート : 1方向 

エリアを示す



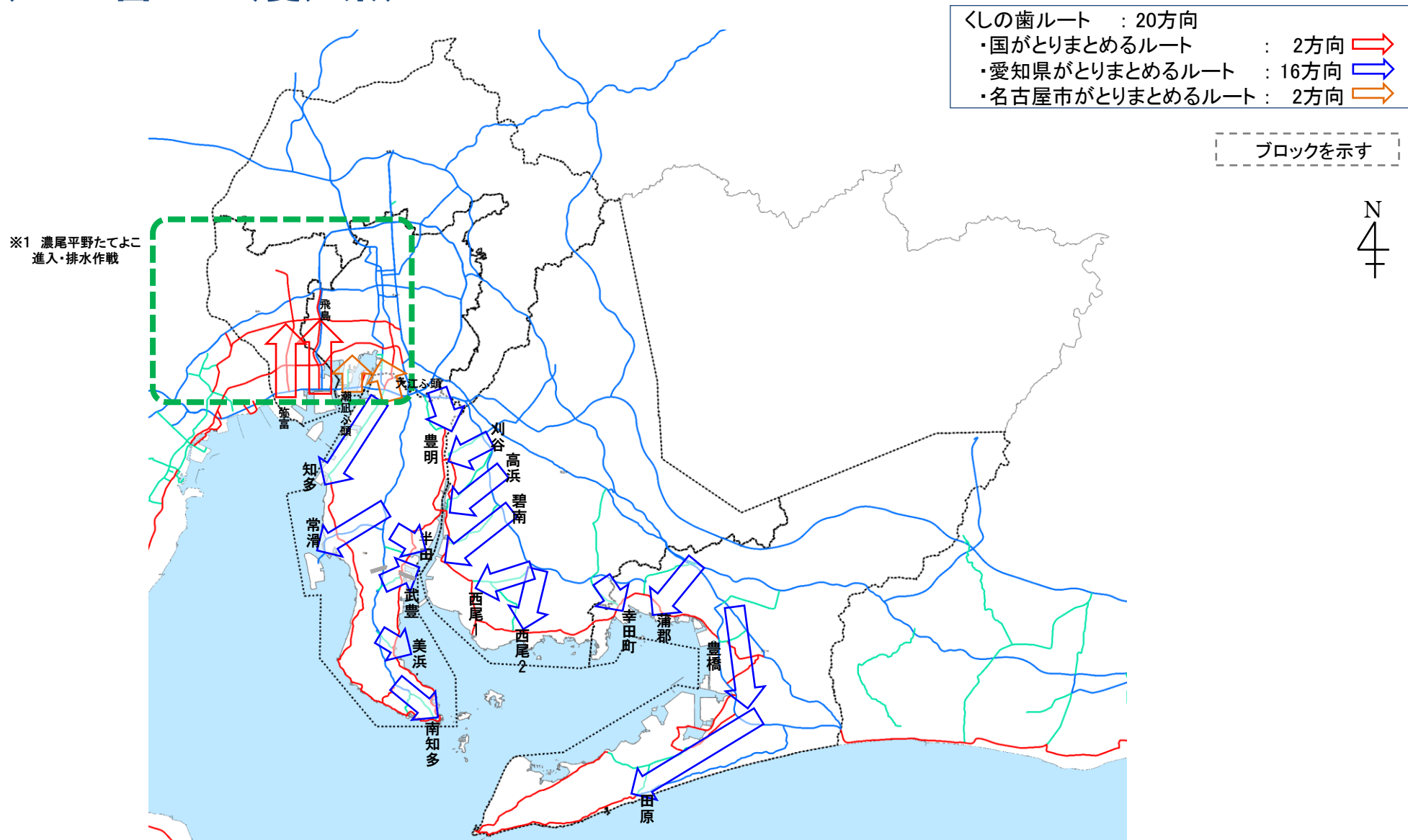
くしの歯ルートの一覧(静岡県)

エリア	方向	くしの歯ルート路線名			拠点アクセスルート		拠点事務所
		STEP1	STEP2	STEP3	アクセスすべき拠点	路線名	
湖西	湖西	新東名高速道路・東名高速道路	国道301号・県道3号・県道85号・県道310号・県道332号・市道	国道1号	湖西市アメニティプラザ、湖西運動公園、浜名湖SA上下線 など	市道	湖西市役所
浜松②	浜松西区	新東名高速道路・東名高速道路	国道152号・国道257号・県道48号・県道65号・県道305号・市道	国道1号	細江総合グラウンド、聖隷三方原病院、浜松医療センター、航空自衛隊浜松基地、聖隷浜松病院など	市道	浜松河川国道事務所 浜松土木事務所 浜松市役所
浜松①	浜松南区	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号	国道1号・国道152号・国道257号・県道45号・県道61号・県道65号・県道343号・県道374号	国道1号・国道150号	浜松市赤十字病院、豊岡総合センター、飯田公園、可美公園総合センター、船明ダム運動公園、静岡県浜松内陸コンテナ基地指定保税地域 など	市道・国道152号・県道40号・県道360号	浜松河川国道事務所 浜松国道維持出張所
磐田	磐田	東名高速道路・国道1号	県道43号・県道44号・県道56号・県道66号・県道283号・県道413号	国道150号	かぶと塚公園、磐田市立総合病院、磐田市文化振興センター など	県道413号 市道	西部地域局 磐田市役所
袋井	袋井	東名高速道路・国道1号	県道40号・県道41号・県道58号・県道61号・県道257号・県道413号	国道150号	森町拠点防災倉庫、袋井市役所本庁舎西側駐車場 など	県道58号・県道40号 町道	袋井土木事務所 袋井市役所 森町役場
掛川	掛川	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号	県道37号・県道38号・県道40号・県道253号・県道403号・県道415号・市道	国道150号	小笠山総合運動公園、いこいの広場、中東遠総合医療センター、掛川市生涯学習センター など	県道403号 市道	掛川国道維持出張所 掛川市役所
菊川	菊川	東名高速道路	県道37号・県道79号・市道	国道150号	浜岡総合運動場グラウンド、御前崎市民会館、菊川市文化会館アエル、菊川運動公園、風のマルシェ御前崎、御前崎市防災拠点倉庫 など	県道37号・県道239号 市道	菊川市役所 御前崎市役所
牧之原	牧之原・御前崎	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号・国道473号・県道73号・県道408号	国道473号・国道150号・市道・臨港道路	国道150号	富士山静岡空港、御前崎港、大井川緑地公園(大井川緑地)、川根本町役場、高郷河川敷多目的広場、健康増進施設(体育館)、牧之原市役所、榛原総合運動公園ぐりんぱる、相良総合グラウンド、静波体育館	臨港道路・県道381号・県道235号 県道64号・県道63号・国道473号・県道77号・国道262号 県道79号・県道73号・県道235号・県道233号・牧之原市道	島田土木事務所 島田土木(川根支所)
吉田	吉田	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号	県道34号・県道217号・県道230号・県道381号・市道	国道150号	市立島田市民病院、島田市役所、島田土木事務所、吉田町役場、吉田町中央公民館、島田市総合スポーツセンターローズアリーナ、吉田町総合体育館	県道381号・県道227号・県道55号・島田ばらの丘通り・吉田町道	島田土木事務所
焼津	焼津	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号	国道150号・県道30号・県道81号・市道	国道150号	藤枝中央青果市場、大井川農業協同組合 農産物集出荷場、大井川港、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院、焼津市消防防災センター、焼津市総合グラウンド、大井川河川敷運動公園、焼津市役所、航空自衛隊静浜基地、藤枝市役所、静岡県藤枝総合庁舎(静岡県中部方面本部)、藤枝総合運動公園、焼津市総合体育館、静岡県武道館、油槽所(東西オイルターミナル)	県道222号・県道224号 県道227号・県道342号 県道208号・県道215号・県道381号・市道 県道32号・県道216号・県道356号・	島田土木事務所 静岡国道事務所 静岡国道維持出張所
静岡	静岡	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号	国道1号・県道74号・県道84号	国道150号	静岡県庁、県立草薺総合運動場、静岡産業支援センター(ツインメッセ静岡)、地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院、静岡市立静岡病院、静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、静岡市駿岡庁舎・葵区役所、駿府城公園、西ヶ谷総合運動場駐車場、静岡市駿河区役所、静岡土木事務所、静岡市民文化会館、静岡国道事務所、高松浄化センター	県道27号・県道29号・市道 県道67号、国道1号 県道74号・県道407号・小鹿通り・丸子池田線・産業館西通り・県道354号・城北通り・県道208号・SBS通り・石田街道	静岡市役所 高松浄化センター 静岡土木センター 城北浄化センター 中央体育館 長田コミュニティ防災センター 薬科生涯学習センター 俵沢道路工事センター 静岡国道事務所 静岡国道維持出張所
清水	清水1	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号	東名高速道路・国道1号・国道149号・県道54号・県道338号・港湾道路	国道149号・国道150号、清水港臨港道路	清水港、静岡市立清水病院、静岡市清水庁舎・清水区役所、清水庵原球場、油槽所(ENEOS)、油槽所(JONET)	国道1号・県道197号・県道198号 県道75号・市道	岡生涯学習交流館 清水建設業協会
興津	清水2	新東名高速道路・東名高速道路	国道52号	国道1号	清水大原スポーツ広場。清水PA《上り線》、清水PA《下り線》	国道52号	小島生涯学習交流館 由比生涯学習交流館 蒲原市民センター

エリア	方向	くしの齒ルート路線名			拠点アクセスルート		拠点事務所
		STEP1	STEP2	STEP3	アクセスすべき拠点	路線名	
富士 富士宮	富士	新東名高速道路・東名高速道路・国道1号・西富士道路・県道174号・県道353号・市道	国道1号		田子の浦港、岳南富士地方卸売市場、富士市役所、富士市立中央病院、静岡県富士土木事務所、富士市総合運動公園、富士市立少年自然の家丸火体育館、富士宮市役所、富士宮市立病院、富士宮市民体育館、静岡県富士山麓山の村、麓の森の大きなお家まほろば	国道139号・国道469号・県道24号・県道72号・県道76号・県道88号・県道172号・県道180号・県道353号・県道396号・県道397号・県道414号・市道	静岡県富士土木事務所 富士国道維持出張所 静岡国道事務所
北駿	無し	新東名高速道路・東名高速道路・伊豆縦貫自動車道・国道246号、国道138号	—	—	裾野市役所、裾野市民文化センター、裾野市運動公園、陸上自衛隊駒門駐屯地、御殿場市役所、御殿場市民会館、御殿場市体育館、御殿場国道維持出張所、東山湖ファッシングエリア駐車場、御殿場プレミアム・アウトレット駐車場、自衛隊滝ヶ原駐屯地、自衛隊板妻駐屯地、小山町総合文化会館、小山町総合体育館、小山町役場、小山町生涯学習センター多目的広場	国道138号・国道469号・県道24号・県道82号・県道147号・県道155号・県道394号・県道401号・市道	沼津河川国道事務所 御殿場国道維持出張所 東部地域局
南駿	沼津 戸田	新東名高速道路・東名高速道路・伊豆縦貫自動車道・国道1号・国道246号	国道1号・国道414号・県道18号	国道414号・県道17号・県道127号	県立愛鷹広域公園、静岡県警察東部運転免許センター、富士通(株)沼津工場、駿河湾沼津SA(下り線)、県立沼津城北高校グラウンド、沼津市立病院、静岡県沼津土木事務所、静岡県東部方面本部、キラメッセぬまづ、沼津港、国立病院機構静岡医療センター、沼津河川国道事務所、清水町役場、清水町体育館、沼津国道維持出張所、長泉町役場、長泉町勤労者体育センター	国道1号・県道22号・県道87号・県道139号・県道144号・県道159号・県道162号・県道380号・県道394号・県道405号・市道・町道	沼津河川国道事務所 沼津国道維持出張所 東部地域局 静岡県沼津土木事務所
三島 函南	熱海 下田	伊豆縦貫自動車道・国道1号・国道136号	国道1号・国道136号・県道11号・県道20号・伊豆スカイライン	—	三島総合病院、三島市総合防災センター、三島市民文化会館、三島市民体育館、函南町文化センター、韭山運動公園、韭山文化センター、道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」	国道136号・県道21号・県道51号・県道133号・県道134号・県道136号・県道142号・市道・町道	沼津河川国道事務所 東部地域局
田方	戸田 伊豆 下田	国道136号	国道136号・国道414号・県道12号・県道18号・伊豆スカイライン	国道136号・県道17号	長岡体育館、旧スポーツワールド、順天堂大学医学部付属静岡病院、伊豆の国市役所、大仁体育館、伊豆市役所、修善寺いきいきプラザホール、修善寺体育館、天城小学校、天城中学校体育館、天城ドーム	国道414号・県道12号・県道19号・県道130号・市道	沼津河川国道事務所 東部地域局
熱海 伊東	熱海 伊東	—	国道135号・県道11号・県道12号・県道20号	国道135号	熱海市役所、静岡県熱海土木事務所、熱海港、伊東市民病院、伊東高校、伊東市役所、大輪荘、伊東温泉競輪場	国道135号・県道59号・市道	静岡県熱海土木事務所 東部地域局
賀茂東	松崎 下田	—	国道414号・県道15号	国道135号・国道136号	医療法人社団建育会熱川温泉病院、東伊豆町総合グラウンド(野球場)、クロスカントリーコース、稲取漁港、東伊豆町役場、東伊豆町役場横立体駐車場、伊豆今井浜病院、河津町役場、鉢の山セラピーロード、バガテル公園、県立下田高校グラウンド、爪木崎公園駐車場、敷根公園健康広場、サンワーク下田、認定こども園駐車場、静岡県賀茂方面本部、下田総合庁舎(静岡県下田土木事務所)	県道114号・県道116号・県道118号・県道119号・県道348号・市道・町道	賀茂危機管理庁舎 静岡県下田土木事務所
賀茂西	松崎	—	県道15号	国道136号	妻良漁港、松崎町役場、松崎港、松崎新港、西伊豆町役場、宇久須港、南伊豆町役場、下田高校南伊豆分校、松崎中学校体育館、県立松崎高校グラウンド	県道59号・県道121号・町道	賀茂危機管理庁舎

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(5)くしの歯ルート(愛知県)



※1 濃尾平野の大規模な浸水被害に対して、「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」と調整

エリア	方向	くしの齒ルート路線名			拠点アクセスルート		拠点事務所
		STEP1	STEP2	STEP3	アクセスすべき拠点	路線名	
田原 ※1	田原	国道1号、国道23号、県道406号、 国道42号	県道28号、国道259号	国道42号、国道259号、 県道2号、県道28号	東三河建設事務所、東三河維持出張所、豊橋公園、豊橋医療センター、赤羽根文化広場、道の駅とよはし、田原市役所 など	県道31号、豊橋市道、田原市道、 臨港道路、県道28号	東三河建設事務所(県) 名四国道事務所(国)
豊橋 ※1	豊橋	東名高速道路、国道1号、 県道31号、国道23号	国道151号、国道247号、 県道5号、県道31号、県道73号	国道23号、県道393号、 県道388号	豊川駐屯地、豊川市民病院、豊橋総合スポーツ公園、豊橋市民病院、新城PA、日吉原演習場、千両演習場、豊橋河川事務所、豊橋市役所、など	国道259号、県道2号、県道21号、 県道31号、豊川市道、豊橋市道、 臨港道路	名四国道事務所(国) 東三河建設事務所(県)
蒲郡	蒲郡	東名高速道路	県道73号	国道247号	三河港務所蒲郡出張所、蒲郡市役所	国道23号、蒲郡市道、臨港道路、 県道383号	東三河建設事務所(県)
幸田 ※1	幸田	国道23号	国道248号、県道26号、 国道23号	国道247号	蒲郡ふ頭、岡崎国道維持出張所、幸田町役場	県道396号、臨港道路、県道480号	西三河建設事務所(県) 西三河建設事務所西尾支所(県) 東三河建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)
西尾 ※1	西尾1 西尾2	—	県道41号、県道42号、 県道383号	国道247号、県道383号、 県道476号	西尾市民病院、西三河建設事務所西尾支所、一色漁港、西尾市役所	県道310号、県道479号、西尾市道	西三河建設事務所西尾支所(県)
碧南 ※1	碧南	国道23号	県道45号	国道247号	安城更生病院、中央ふ頭東、衣浦港、 碧南市役所、安城市役所	県道45号、安城市道、臨港道路、 県道304号、県道303号	知立建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)
刈谷 ※1	刈谷 高浜	国道23号	県道48号、県道51号、 県道50号、国道419号	県道50号、県道51号	刈谷豊田総合病院、知立建設事務所、 刈谷市総合運動公園、刈谷市役所、高浜市役所	刈谷市道、知立市道、県道47号	知立建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)
大府	豊明	知多半島道路	県道50号、国道155号	国道366号、県道51号	大府市役所、東浦町役所	県道51号、大府市道、県道24号	知多建設事務所(県)
半田 ※1	半田	知多半島道路、南知多道路	県道34号	国道247号、県道46号、 県道52号、県道265号	半田市立半田病院、知多建設事務所、 衣浦港事務所、半田市役所 など	県道265号、半田市道、臨港道路	知多建設事務所(県)
武豊	武豊	南知多道路	県道72号	国道247号	武豊ふ頭北、武豊町役場	臨港道路	知多建設事務所(県)
美浜	美浜	南知多道路	県道274号、県道275号	国道247号	知多厚生病院、美浜町役場	県道275号	知多建設事務所(県)
南知多	南知多	南知多道路	県道7号、県道280号	国道247号	南知多町役場	—	知多建設事務所(県)
常滑	常滑	知多横断道路、 中部国際空港連絡道路	—	国道247号、国道155号	半田運動公園、常滑市役所	県道265号、県道511号、常滑市道	知多建設事務所(県)
知多	知多	—	国道247号、国道155号	国道155号、国道247号	西知多総合病院、出光興産(株)愛知製油所、東海市役所、知多市役所	国道155号、県道55号、県道243号、 東海市道、知多市道	知多建設事務所(県)
名古屋 沿岸部 ※2	潮凧ふ頭 大江ふ頭	名古屋高速道路、伊勢湾岸 自動車道、知多半島道路、国 道1号、国道19号、国道23号	名古屋市道	国道1号、国道23号、 国道247号、名古屋市道	大高緑地、名古屋第一赤十字病院、名 古屋掖済会病院、中部労災病院、中京 病院、名古屋国道事務所、名四国道事 務所、名古屋競輪場、熱田神宮公園、 豊明市役所 など	国道23号、国道154号、県道55号、 県道68号、県道221号、県道222号、 県道225号、名古屋市道、臨港道路、 県道57号	名古屋市役所 名古屋国道事務所(国)

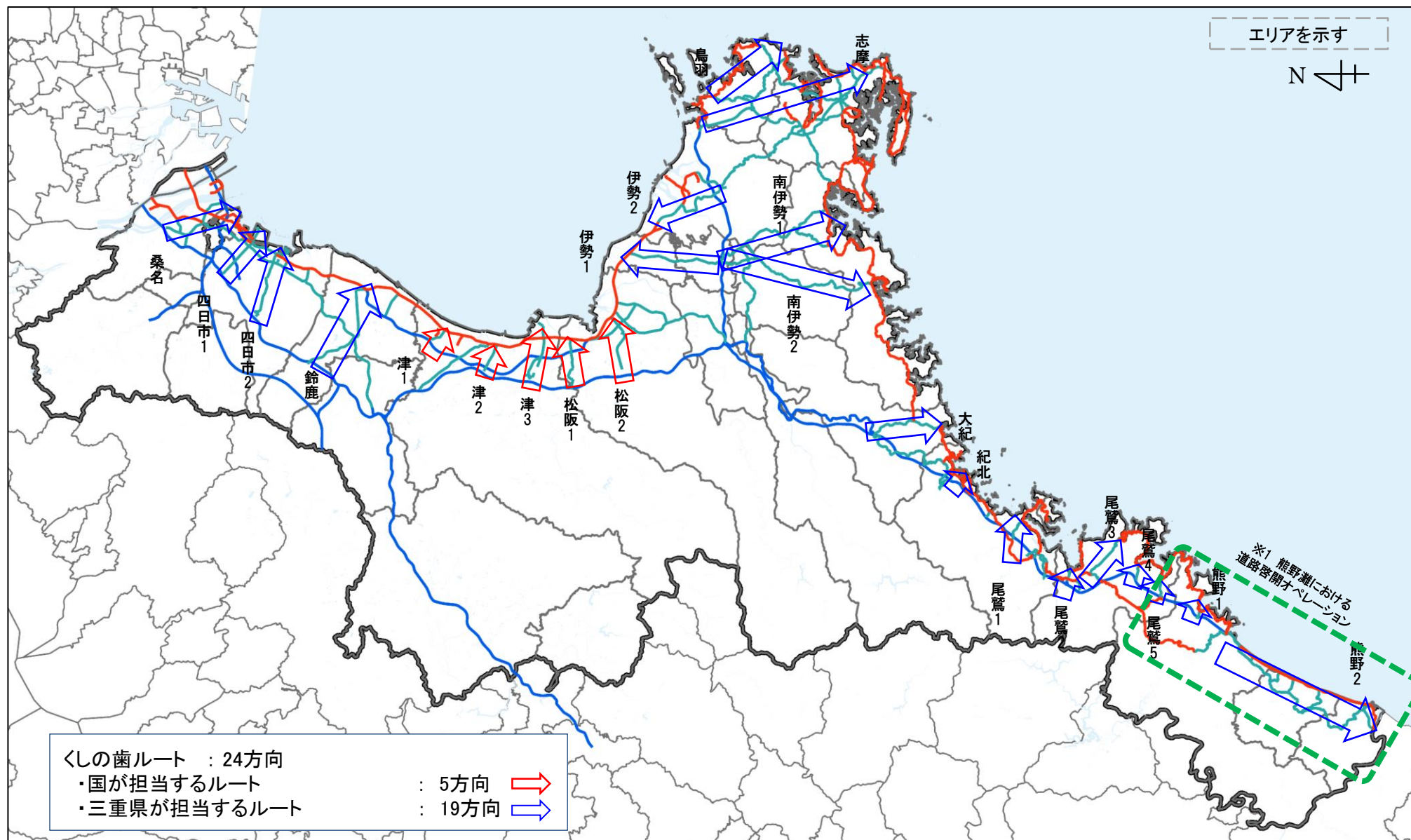
※1：浸水被害に対して、排水計画等と調整

※2：濃尾平野の大規模な浸水被害に対して、「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」と調整

エリア	方向	くしの齒ルート路線名			拠点アクセスルート		拠点事務所
		STEP1	STEP2	STEP3	アクセスすべき拠点	路線名	
弥富 ※2	飛鳥 弥富	東名阪自動車道、伊勢湾岸 自動車道、国道302号	—	国道1号、国道23号、国道 302号、県道65号、県道66号、 県道68号、県道71号	津島市民病院、海部建設事務所、戸田川 緑地、学戸公園、海南病院、津島市役所、 愛西市役所、弥富市役所、あま市役所、蟹 江町役場、飛鳥村役場	国道302号、県道65号、県道68号、 県道108号、県道458号、津島市道、名古屋 市道、国道155号、県道105号、県道126号	名古屋国道事務所(国) 海部建設事務所(県)
一宮	一宮	国道22号、東海北陸自動 車道、名神高速道路	—	—	一宮市立市民病院、総合大雄会病院、稲 沢厚生病院、一宮建設事務所、一宮市役 所、稲沢市役所	国道155号、国道151号、県道14号、県道 133号、県道67号、稲沢市道、国道155号、 県道190号	一宮建設事務所(県) 愛知国道事務所(国)
江南	江南	名神高速道路、国道22号、 名古屋高速道路	—	—	JA愛知北犬山事業所、愛知県一宮総合運 動場、尾張一宮PA、江南厚生病院、名古屋 工事事務所、犬山市役所、江南市役所 など	国道41号、国道155号、県道17号、県道63 号、小牧市道、江南市道、一宮市道、県道 27号	一宮建設事務所(県) 尾張建設事務所(県) 愛知国道事務所(国)
春日井	春日井	東名高速道路、中央自動 車道、国道19号	県道448号	—	内津峠PA、愛知県警察学校、春日井駐屯 地、愛・地球博記念公園、愛知医科大学病 院、春日井市役所、瀬戸市役所 など	国道19号、国道155号、国道363号、県道6 号、県道27号、県道59号、県道60号、県道 75号、 県道102号、県道199号、県道448号、県道 451号、県道508号、春日井市道、長久手市 道、 瀬戸市道、名古屋市道、小牧市道 など	尾張建設事務所(県) 愛知国道事務所(国)
名古屋 内陸部	名古屋 内陸部	名古屋第二環状自動車 道、名古屋高速道路、 国道22号、国道19号、 国道153号	—	—	名古屋市立西部医療センター、名古屋合 同庁舎2号館、愛知県体育館、名古屋第二 赤十字病院、中小企業振興会館、守山駐 屯地、名東スポーツセンター、日進市役 所、瑞穂公園体育館 など	国道153号、県道36号、県道56号、県道59 号、県道15号、県道30号、県道60号、県道 63号、県道220号、県道221号、名古屋市道、 県道58号	名古屋市役所 名古屋国道事務所(国)
豊田	豊田	東海環状自動車道、 伊勢湾岸自動車道	—	—	豊田 保全・サービスセンター、トヨタ記念病 院、豊田市役所、名四国道事務所豊田出 張所、豊田維持出張所、豊田加茂建設事 務所、豊田市役所	国道153号、国道155号、国道248号、豊田 市道	豊田加茂建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)
豊田2	豊田2	東名高速道路	—	—	豊田厚生病院、中部トラック総合研修セン ター、みよし市役所、東郷町役場	県道54号、みよし市道、豊田市道、県道218 号	豊田加茂建設事務所(県)
岡崎	岡崎	新東名高速道路、 伊勢湾岸自動車道、 東名高速道路、国道1号、 国道155号、衣浦豊田道 路	県道26号	—	知立建設事務所、岡崎市民病院、 岡崎中央総合公園、西三河建設事務所、 岡崎市役所、知立市役所	岡崎市道、国道419号	西三河建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)
新城	新城	新東名高速道路、 三遠南信自動車道	—	—	県営新城総合公園、長篠設楽原PA、新城 市民病院、新城設楽建設事務所、新城市 役所	国道151号、国道257号、国道301号	新城設楽建設事務所(県)

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(5)くしの歯ルート(三重県)



※1 沿岸部に基大な被害を受ける熊野灘に対して、「熊野灘における道路啓開オペレーション」と調整

地区名	方向	くしの歯ルート路線名			拠点アクセスルート		拠点事務所
		STEP1	STEP2	STEP3	アクセスすべき拠点	路線名	
桑名地区	桑名	伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道、東名阪自動車道	国道1号、国道258号、国道421号、県道142号、県道69号	国道1号、国道23号、県道7号、桑名市道	大山田PA《上り線》、大山田PA《下り線》、桑名庁舎、桑名市役所 など	国道306号、国道365号、国道421号、県道5号、県道108号、県道142号、県道401号、いなべ市道、東員町道、桑名市道	三重県 (桑名建設事務所)
四日市地区	四日市1 四日市2	新名神高速道路、伊勢湾岸自動車道、東海環状自動車道、東名阪自動車道、国道1号(北勢バイパス)	国道1号、国道23号、国道25号、国道164号、国道477号、県道401号、県道64号、四日市市道	国道23号、県道401号、四日市市道、霞4号幹線	三重県広域防災拠点(北勢拠点)、垂坂ソフトボール場、御在所SA《上り線》、御在所SA《下り線》 など	国道306号、国道477号、県道44号、県道64号、県道66号、県道140号、県道502号、川越町道、四日市市道	三重県 (四日市建設事務所)
鈴鹿地区	鈴鹿	新名神高速道路、東名阪自動車道、国道23号(中勢バイパス)	国道1号、県道8号、県道27号、県道54号、県道637号、県道643号、鈴鹿市道	国道23号	三重県広域防災拠点(中勢拠点)、鈴鹿庁舎、鈴鹿市役所、鈴鹿警察署 など	県道8号、県道41号、鈴鹿市道	三重県 (鈴鹿建設事務所)
亀山地区	-	伊勢自動車道、新名神高速道路、東名阪自動車道、国道25号(名阪国道)	国道1号	-	亀山PA《上り線》、亀山PA《下り線》、亀山市役所、亀山警察署 など	県道11号、県道25号、県道28号、県道41号、県道302号、県道565号、亀山市道	北勢国道事務所 亀山庁舎
津地区	津1 津2 津3	伊勢自動車道、国道23号(中勢バイパス)	国道165号、国道306号、県道10号、県道15号、県道24号、県道42号、県道55号、県道114号、県道754号、津市道	国道23号、県道410号、津市道	安濃SA《上り線》、安濃SA《下り線》、三重大学グラウンド、三重県立看護大学 など	県道114号、県道24号、県道55号、県道410号、県道413号、県道575号、県道697号、津市道	三重河川国道事務所
松阪地区	松阪1 松阪2	伊勢自動車道、紀勢自動車道、国道23号(中勢バイパス)、国道42号	国道42号、県道24号、県道37号、県道58号、県道59号、県道145号、県道413号、県道509号、県道530号、県道697号、県道709号、県道756号、松阪市道、大台町道、明和町道	国道23号、国道42号、県道705号	古里公園、松阪庁舎、松阪市役所、多気町役場 など	国道368号、県道37号、県道59号、県道756号、松阪市道、多気町道、明和町道	紀勢国道事務所

地区名	方向	くしの齒ルート路線名			拠点アクセスルート		拠点事務所
		STEP1	STEP2	STEP3	アクセスすべき拠点	路線名	
伊勢地区	伊勢1 伊勢2 南伊勢1 南伊勢2 大紀	伊勢自動車道、紀勢自動車道、 国道42号、伊勢二見鳥羽ライン	国道23号、国道42号、国道260号、 県道16号、県道22号、 県道32号、県道37号、 県道38号、県道60号、 県道65号、県道68号、 県道169号、県道530号、 県道719号、県道748号、 伊勢市道、大紀町道、 度会町道	国道23号、国道42号、 国道260号、県道22号、 県道152号、県道201号、 県道573号、県道713号、 県道748号、伊勢市道	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)、 明野駐屯地、宮川ラブリバー公園内グ ラウンド、伊勢庁舎 など	国道42号、県道60号、 県道716号、県道748号、 伊勢市道、玉城町道、 大紀町道、南伊勢町道	三重県 (伊勢建設事務所)
志摩地区	鳥羽 志摩	—	国道167号、国道167号(第 二伊勢道路)、国道167号 (鵜方磯部バイパス)、 国道260号、県道16号、 県道32号、県道47号、 県道61号、県道128号、 県道514号、志摩市道	国道42号、国道167号、 国道260号、県道16号、 県道17号、県道47号、 県道61号、県道112号、 県道128号、県道152号、 県道514号、県道515号、 県道602号、県道750号、 志摩市道、鳥羽市道	鳥羽港、志摩庁舎、 鳥羽市役所、志摩市役所 など	志摩市道、鳥羽市道、	三重県 (志摩建設事務所)
尾鷲地区	尾鷲1 尾鷲2 尾鷲3 尾鷲4 尾鷲5 紀北	紀勢自動車道、国道42号、 国道42号(熊野尾鷲道路)、 国道425号、	国道42号、国道311号、 国道422号、県道70号、 県道159号、県道734号、 県道760号、県道778号、 尾鷲市、紀北町、	紀勢自動車道(ランプ部)、 国道42号、国道260号、 国道311号、県道70号、 県道202号、県道516号、 県道540号、県道574号、 県道581号、県道766号、 県道778号、尾鷲市、 紀北町	三重県広域防災拠点(東紀州[紀北] 拠点)、尾鷲港、紀北PA、 尾鷲庁舎 など	国道422号、県道203号、 尾鷲市道、紀北町道、	三重県 (尾鷲建設事務所)
熊野地区	熊野1 熊野2	国道42号(熊野尾鷲道路)	国道42号、県道34号、 県道52号、県道62号、 県道141号、県道311号、 県道737号、県道739号、 熊野市道	国道42号、国道311号、 県道35号、熊野市道	三重県広域防災拠点(東紀州[紀南] 拠点)、鵜殿港、熊野市山崎運動公園、 熊野庁舎 など	県道34号、県道35号、 県道204号、熊野市道、 紀宝町道、御浜町道	三重県 (熊野建設事務所)

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

1)道路啓開に関する被害想定量の算定

【 静岡県 】

エリア別の被害想定量

		被災種別							
		非浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域対象 道路延長 (強制排水区間) (km)	がれき量 (m ³)	橋梁段差 (橋台)	橋梁流出 (橋)	落橋 (橋)	斜面崩壊 (箇所)
静岡県	湖西	9.1	0.8	0	4,634	14	1	0	1
	浜松②	8.3	5.0	0	3,887	19	0	0	3
	浜松①	13.6	8.0	0	5,800	12	0	0	1
	磐田	10.3	3.0	0	3,829	19	0	0	0
	袋井	19.4	0.3	0	6,447	22	0	0	0
	掛川	15.7	0.7	0	4,600	15	0	0	6
	菊川	16.7	0.9	0	2,989	6	0	0	6
	牧之原	14.6	17.2	0	6,032	102	3	0	0
	吉田	11.6	4.5	0	3,003	32	0	0	0
	焼津	15.4	1.9	0	4,089	73	0	0	0
	静岡	2.8	6.1	0	2,171	89	1	0	1
	清水	12.4	14.2	0	6,453	66	1	0	0
	興津	6.5	3.9	0	2,276	50	0	0	1

注) 非浸水域対象道路延長 : 浸水域外で、建物倒壊により道路閉塞の恐れがある区間延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長 : 浸水域内で、浸水した海水が、自然に海側に流下される区間の道路延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長(強制排水区間) : 浸水域内で、海水が自然排水出来ないため、盛土・大型土のうにより、道路啓開が必要な区間延長。盛土量と大型土のうの算出に使用。

各県被害想定に基づき検討したものである。

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

1)道路啓開に関する被害想定量の算定

【 静岡県 】

エリア別の被害想定量

		被災種別							
		非浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域対象 道路延長 (強制排水区間) (km)	がれき量 (m ³)	橋梁段差 (橋台)	橋梁流出 (橋)	落橋 (橋)	斜面崩壊 (箇所)
静岡県	富士・富士宮	38.5	2.4	0.0	3,574	104	0	0	0
	北駿	30.9	0	0.0	508	74	0	0	2
	南駿	34.9	18.3	0.0	8,781	56	2	1	12
	三島・函南	30.2	0	0.0	398	16	0	0	0
	田方	61.3	4.1	0.0	4,495	62	0	0	28
	熱海・伊東	41.1	15.0	0.0	10,576	20	3	0	15
	賀茂東	34.4	11.9	0.0	17,749	30	0	0	39
	賀茂西	34.2	9.4	0.0	23,747	26	0	0	23
合計		459.3	127.6	0	127,395	910	11	1	132

注) 非浸水域対象道路延長 : 浸水域外で、建物倒壊により道路閉塞の恐れがある区間延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長 : 浸水域内で、浸水した海水が、自然に海側に流下される区間の道路延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長(強制排水区間) : 浸水域内で、海水が自然排水出来ないため、盛土・大型土のうにより、道路啓開が必要な区間延長。盛土量と大型土のうの算出に使用。

各県被害想定に基づき検討したものである。

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

1)道路啓開に関する被害想定量の算定

【 愛知県 】

エリア別の被害想定量

		被災種別							
		非浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域対象 道路延長 (強制排水区間) (km)	がれき量 (m ³)	橋梁段差 (橋台)	橋梁流出 (橋)	落橋 (橋)	斜面崩壊 (箇所)
愛知県	田原	28.4	20.0	0.9	5,727	38	0	0	1
	豊橋	6.9	10.4	9.5	1,132	42	0	0	0
	蒲郡	5.4	0.7	0.2	305	2	0	0	0
	幸田	3.9	2.1	0.7	635	27	0	0	0
	西尾	9.0	23.4	8.0	4,914	12	0	0	0
	碧南	8.8	1.9	0.1	1,157	32	0	0	0
	刈谷	20.6	2.6	0.9	1,682	24	0	0	0
	大府	6.8	4.4	0.3	892	10	0	0	0
	半田	3.6	13.0	2.5	1,057	1	0	0	0
	武豊	9.6	2.3	0.2	704	2	0	0	0
	美浜	3.3	4.1	0.1	623	4	0	0	1
	南知多	4.2	25.1	1.1	4,199	6	0	0	1
	常滑	7.9	4.6	0.9	989	8	0	0	0
	知多	2.3	1.1	0.0	332	18	0	0	0
	名古屋沿岸部	濃尾平野の大規模な浸水被害に対して、「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」と調整							
	弥富								

注) 非浸水域対象道路延長: 浸水域外で建物倒壊により道路閉塞の恐れがある区間延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長: 浸水域内で浸水した海水が自然に海側に流下される区間の道路延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長(強制排水区間): 浸水域内で海水が自然排水出来ないため、盛土・大型土のうにより道路啓開が必要な区間延長。大型土のうと盛土量の算出に使用。

各県被害想定に基づき検討したものであり、がれき量は啓開時の作業量を算出している。

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定(内陸)

1)道路啓開に関する被害想定量の算定

【 愛知県 】

エリア別の被害想定量

		被災種別							
		非浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域対象 道路延長 (強制排水区間) (km)	がれき量 (m ³)	橋梁段差 (橋台)	橋梁流出 (橋)	落橋 (橋)	斜面崩壊 (箇所)
愛知県	一宮	3.4	0.0	0.0	144	8	0	0	0
	江南	0.3	0.0	0.0	9	4	0	0	0
	春日井	4.4	0.0	0.0	46	6	0	0	0
	名古屋内陸部	8.0	0.0	0.0	1,159	6	0	0	0
	豊田	0.6	0.0	0.0	7	0	0	0	0
	豊田2	0.6	0.0	0.0	14	0	0	0	0
	岡崎	5.9	0.0	0.0	178	17	0	0	0
	新城	2.9	0.0	0.0	44	0	0	0	0
合計		146.8	115.7	25.4	25,949	267	0	0	3

注) 非浸水域対象道路延長: 浸水域外で建物倒壊により道路閉塞の恐れがある区間延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長: 浸水域内で浸水した海水が自然に海側に流下される区間の道路延長。がれき量の算出に使用。

浸水域対象道路延長(強制排水区間): 浸水域内で海水が自然排水出来ないため、盛土・大型土のうにより道路啓開が必要な区間延長。大型土のうと盛土量の算出に使用。

各県被害想定に基づき検討したものである。

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

1)道路啓開に関する被害想定量の算定

【 三重県 】

エリア別の被害想定量

地区名		被災種別							
		非浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域 対象道路延長 (km)	浸水域対象 道路延長 (強制排水区間) (km)	がれき量 (m³)	橋梁段差 (橋台)	橋梁流出 (橋)	落橋 (橋)	斜面崩壊 (箇所)
三重県	桑名地区	1.0	5.2	3.4	2,700	44	0	0	0
	四日市地区	13.5	24.8	2.5	9,929	80	0	0	0
	鈴鹿地区	8.6	7.2	0.6	2,446	52	0	0	0
	亀山地区	3.6	0.0	0.0	109	62	0	0	0
	津地区	7.4	31.4	1.2	9,378	50	0	0	0
	松阪地区	29.8	31.5	0.4	12,461	114	0	0	0
	伊勢地区	11.1	47.8	0.2	23,266	232	0	0	0
	志摩地区	15.6	35.1	1.3	14,703	62	0	0	0
	尾鷲地区	4.1	45.8	0.0	23,519	100	0	0	0
	熊野地区	7.0	38.0	0.0	10,581	86	0	0	4
合計		100.5	266.8	9.6	109,092	882	0	0	4

注) 非浸水域対象道路延長: 浸水域外で建物倒壊により道路閉塞の恐れがある区間延長。がれき量の算出に使用。
浸水域対象道路延長: 浸水域内で浸水した海水が自然に海側に流下される区間の道路延長。がれき量の算出に使用。
浸水域対象道路延長(強制排水区間): 浸水域内で海水が自然排水出来ないため、盛土・大型土のうにより道路啓開が必要な区間延長。大型土のうと盛土量の算出に使用。
各県被害想定に基づき検討したものである。

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

2)道路啓開に必要な資機材等の算定

【 静岡県 】

エリア別の概算資機材量

		資機材								
		大型土のう (袋)	盛土 (m ³)	土砂 (m ³)	RC-40 (m ³)	バックホウ 0.8m ³ (台)	ブルドーザー 3t/15t級 (台)	タイヤローラー 8～20t (台)	振動ローラー 0.8t (台)	振動ローラー 3.0t (台)
静岡県	湖西	60	0	53.8	116	8	3	3	0	3
	浜松②	180	0	52.3	145	10	6	5	0	5
	浜松①	207	0	20.4	84	14	4	4	0	4
	磐田	0	0	42.3	139	7	4	4	0	4
	袋井	0	0	52.4	163	13	8	8	0	8
	掛川	27	0	55.5	123	11	7	5	0	5
	菊川	1479	0	11.7	45	33	3	3	0	3
	牧之原	278	10	430	110	84	28	8	24	12
	吉田	630	56	668	46	36	0	16	12	20
	焼津	185	0	750	150	4	0	8	4	12
	静岡	0	0	105	50	64	8	12	12	4
	清水	345	78	102	46	4	4	4	28	16
	興津	130	120	330	30	0	0	0	4	0

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

2)道路啓開に必要な資機材等の算定

【 静岡県 】

エリア別の概算資機材量

		資機材								
		大型土のう	盛土	土砂	RC-40	バックホウ 0.8m³	ブルドーザー 3t/15t級	タイヤローラー 8～20t	振動ローラー 0.8t	振動ローラー 3.0t
		(袋)	(m³)	(m³)	(m³)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
静岡県	富士富士宮	0	0	25.7	776	6	5	5	0	5
	北駿	630	0	13	518	8	6	6	0	6
	南駿	5,340	0	13	410	31	12	12	3	12
	三島・函南	0	0	2.7	112	6	4	4	0	4
	田方	12,075	0	11.5	440	66	10	10	0	10
	熱海・伊東	11,576	0	4.4	146	46	3	3	2	3
	賀茂東	14,670	0	10.1	240	80	7	7	0	7
	賀茂西	9,930	0	10.4	218	43	4	4	0	4
合計		56,263	264	2,766	4,118	529	101	106	84	122

2)道路啓開に必要な資機材等の算定

エリア別の概算資機材量

		資機材								
		大型土のう (袋)	盛土 (m³)	土砂 (m³)	RC-40 (m³)	バックホウ (0.8m³) (台)	ブルドーザー (3t/15t級) (台)	タイヤローラー (8～20t) (台)	振動ローラー (0.8～1.1t) (台)	振動ローラー (3.0～4.0t) (台)
愛知県	田原	849	1,746	17	326	23	11	11	0	1
	豊橋	6,354	15,882	21	375	99	98	98	0	1
	蒲郡	107	268	1	14	3	2	2	0	1
	幸田	452	1130	6	195	9	8	8	0	1
	西尾	5,357	13,388	7	108	89	83	83	0	1
	碧南	51	133	16	284	4	1	1	0	1
	刈谷	616	1,540	7	180	13	11	11	0	2
	大府	214	535	7	100	6	4	4	0	1
	半田	1,641	4,099	1	10	28	27	27	0	1
	武豊	152	379	2	20	5	3	3	0	1
	美浜	73	106	3	40	4	1	1	0	1
	南知多	749	1,795	3	48	18	12	12	0	1
	常滑	146	363	5	74	5	3	3	0	1
	知多	0	0	7	136	2	1	1	0	1
名古屋沿岸部										
弥富			濃尾平野の大規模な浸水被害に対して、「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」と調整							

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

2)道路啓開に必要な資機材等の算定

【 愛知県 】

エリア別の概算資機材量

		資機材								
		大型土のう (袋)	盛土 (m³)	土砂 (m³)	RC-40 (m³)	バックホウ (0.8m³) (台)	ブルドーザー (3t/15t級) (台)	タイヤローラー (8～20t) (台)	振動ローラー (0.8～1.1t) (台)	振動ローラー (3.0～4.0t) (台)
愛知県	一宮	0	0	6	80	2	1	1	0	1
	江南	0	0	3	40	1	1	1	0	1
	春日井	0	0	2	42	1	1	1	0	1
	名古屋内陸部	0	0	5	60	4	2	2	0	2
	豊田	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	豊田2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	岡崎	0	0	5	125	3	2	2	0	2
	新城	0	0	0	0	1	0	0	0	0
合計		16,761	41,364	124	2,257	322	272	272	0	22

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(6)被害想定量および必要な資機材量等の算定

2)道路啓開に必要な資機材等の算定

【 三重県 】

エリア別の概算資機材量

地区名		資機材量								
		大型土のう	盛土	土砂	RC-40	バックホウ (0.8㎡)	ブルドーザー (3t/15t級)	タイヤローラー (8～20t)	振動ローラー (0.8～1.1t)	振動ローラー (3.0～4.0t)
		(袋)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
三重県	桑名地区	1,980	4,950	175	3,680	10	12	11	0	7
	四日市地区	5,089	12,722	496	7,760	28	27	20	0	17
	鈴鹿地区	1,327	3,317	302	5,040	16	10	9	0	7
	亀山地区	0	0	216	5,360	3	5	5	0	5
	津地区	2,455	6,138	288	4,840	25	21	17	0	14
	松阪地区	832	2,079	634	10,620	25	17	14	0	13
	伊勢地区	376	941	814	18,760	42	35	32	0	31
	志摩地区	2,693	6,732	205	4,940	29	19	15	0	14
	尾鷲地区	0	0	290	7,720	27	18	18	0	18
	熊野地区	918	0	340	7,300	32	20	20	0	20
合計		15,669	36,878	3,760	76,020	237	184	161	0	146

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(7) 拠点事務所、参集場所、資材置場の設定

エリア		拠点事務所	参集場所	資材置場
静岡県	湖西	浜松市役所 浜松土木事務所 浜松河川国道事務所	浜名土木整備事務所(浜松北行政センター内) 湖西市役所	中野町高架橋下
	浜松②	浜松市役所 浜松河川国道事務所	浜名土木整備事務所(浜松北行政センター内) 浜名土木整備事務所(浜北)(浜松市浜名区役所内) 中央土木整備事務所(浜松市中央区北寺島町) 浜松市役所 浜松河川国道事務所	豊田高架橋下 中野町高架橋下
	浜松①	浜松市役所 浜松河川国道事務所	浜名土木整備事務所(浜北)(浜松市浜名区役所内) 中央土木整備事務所(浜松市中央区北寺島町) 天竜土木整備事務所(浜松市天竜区役所内) 浜松市役所	袋井BP高架下 土橋高架橋下 三ヶ野高架橋下 料金所跡地(岩井) 豊田高架橋下 中野町高架橋下
	磐田	袋井土木事務所 磐田市役所 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所	西部地域局 磐田市役所	袋井BP高架下 土橋高架橋下 三ヶ野高架橋下 料金所跡地(岩井) 豊田高架橋下 中野町高架橋下
	袋井	袋井土木事務所 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所	袋井土木事務所 袋井市役所 森町役場 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所	袋井BP高架下 土橋高架橋下 三ヶ野高架橋下 料金所跡地(岩井) 豊田高架橋下 中野町高架橋下
	掛川	浜松河川国道事務所 掛川国道維持出張所 掛川市役所	袋井土木事務所掛川支所 掛川市役所 浜松河川国道事務所掛川国道維持出張所	大代IC 千羽IC 宮脇IC 水垂料金所跡地 西郷IC
	菊川	袋井土木事務所 菊川市役所 御前崎市役所	菊川市役所 御前崎市役所	大代IC 西郷IC 水垂料金所跡地

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(7) 拠点事務所、参集場所、資材置場の設定

エリア		拠点事務所	参集場所	資材置場
静岡県	牧之原	島田土木事務所 島田土木(川根支所)	島田土木事務所 島田土木(川根支所)	島田土木事務所 島田市神座 牧之原市静谷字三栗 島田市金谷神尾76番地先
	吉田	島田土木事務所	島田土木事務所	島田土木事務所
	焼津	島田土木事務所 静岡国道事務所 静岡国道維持出張所	島田土木事務所	島田土木事務所 藤枝市瀬戸谷字中山 藤枝岡部IC周辺 焼津市大島(河川敷) 静岡国道事務所
	静岡	静岡市役所 駿河大里ブロック 高松浄化センター 駿河日本平ブロック 静岡土木センター 葵城北ブロック 城北浄化センター 葵中央ブロック 中央体育館 駿河長田ブロック 長田コミュニティ防災センター 駿河藁科ブロック 藁科生涯学習センター 葵北ブロック 俵沢道路工事センター 静岡国道事務所 静岡国道維持出張所	駿河大里ブロック 高松浄化センター 駿河日本平ブロック 静岡土木センター 葵城北ブロック 城北浄化センター 葵中央ブロック 中央体育館 駿河長田ブロック 長田コミュニティ防災センター 駿河藁科ブロック 藁科生涯学習センター 葵北ブロック 俵沢道路工事センター	美川町防災倉庫 静岡国道事務所
	清水	清水中央ブロック(一社)清水建設業協会 清水南ブロック岡生涯学習交流館	清水中央ブロック(一社)清水建設業協会 清水南ブロック岡生涯学習交流館	国道1号沿道国有地(清水区横砂地区)
	興津	清水北ブロック小島生涯学習交流館 清水由比ブロック由比生涯学習交流館 清水蒲原ブロック蒲原市民センター	清水北ブロック小島生涯学習交流館 清水由比ブロック由比生涯学習交流館 清水蒲原ブロック蒲原市民センター	静岡市央原地先

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(7) 拠点事務所、参集場所、資材置場の設定

エリア		拠点事務所	参集場所	資材置場
静岡県	富士・富士宮	静岡県富士土木事務所、富士国道維持出張所、静岡国道事務所	静岡県富士土木事務所、富士国道維持出張所	富士宮市民体育館、富士宮市役所、富士総合運動公園、富士市役所、静岡県富士土木事務所、富士国道維持出張所
	北駿	沼津河川国道事務所、御殿場国道維持出張所、東部地域局	御殿場国道維持出張所	陸上自衛隊富士駐屯地、陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地、裾野市運動公園、小山町役場、小山町総合文化会館、御殿場国道維持出張所、陸上自衛隊駒門駐屯地、裾野市役所
	南駿	沼津国道維持出張所、沼津河川国道事務所、静岡県沼津土木事務所、東部地域局	沼津国道維持出張所、静岡県沼津土木事務所、東部地域局、道の駅『くら戸田』	県立愛鷹広域公園、富士通沼津工場、駿河湾沼津SA(下り線)、東部地域局、沼津市役所、沼津国道維持出張所、柿田川公園、沼津河川国道事務所
	三島・函南	沼津河川国道事務所、東部地域局	東部地域局、函南町役場、函南運動公園、道の駅『伊豆ゲートウェイ函南』	沼津河川国道事務所、東部地域局、三島市役所、韮山運動公園
	田方	沼津河川国道事務所、東部地域局	東部地域局、伊豆の国市役所、道の駅『伊豆のへそ』、伊豆市役所、伊豆総合高校土肥分校、沼津河川国道事務所湯ヶ島出張所	沼津河川国道事務所、東部地域局、旧スポーツワールド、伊豆の国市役所、韮山運動公園、道の駅『伊豆のへそ』、伊豆市役所
	熱海・伊東	静岡県熱海土木事務所、東部地域局	静岡県熱海土木事務所、伊東市役所	姫の沢公園(スポーツ広場、駐車場)、熱海市役所、静岡県熱海土木事務所、伊東市役所、伊東高校
	賀茂東	賀茂危機管理庁舎、静岡県下田土木事務所	賀茂危機管理庁舎、静岡県下田土木事務所	クロスカントリーコース、河津町役場、静岡県下田土木事務所
	賀茂西	賀茂危機管理庁舎	賀茂危機管理庁舎、県立松崎高校グラウンド	差田グラウンド

4-7. くしの歯ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(7) 拠点事務所、参集場所、資材置場の設定

ブロック	エリア	拠点事務所	参集場所	資材置場
愛知県	東三河	田原	東三河建設事務所(県) 名四国道事務所(国)	東三河建設事務所(県)
		豊橋	名四国道事務所(国) 東三河建設事務所(県)	東三河建設事務所(県)
		蒲郡	東三河建設事務所(県)	東三河建設事務所(県)
		新城	新城設楽建設事務所(県)	新城設楽建設事務所(県)
	西三河	幸田	西三河建設事務所(県) 西三河建設事務所 西尾支所(県) 東三河建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)(※1) 岡崎国道維持出張所(国)	西三河建設事務所(県) 西三河建設事務所 西尾支所(県) 東三河建設事務所(県) 岡崎国道維持出張所(国)
		西尾	西三河建設事務所 西尾支所(県)	西三河建設事務所 西尾支所(県)
		碧南	知立建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)(※1)	知立建設事務所(県)
		刈谷	知立建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)(※1)	知立建設事務所(県)
		豊田	豊田加茂建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)(※1)	豊田加茂建設事務所(県) 豊田維持出張所(国)
		豊田2	豊田加茂建設事務所(県)	豊田加茂建設事務所(県)
		岡崎	西三河建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)(※1)	西三河建設事務所(県) 岡崎国道維持出張所(国)

※1 拠点事務所被災時の代替施設は決定済み

※2 拠点事務所被災時の代替施設は調整中

4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(7) 拠点事務所、参集場所、資材置場の設定

ブロック	エリア	拠点事務所	参集場所	資材置場
愛知県	知多	大府	知多建設事務所(県)(※1)	名古屋南IC高架下(国)
		半田	知多建設事務所(県)(※1)	半田中央IC(愛知県道路公社)
		武豊	知多建設事務所(県)(※1)	県道72号南知多道路高架下(愛知県道路公社)
		美浜	知多建設事務所(県)(※1)	県道72号南知多道路高架下(愛知県道路公社)
		南知多	知多建設事務所(県)(※1)	県道7号大井西交差点付近(愛知県)
		常滑	知多建設事務所(県)(※1)	半田中央IC(愛知県道路公社)
		知多	知多建設事務所(県)(※1)	名古屋南IC高架下(国)
	尾張	一宮	一宮建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)	一宮木曾川IC高架下(中日本高速道路)
		江南	一宮建設事務所(県) 尾張建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)	小牧IC高架下(中日本高速道路)
		春日井	尾張建設事務所(県) 名古屋国道事務所(国)	春日井IC高架下(中日本高速道路)
	名古屋	名古屋沿岸部	瑞穂土木事務所・熱田土木事務所・ 中村土木事務所・南土木事務所・ 旧中村土木事務所 名古屋国道維持第一出張所(国)	※各土木事務所に連絡して市の資材の置場所の情報提供を受ける
		名古屋内陸部	千種土木事務所・東土木事務所・ 北土木事務所・西土木事務所・ 中土木事務所・昭和土木事務所・ 瑞穂土木事務所・守山土木事務所・ 緑土木事務所・名東土木事務所・ 天白土木事務所 名古屋国道維持第一出張所(国)	※各土木事務所に連絡して市の資材の置場所の情報提供を受ける
	海部	弥富	名古屋国道事務所(国)(※1) 海部建設事務所(県)(※2)	伊勢湾岸高架下(楠1丁目交差点東)(中日本高速道路)

※1 拠点事務所被災時の代替施設は決定済み

※2 拠点事務所被災時の代替施設は調整中

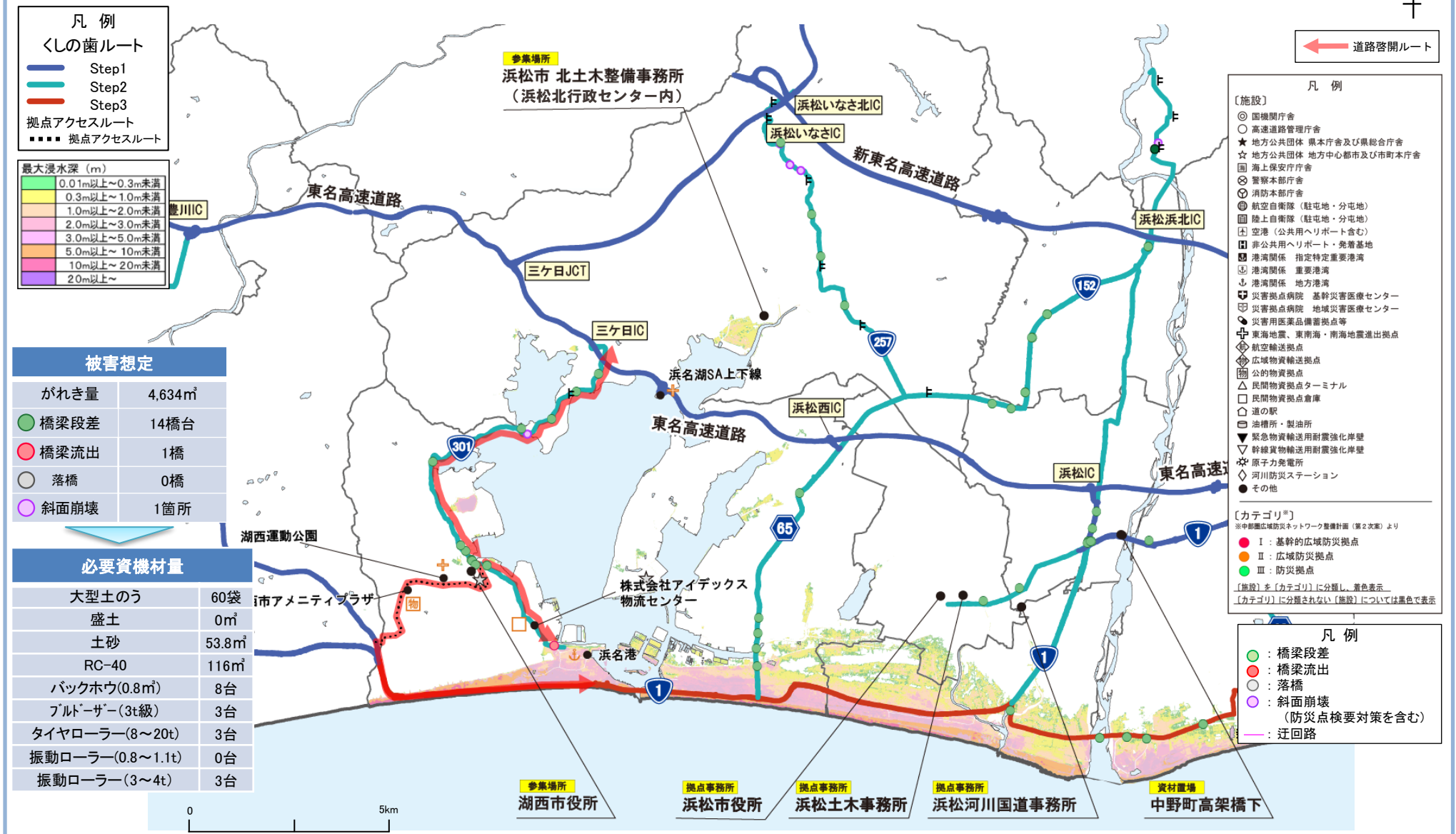
4-7. くしの齒ルート・拠点アクセスルートに対する具体計画

(7)拠点事務所、参集場所、資材置場の設定

地区名		拠点事務所	参集場所	資材置場
三重県	桑名地区	桑名建設事務所	桑名建設事務所、桑名市総合運動公園(支援)	桑名東IC付近、桑名IC付近
	四日市地区	四日市建設事務所	四日市建設事務所、グレイスヒルズカントリー倶楽部(支援)、垂坂ソフトボール場(支援)	四日市東IC付近、四日市IC付近
	鈴鹿地区	鈴鹿建設事務所	鈴鹿建設事務所、広域防災拠点(中勢拠点)	鈴鹿IC付近、鈴鹿市河川防災センター
	亀山地区	北勢国道事務所 亀山庁舎	北勢国道事務所 亀山庁舎	-
	津地区	三重河川国道事務所	三重河川国道事務所、中勢グリーンパーク(支援)、メッセウイングみえ(支援)、津市久居グラウンド(支援)	中勢バイパス高架下、中勢バイパス整備予定地、久居IC付近
	松阪地区	紀勢国道事務所	紀勢国道事務所、松阪市嬉野グラウンド(支援)、松阪農業公園ベルファーム(支援)、明和町公共施設整備事業用地(支援)、天啓公園(支援)、VISION(支援)	勢和多気IC付近、松阪多気BPⅡ期線用地(2箇所)
	伊勢地区	伊勢建設事務所	伊勢建設事務所、大仏山公園(支援)、五十鈴公園(支援)、宮リバー度会パーク(支援)、広域防災拠点(伊勢志摩拠点)(支援)、大紀町役場(支援)、大紀町大内山支所(支援)	玉城IC付近、伊勢西IC付近、紀勢大内山IC付近、広域防災拠点(伊勢志摩拠点)
	志摩地区	志摩建設事務所	志摩建設事務所、磯部ふれあい公園(支援)、阿児ふるさと公園(支援)、	鳥羽市堅神町地内、志摩市阿児町立神地内
	尾鷲地区	尾鷲建設事務所	尾鷲建設事務所	紀北PA、尾鷲北IC付近、紀北町海山区馬瀬地内
	熊野地区	熊野建設事務所	熊野建設事務所	熊野新鹿IC付近

くしの歯ルート・拠点アクセスルート of 具体計画

静岡県／湖西



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／浜松②

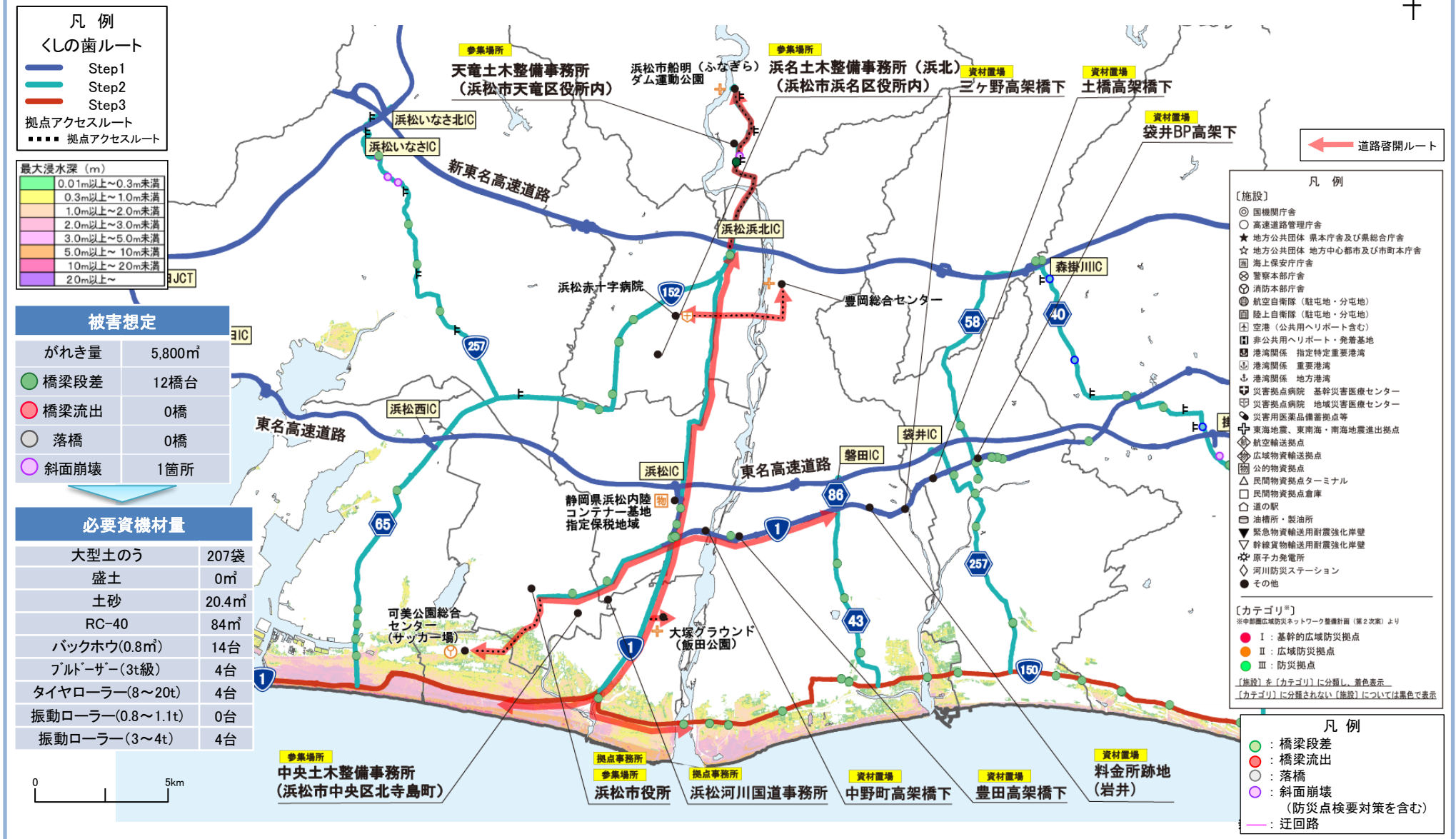


注) 高速道路については、概ね1日で啓開を行うものとする。
注) 迂回路がなく片押し作業となる区間は、啓開の迅速化を図るために適宜作業パーティを編成。

注) 被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／浜松①



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

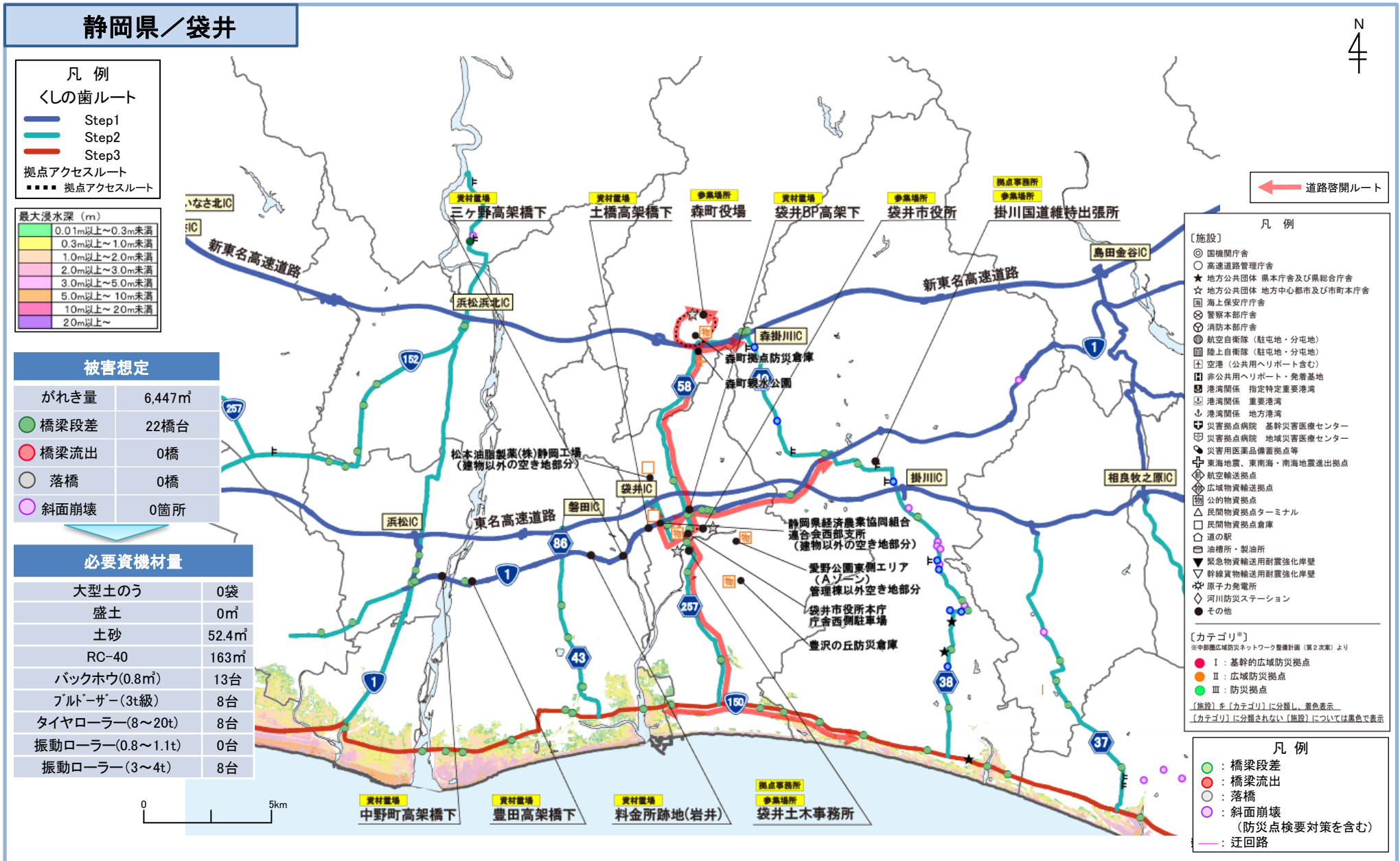
くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／磐田



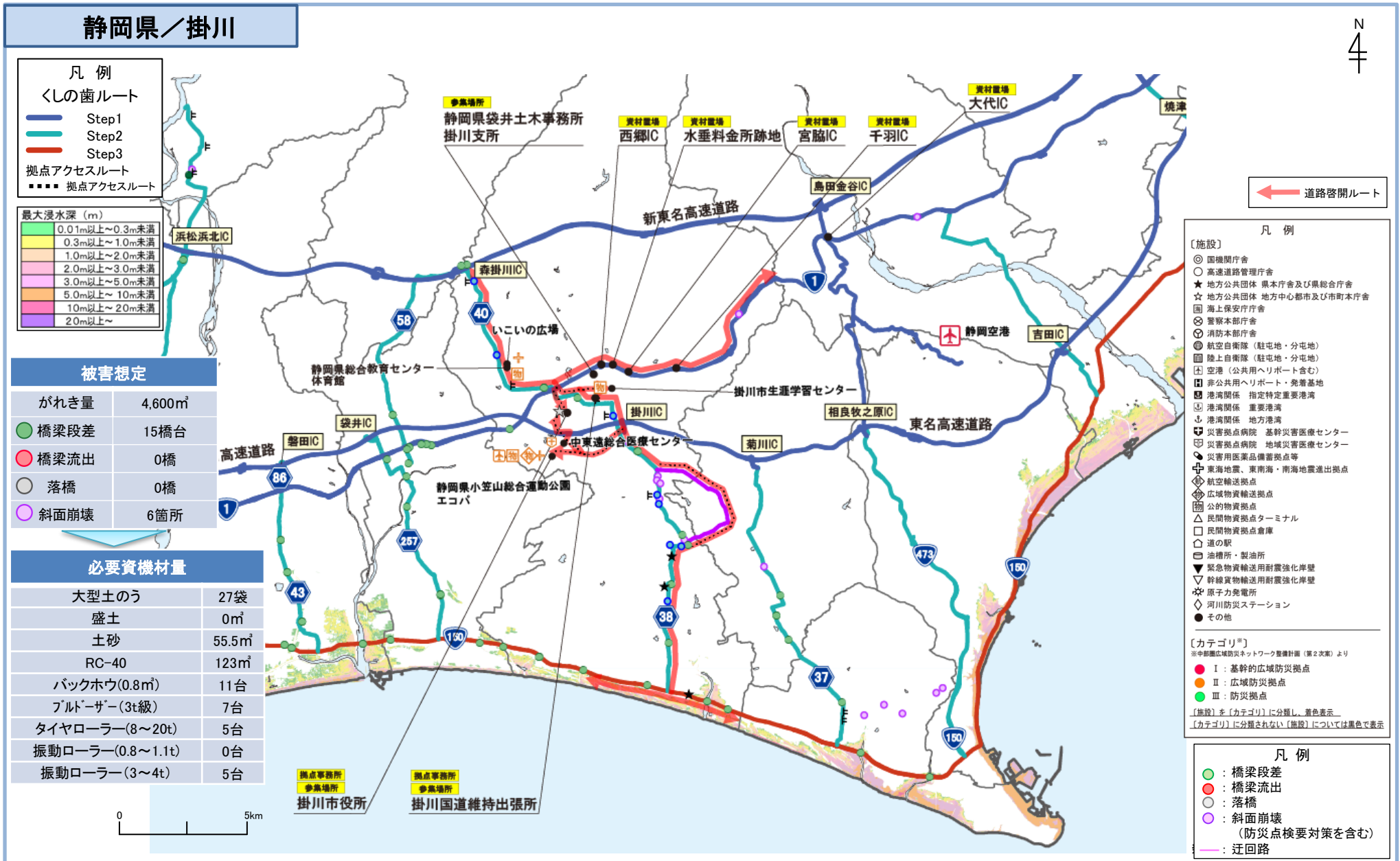
注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの齒ルート・拠点アクセスルートの具体計画



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／菊川



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／牧之原

凡 例

くしの歯ルート

- step 1
- step 2
- step 3

拠点アクセスルート

- 拠点アクセスルート

最大浸水深 (m)

0.01m以上～0.3m未満
0.3m以上～1.0m未満
1.0m以上～2.0m未満
2.0m以上～3.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
5.0m以上～10m未満
10m以上～20m未満
20m以上～

被害想定

がれき量	5,631㎡
橋梁段差	78橋台
橋梁流出	3橋
落橋	0橋
斜面崩壊	0箇所

必要資機材量

大型土のう	175袋
盛土	10㎡
土砂	80㎡
RC-40	104㎡
バックホウ(0.8㎡)	8台
ブルドーザー(3t/15t級)	16台
タイヤローラー(8～20t)	4台
振動ローラー(0.8～1.1t)	4台
振動ローラー(3～4t)	4台



道路啓開ルート

凡 例

- : 橋梁段差
- : 橋梁流出
- : 落橋
- : 斜面崩壊
- : 迂回路

凡 例

[施設]

- 国機関庁舎
- 高速道路管理庁舎
- ★ 地方公共団体 県庁舎及び県総合庁舎
- ★ 地方公共団体 地方中心都市及び市町本庁舎
- 海上保安庁庁舎
- 警察本部庁舎
- 消防本部庁舎
- 航空自衛隊 (駐屯地・分屯地)
- 陸上自衛隊 (駐屯地・分屯地)
- 空港 (公共用ヘリポート含む)
- 非公共用ヘリポート・発着基地
- 港湾関係 指定特定重要港湾
- 港湾関係 重要港湾
- 港湾関係 地方港湾
- 災害拠点病院 基幹災害医療センター
- 災害拠点病院 地域災害医療センター
- 災害用医薬品備蓄拠点等
- 東海地震、東南海・南海地震震出拠点
- 航空輸送拠点
- 広域物資輸送拠点
- 公的物資拠点
- △ 民間物資拠点ターミナル
- 民間物資拠点倉庫
- 道の駅
- 油槽所・製油所
- ▼ 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
- ▽ 幹線物資輸送用耐震強化岸壁
- ◇ 原子力発電所
- ◆ 河川防災ステーション
- その他

[カテゴリ[※]]

※中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)より

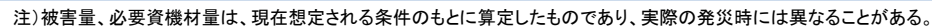
- I : 基幹的広域防災拠点
- II : 広域防災拠点
- III : 防災拠点

「施設」を「カテゴリ」に分類し、着色表示。
「カテゴリ」に分類されない「施設」については黒色で表示。

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

静岡県／牧之原(川根)

20分



くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／吉田

- 凡 例
- くしの歯ルート
- step 1
 - step 2
 - step 3
- 拠点アクセスルート
- 拠点アクセスルート

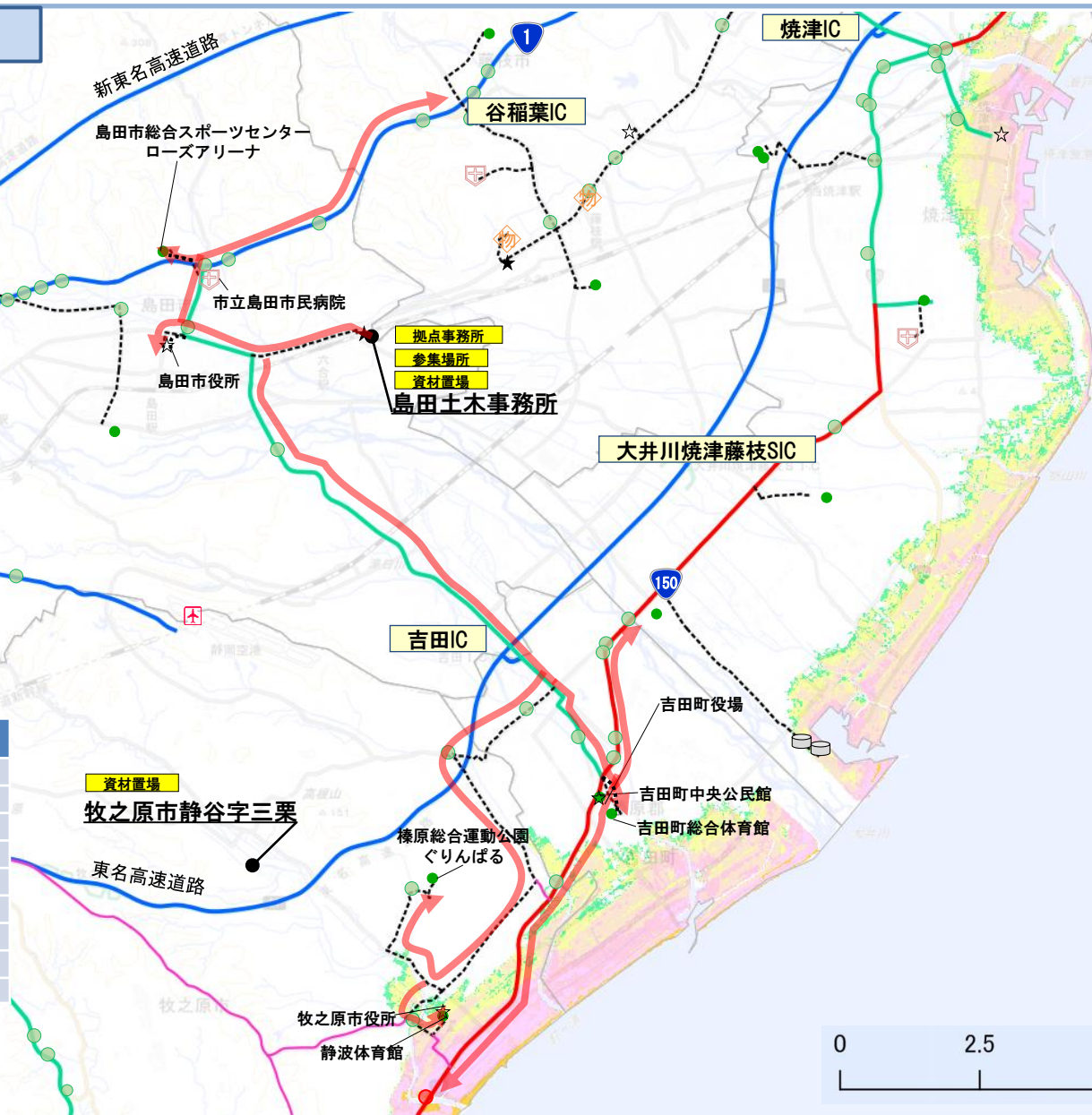
最大浸水深 (m)	
0.01m以上～0.3m未満	
0.3m以上～1.0m未満	
1.0m以上～2.0m未満	
2.0m以上～3.0m未満	
3.0m以上～5.0m未満	
5.0m以上～10m未満	
10m以上～20m未満	
20m以上～	

被害想定

がれき量	3,003m ³
橋梁段差	32橋台
橋梁流出	0橋
落橋	0橋
斜面崩壊	0箇所

必要資機材量

大型土のう	630袋
盛土	56m ²
土砂	668m ²
RC-40	46m ²
バックホウ(0.8m ³)	36台
ブルドーザー(3t/15t級)	0台
タイヤローラー(8～20t)	16台
振動ローラー(0.8～1.1t)	12台
振動ローラー(3～4t)	20台

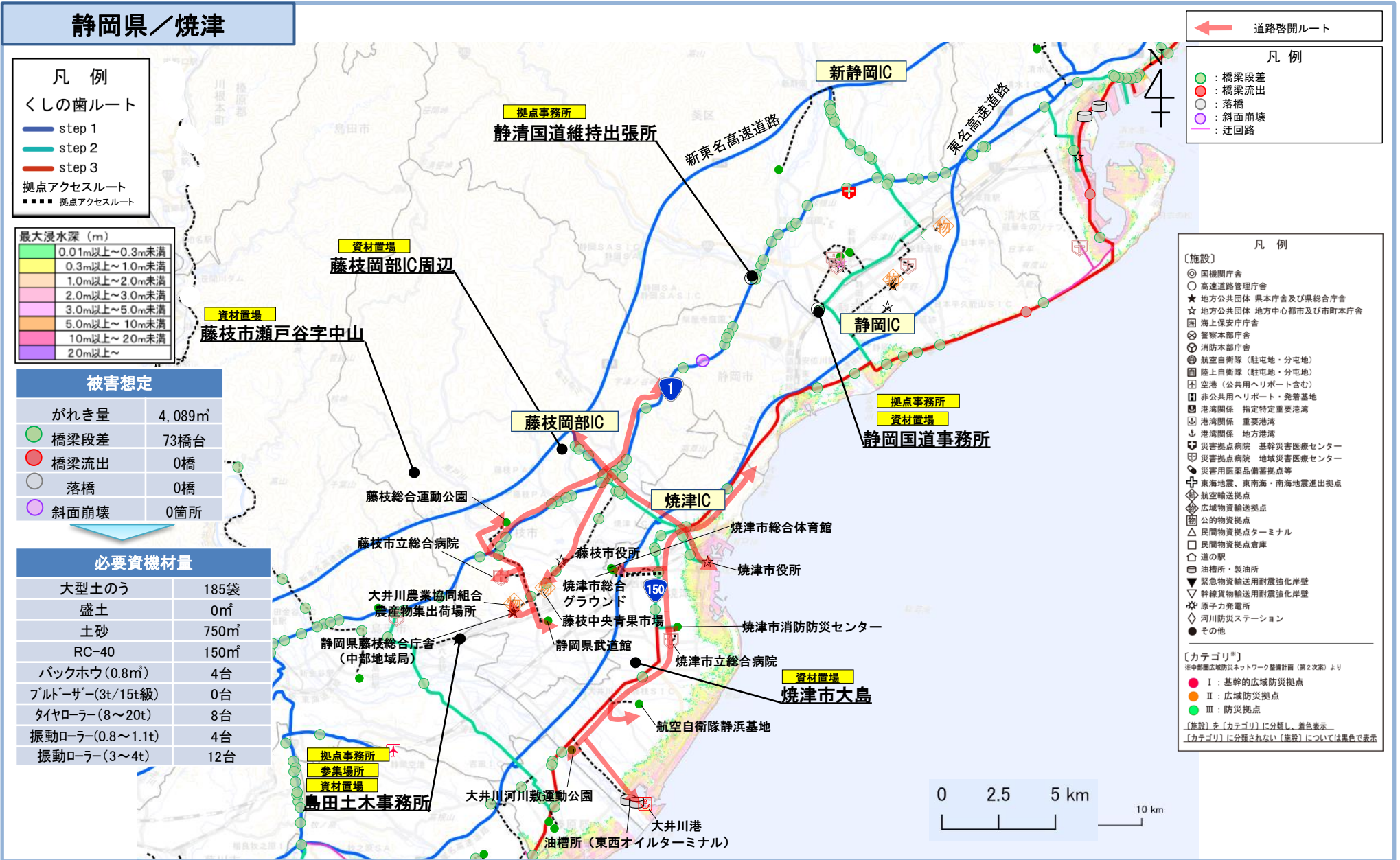


- 道路啓開ルート
- 凡 例
- 橋梁段差
 - 橋梁流出
 - 落橋
 - 斜面崩壊
 - 迂回路

- 凡 例
- 〔施設〕
- ◎ 国機関庁舎
 - 高速道路管理庁舎
 - ★ 地方公共団体 県本庁舎及び県総合庁舎
 - ☆ 地方公共団体 地方中心都市及び市町本庁舎
 - ⊕ 海上保安庁庁舎
 - ⊗ 警察本部庁舎
 - ⊗ 消防本部庁舎
 - ⊗ 航空自衛隊 (駐屯地・分屯地)
 - ⊗ 陸上自衛隊 (駐屯地・分屯地)
 - ⊗ 空港 (公共用ヘリポート含む)
 - ⊗ 非公共用ヘリポート・発着基地
 - ⊗ 港湾関係 指定特定重要港湾
 - ⊗ 港湾関係 重要港湾
 - ⊗ 港湾関係 地方港湾
 - ⊗ 災害拠点病院 基幹災害医療センター
 - ⊗ 災害拠点病院 地域災害医療センター
 - ⊗ 災害用医薬品備蓄拠点等
 - ⊗ 東海地震・東南海・南海地震進出拠点
 - ⊗ 航空輸送拠点
 - ⊗ 広域物資輸送拠点
 - ⊗ 公的物資拠点
 - △ 民間物資拠点ターミナル
 - 民間物資拠点倉庫
 - ⊗ 道の駅
 - ⊗ 油槽所・製油所
 - ▼ 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
 - ▼ 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁
 - ⊗ 原子力発電所
 - ⊗ 河川防災ステーション
 - その他
- 〔カテゴリ[※]〕
- ※中部圏広域防災ネットワーク整備計画 (第2次案) より
- I : 基幹的広域防災拠点
 - II : 広域防災拠点
 - III : 防災拠点
- 〔施設〕を「カテゴリ」に分類し、着色表示。
〔カテゴリ〕に分類されない〔施設〕については黒色で表示。

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／静岡

凡 例

くしの歯ルート

- step 1
- step 2
- step 3

拠点アクセスルート

- 拠点アクセスルート

最大浸水深 (m)

0.01m以上～0.3m未満
0.3m以上～1.0m未満
1.0m以上～2.0m未満
2.0m以上～3.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
5.0m以上～10m未満
10m以上～20m未満
20m以上～

被害想定

がれき量	2,171m ³
橋梁段差	89橋台
橋梁流出	1橋
落橋	0橋
斜面崩壊	1箇所

必要資機材量

大型土のう	0袋
盛土	0m ²
土砂	105m ³
RC-40	50m ³
バックホウ(0.8m ³)	64台
ブルドーザー(3t/15t級)	8台
タイヤローラー(8～20t)	12台
振動ローラー(0.8～1.1t)	12台
振動ローラー(3～4t)	4台



道路啓開ルート

凡 例

- 橋梁段差
- 橋梁流出
- 落橋
- 斜面崩壊
- 迂回路

〔施設〕

- 国機関庁舎
- 高速道路管理庁舎
- ★ 地方公共団体 県庁舎及び県総合庁舎
- ☆ 地方公共団体 地方中心都市及び市町本庁舎
- 海上保安庁庁舎
- 警察本部庁舎
- 消防本部庁舎
- 航空自衛隊 (駐屯地・分屯地)
- 陸上自衛隊 (駐屯地・分屯地)
- 空港 (公共用ヘリポート含む)
- 非公共用ヘリポート・発着基地
- 港湾関係 指定特定重要港湾
- 港湾関係 重要港湾
- 港湾関係 地方港湾
- 災害拠点病院 基幹災害医療センター
- 災害拠点病院 地域災害医療センター
- 災害用医薬品備蓄拠点等
- 東海地震、東南海・南海地震震出拠点
- 航空輸送拠点
- 広域物資輸送拠点
- 公的物資拠点
- 民間物資拠点ターミナル
- 民間物資拠点倉庫
- 道の駅
- 油槽所・製油所
- 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
- 幹線物資輸送用耐震強化岸壁
- 原子力発電所
- 河川防災ステーション
- その他

〔カテゴリ〕

※中部圏広域防災ネットワーク整備計画 (第2次案) より

- I : 基幹的広域防災拠点
- II : 広域防災拠点
- III : 防災拠点

〔施設〕を「カテゴリ」に分類し、着色表示。
〔カテゴリ〕に分類されない〔施設〕については黒色で表示。

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルート of 具体計画

静岡県／清水

- 凡 例
- くしの歯ルート
- step 1
 - step 2
 - step 3
- 拠点アクセスルート
- 拠点アクセスルート

最大浸水深 (m)

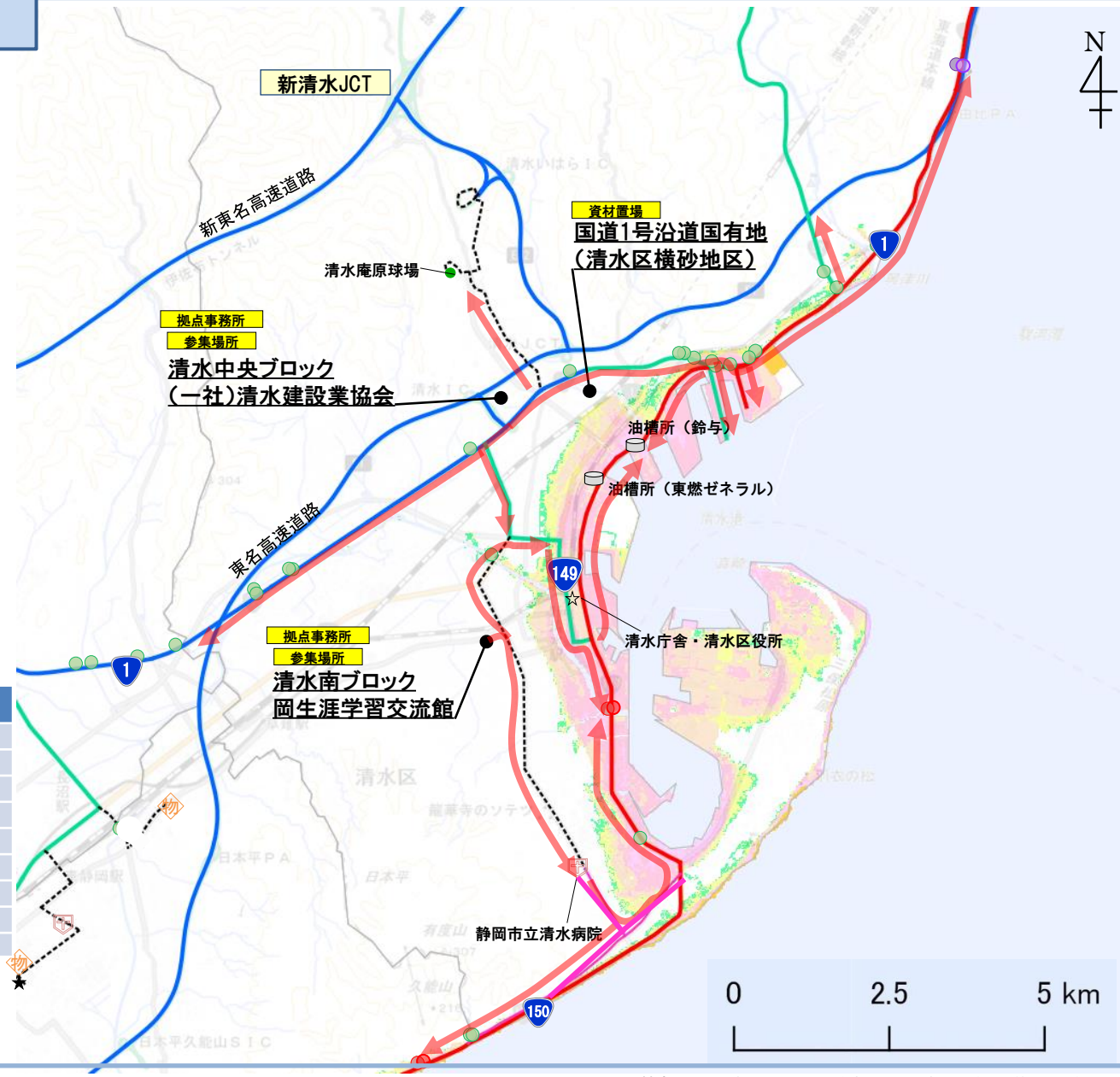
0.01m以上～0.3m未満
0.3m以上～1.0m未満
1.0m以上～2.0m未満
2.0m以上～3.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
5.0m以上～10m未満
10m以上～20m未満
20m以上～

被害想定

がれき量	6,453m ³
橋梁段差	66橋台
橋梁流出	1橋
落橋	0橋
斜面崩壊	0箇所

必要資機材量

大型土のう	345袋
盛土	78m ³
土砂	102m ³
RC-40	46m ³
バックホウ(0.8m ³)	4台
ブルドーザー(3t/15t級)	4台
タイヤローラー(8～20t)	4台
振動ローラー(0.8～1.1t)	28台
振動ローラー(3～4t)	16台



- 道路啓開ルート
- 凡 例
- 橋梁段差
 - 橋梁流出
 - 落橋
 - 斜面崩壊
 - 迂回路
- 〔施設〕
- 国機関庁舎
 - 高速道路管理庁舎
 - 地方公共団体 県庁舎及び県総合庁舎
 - 地方公共団体 地方中心都市及び市町本庁舎
 - 海上保安庁庁舎
 - 警察本部庁舎
 - 消防本部庁舎
 - 航空自衛隊 (駐屯地・分屯地)
 - 陸上自衛隊 (駐屯地・分屯地)
 - 空港 (公共用ヘリポート含む)
 - 非公共用ヘリポート・発着基地
 - 港湾関係 指定特定重要港湾
 - 港湾関係 重要港湾
 - 港湾関係 地方港湾
 - 災害拠点病院 基幹災害医療センター
 - 災害拠点病院 地域災害医療センター
 - 災害用医薬品備蓄拠点等
 - 東海地震・東南海・南海地震震源域
 - 航空輸送拠点
 - 広域物資輸送拠点
 - 公的物資拠点
 - 民間物資拠点ターミナル
 - 民間物資拠点倉庫
 - 道の駅
 - 油槽所・製油所
 - 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
 - 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁
 - 原子力発電所
 - 河川防災ステーション
 - その他
- 〔カテゴリ〕
- ※中部圏広域防災ネットワーク整備計画 (第2次案) より
- I : 基幹的広域防災拠点
 - II : 広域防災拠点
 - III : 防災拠点
- 〔施設〕を「カテゴリ」に分類し、着色表示。
〔カテゴリ〕に分類されない〔施設〕については黒色で表示。

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

静岡県／富士・富士宮

- 凡 例
- くしの歯ルート
- step 1
 - step 2
 - step 3
- 拠点アクセスルート
- 拠点アクセスルート

最大浸水深 (m)

0.01m以上～0.3m未満
0.3m以上～1.0m未満
1.0m以上～2.0m未満
2.0m以上～3.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
5.0m以上～10m未満
10m以上～20m未満
20m以上～

被害想定

がれき量	3,574m ³
● 橋梁段差	104橋台
● 橋梁流出	0橋
○ 落橋	0橋
○ 斜面崩壊	0箇所

必要資機材量

大型土のう	0袋
盛土	0m ³
土砂	25.7m ³
RC-40	776m ²
バックホウ(0.8m ³)	6台
ブルドーザー(3t/15t級)	5台
タイヤローラー(8～20t)	5台
振動ローラー(0.8～1.1t)	0台
振動ローラー(3～4t)	5台



- 道路啓開ルート
- 凡 例
- 橋梁段差
 - 橋梁流出
 - 落橋
 - 斜面崩壊
 - 迂回路
- 凡 例
- 中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)における拠点カテゴリ
- I: 基幹的広域防災拠点
 - II: 広域防災拠点
 - III: 防災拠点
- 凡 例
- ◎ 国機関庁舎
 - 高速道路管理庁舎
 - ★ 地方公共団体 県庁舎及び県総合庁舎
 - ☆ 地方公共団体 地方中心都市及び市町本庁舎
 - ⊠ 海上保安庁庁舎
 - ⊗ 警察本部庁舎
 - ⊙ 消防本部庁舎
 - ⊕ 航空自衛隊(駐屯地・分屯地)
 - ⊖ 陸上自衛隊(駐屯地・分屯地)
 - ✈ 空港(公共用ヘリポート含む)
 - ⊠ 非公共用ヘリポート・発着基地
 - ⊠ 港湾関係 指定特定重要港湾
 - ⊠ 港湾関係 重要港湾
 - ⊠ 港湾関係 地方港湾
 - ⊠ 災害拠点病院 基幹災害医療センター
 - ⊠ 災害拠点病院 地域災害医療センター
 - ⊠ 災害用医薬品備蓄拠点等
 - ⊠ 東海地震・東南海・南海地震進出拠点
 - ⊠ 航空輸送拠点
 - ⊠ 広域物資輸送拠点
 - ⊠ 公的物資拠点
 - ⊠ 民間物資拠点ターミナル
 - ⊠ 民間物資拠点倉庫
 - ⊠ 道の駅
 - ⊠ 油槽所・製油所
 - ⊠ 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
 - ⊠ 幹線物資輸送用耐震強化岸壁
 - ⊠ 原子力発電所
 - ⊠ 河川防災ステーション
 - その他

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／北駿

凡 例

くしの歯ルート

- step 1

— step 2

step 3

拠点アクセスルート

■ ■ ■ ■ 拠点アクセスルート

最大浸水深 (m)	0.5
-----------	-----

0.01m以上~0.3m未満
0.3m以上~1.0m未満
1.0m以上~2.0m未満
2.0m以上~3.0m未満
3.0m以上~5.0m未満
5.0m以上~10m未満
10m以上~20m未満
20m以上~

被害想定

がれき量	508m ³
 橋梁段差	74橋台
 橋梁流出	0橋
 落橋	0橋
 斜面崩壊	2箇所

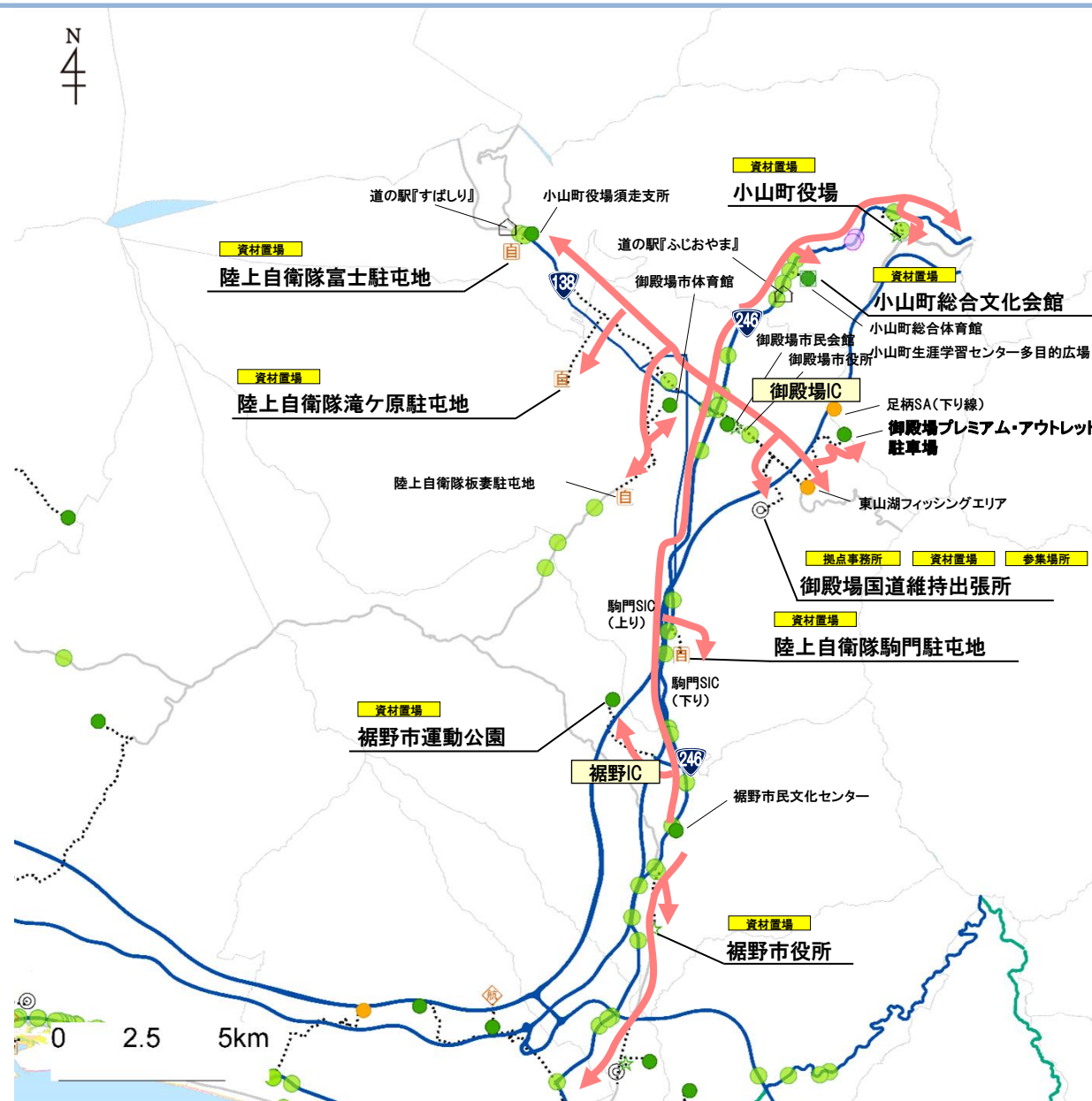
必要資機材量

大型土のう	630袋
盛土	0m ³
土砂	13m ³
RC-40	518m ³
バックホウ(0.8m ³)	8台
ブルドーザー(3t/15t級)	6台
タイヤローラー(8～20t)	6台
振動ローラー(0.8～1.1t)	0台
振動ローラー(3～4t)	6台

エリア内啓開必要日数

くしの歯ルート／拠点アクセスルート

3.0目／0.1目



道路啓開ルート

凡 例

-  : 橋梁段差
 : 橋梁流出
 : 落橋
 : 斜面崩壊
 : 迂回路

凡 例

中部圏広域防災ネットワーク整備計画（第2次案）
における拠点カテゴリ

- I : 基幹的広域防災拠点
- II : 広域防災拠点
- III : 防災拠点

凡 例

- ① 国機関庁舎
- ② 高速道路管理庁舎
- ★ 地方公共団体 県本庁舎及び県総合庁舎
- ☆ 地方公共団体 地方中心城市及び市町本庁舎
- ③ 海上保安庁庁舎
- ⊗ 警察本部庁舎
- ⊗ 消防本部庁舎
- ✈ 航空自衛隊（駐屯地・分屯地）
- ✈ 陸上自衛隊（駐屯地・分屯地）
- ✈ 空港（公共用ヘリポート含む）
- ✈ 非公共用ヘリポート・発着基地
- ⚓ 港湾関係 指定特定重要港湾
- ⚓ 港湾関係 重要港湾
- ⚓ 港湾関係 地方港湾
- 🏥 災害拠点病院 基幹災害医療センター
- 🏥 災害拠点病院 地域災害医療センター
- 💊 災害用医薬品備蓄拠点等
- ⚡ 東海地震・東南海・南海地震進出拠点
- 🚚 航空輸送拠点
- 🚚 広域物資輸送拠点
- 📦 公的物資拠点
- 📦 民間物資拠点ターミナル
- 📦 民間物資拠点倉庫
- 🚉 道の駅
- 🛢 油槽所・製油所
- ▼ 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
- ▼ 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁
- ☀ 原子力発電所
- 🚢 河川防災ステーション
- ◆ その他

注) 高速道路については、概ね1日で啓開を行うものとする。

注) 迂回路がなく片押し作業となる区間は、啓開の迅速化を図るために適宜作業パーティを編成。

注)24時間体制(8時間×3班)で算定したものである。

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画



静岡県／三島・函南

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。



くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

静岡県／田方

- 凡 例
- くしの歯ルート
- step 1
 - step 2
 - step 3
- 拠点アクセスルート
- 拠点アクセスルート

最大浸水深 (m)

0.01m以上～0.3m未満
0.3m以上～1.0m未満
1.0m以上～2.0m未満
2.0m以上～3.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
5.0m以上～10m未満
10m以上～20m未満
20m以上～

被害想定

がれき量	4,495m ³
橋梁段差	62橋台
橋梁流出	0橋
落橋	0橋
斜面崩壊	28箇所

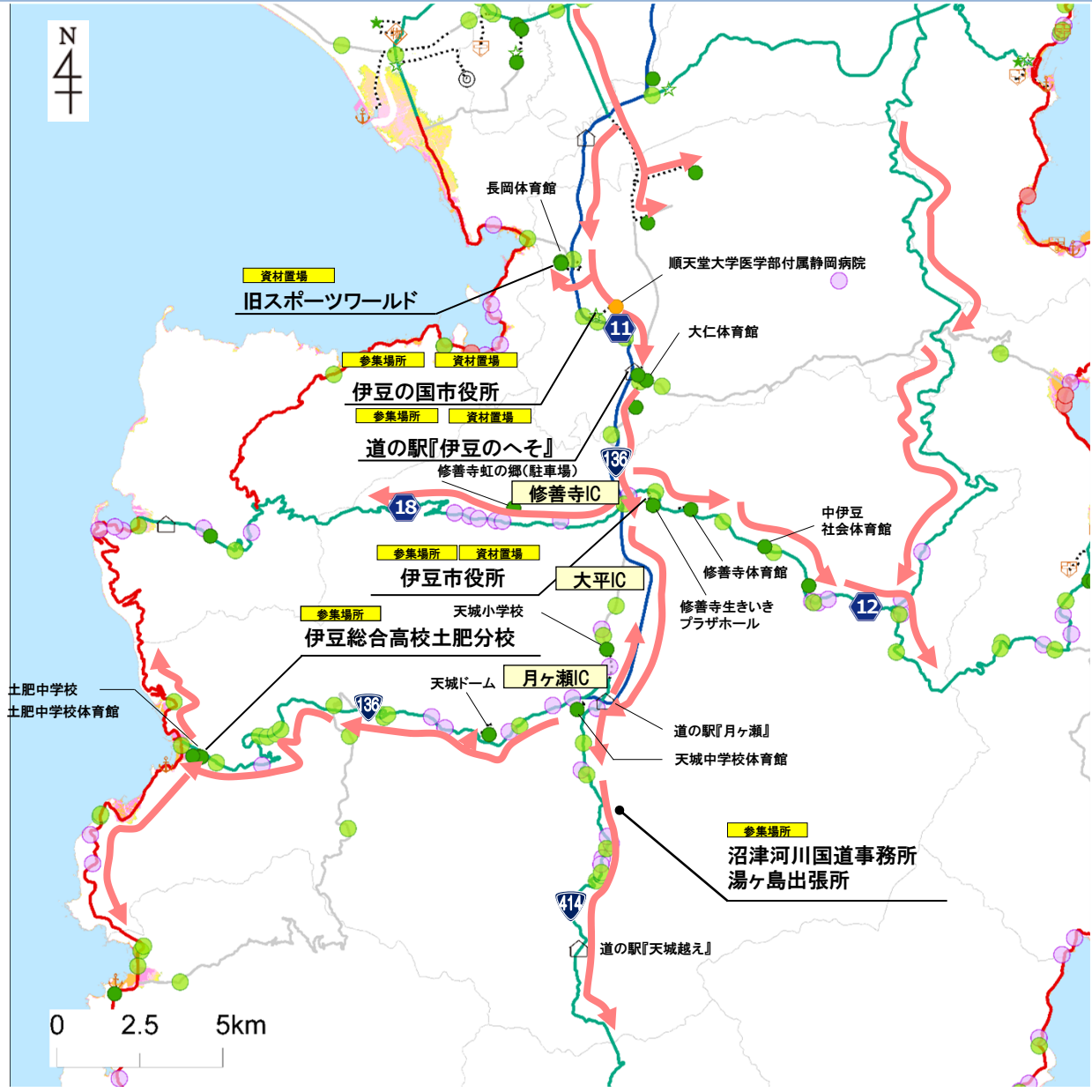
必要資機材量

大型土のう	12,075袋
盛土	0m ³
土砂	11.5m ³
RC-40	440m ²
バックホウ(0.8m ³)	66台
ブルドーザー(3t/15t級)	10台
タイヤローラー(8～20t)	10台
振動ローラー(0.8～1.1t)	0台
振動ローラー(3～4t)	10台

エリア内啓開必要日数

くしの歯ルート／拠点アクセスルート

4.7日／0.1日

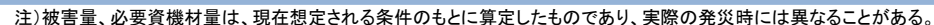


- 道路啓開ルート
- 凡 例
- 橋梁段差
 - 橋梁流出
 - 落橋
 - 斜面崩壊
 - 迂回路
- 凡 例
- 中館園広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)における拠点カテゴリ
- I: 基幹的広域防災拠点
 - II: 広域防災拠点
 - III: 防災拠点
- 凡 例
- 国機関庁舎
 - 高速道路管理庁舎
 - 地方公共団体 県本庁舎及び県総合庁舎
 - 地方公共団体 地方中心城市及び市町本庁舎
 - 海上保安庁庁舎
 - 警察本部庁舎
 - 消防本部庁舎
 - 航空自衛隊(駐屯地・分屯地)
 - 陸上自衛隊(駐屯地・分屯地)
 - 空港(公共用ヘリポート含む)
 - 非公共用ヘリポート・発着基地
 - 港湾関係 指定特定重要港湾
 - 港湾関係 重要港湾
 - 港湾関係 地方港湾
 - 災害拠点病院 基幹災害医療センター
 - 災害拠点病院 地域災害医療センター
 - 災害用医薬品備蓄拠点等
 - 東海地震、東南海・南海地震進出拠点
 - 航空輸送拠点
 - 広域物資輸送拠点
 - 公的物資拠点
 - 民間物資拠点ターミナル
 - 民間物資拠点倉庫
 - 道の駅
 - 油槽所・製油所
 - 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
 - 幹線物資輸送用耐震強化岸壁
 - 原子力発電所
 - 河川防災ステーション
 - その他

注) 高速道路については、概ね1日で啓開を行うものとする。
注) 迂回路がなく片押し作業となる区間は、啓開の迅速化を図るために適宜作業パーティを編成。
注) 24時間体制(8時間×3班)で算定したものである。
注) 被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

静岡県／賀茂西

振動ローラ(3~4t)	4
-------------	---



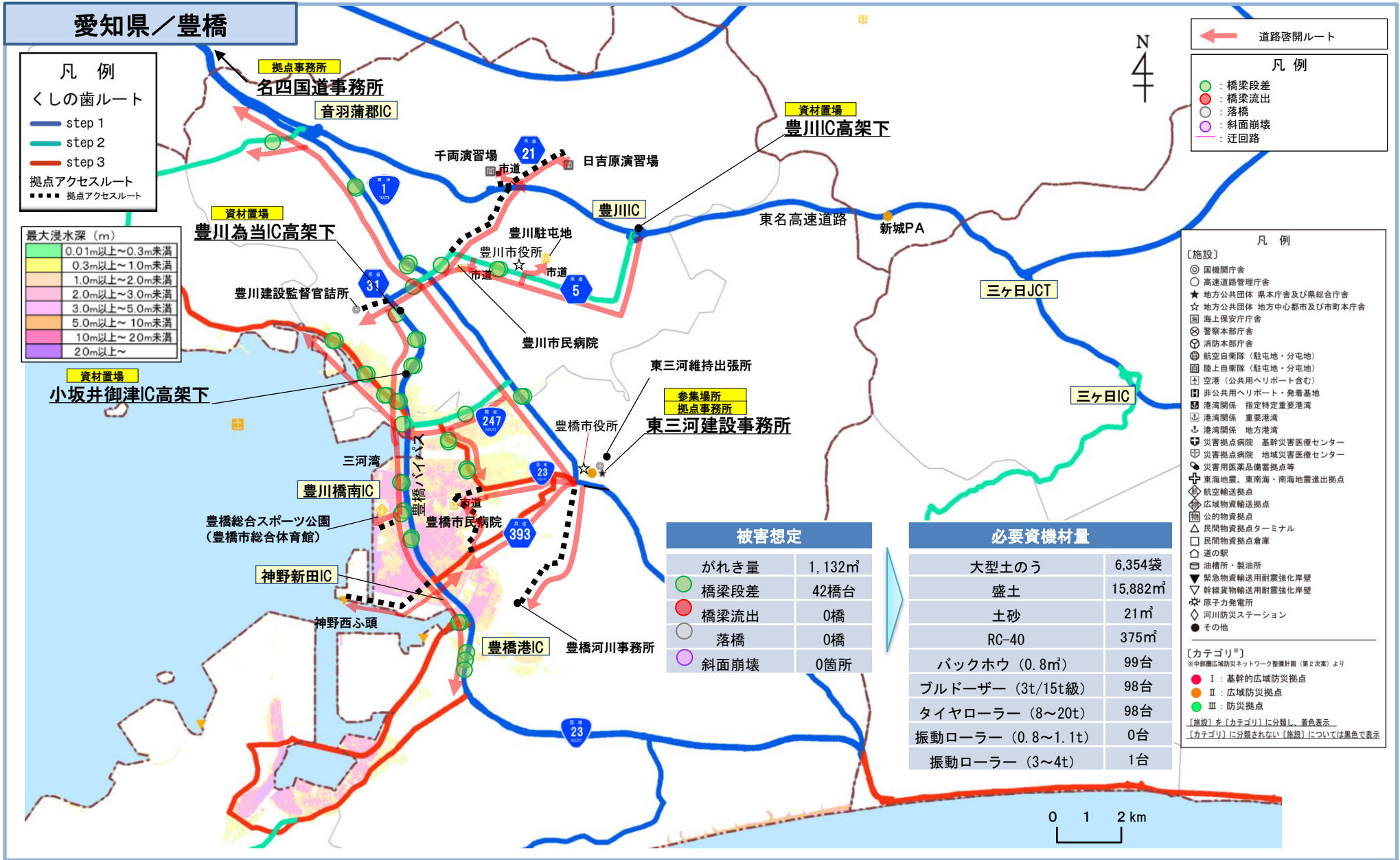
愛知県／田原

拠点アクセスルート

■■■■ 拠点アクセスルート

0.01m以上~0.3m未満
0.3m以上~1.0m未満
1.0m以上~2.0m未満
2.0m以上~3.0m未満
3.0m以上~5.0m未満
5.0m以上~10m未満
10m以上~20m未満
20m以上~

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。



くしの齒ルート・拠点アクセスルート of 具体計画

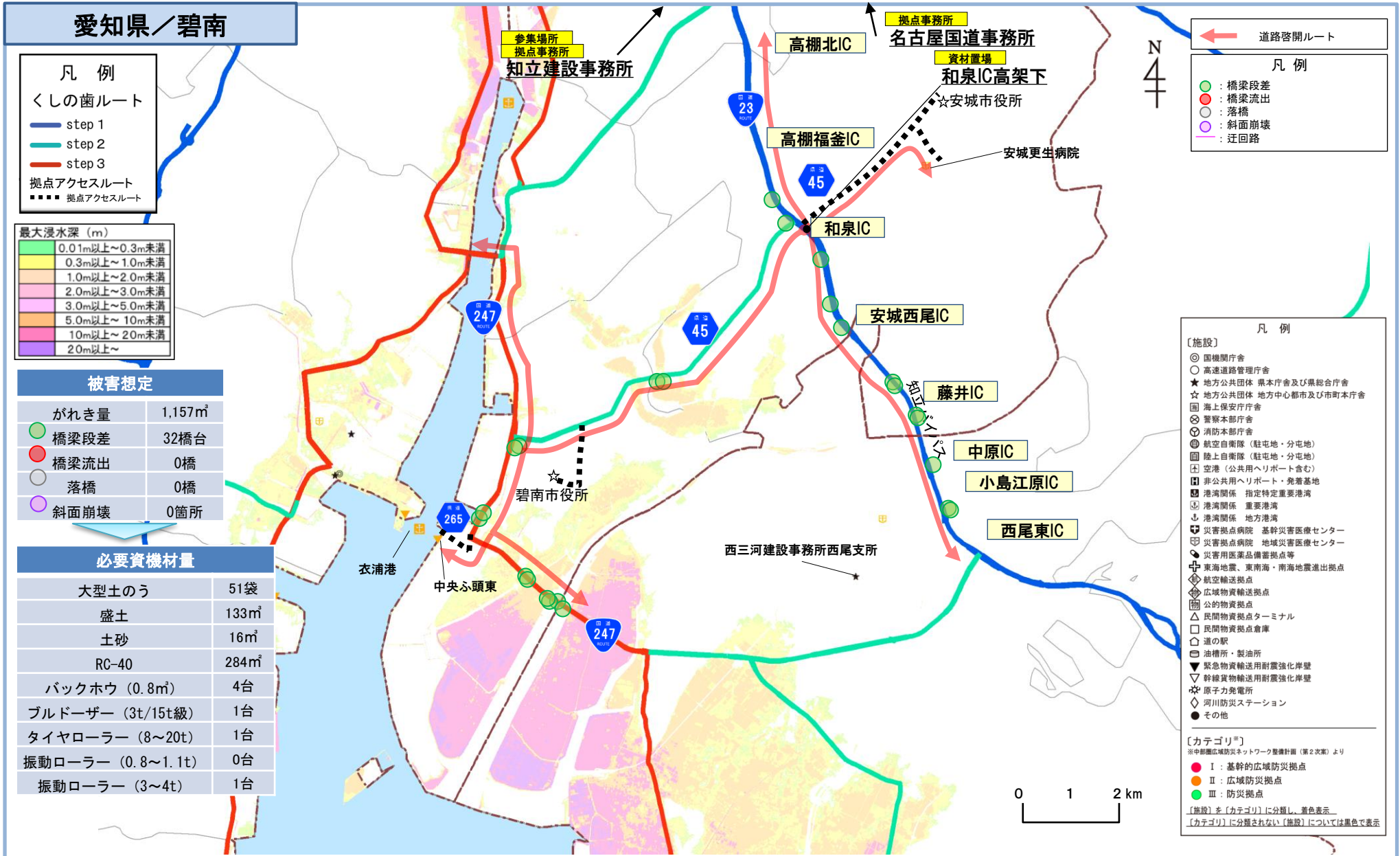


注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

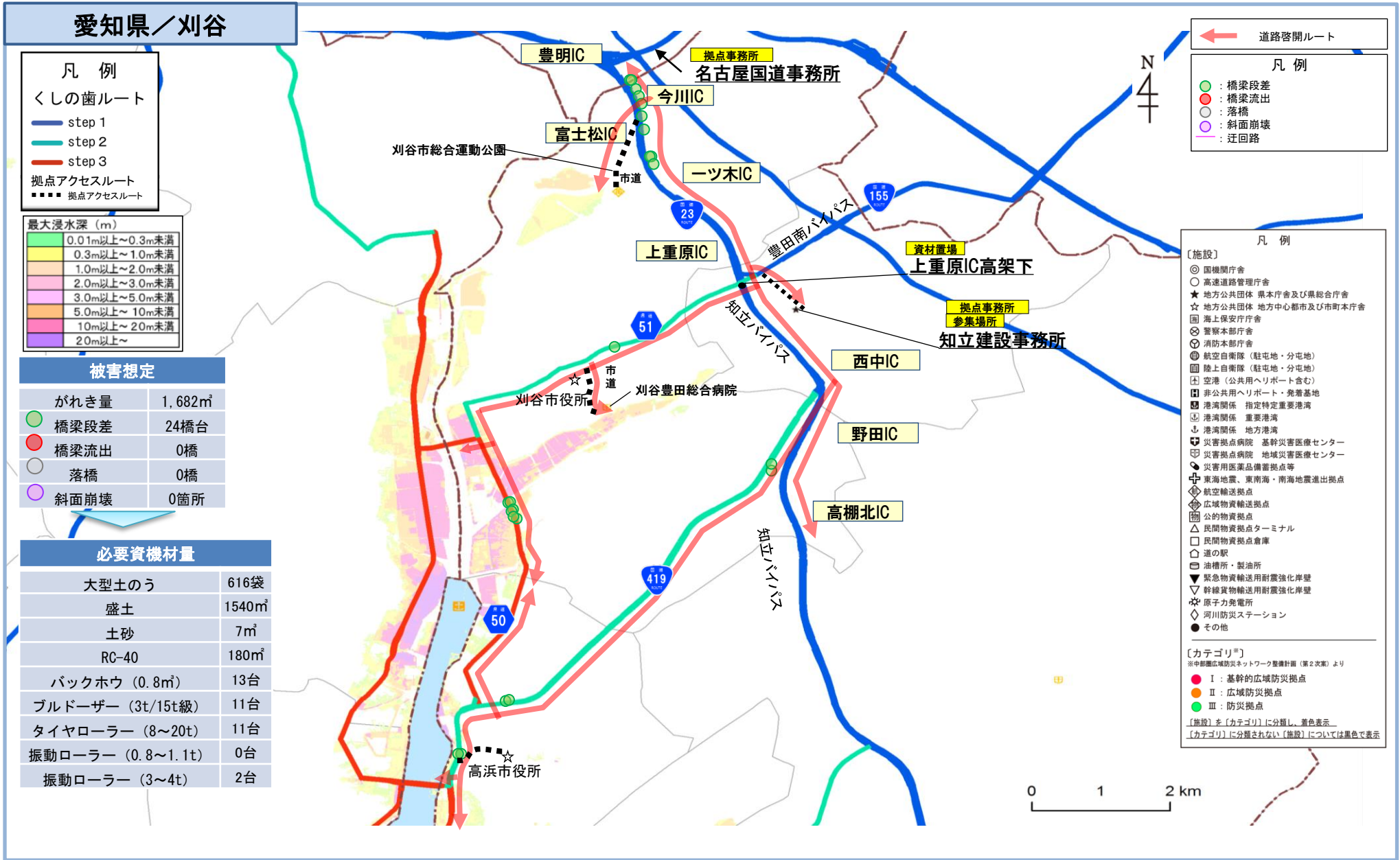


注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの齒ルート・拠点アクセスルートの具体計画

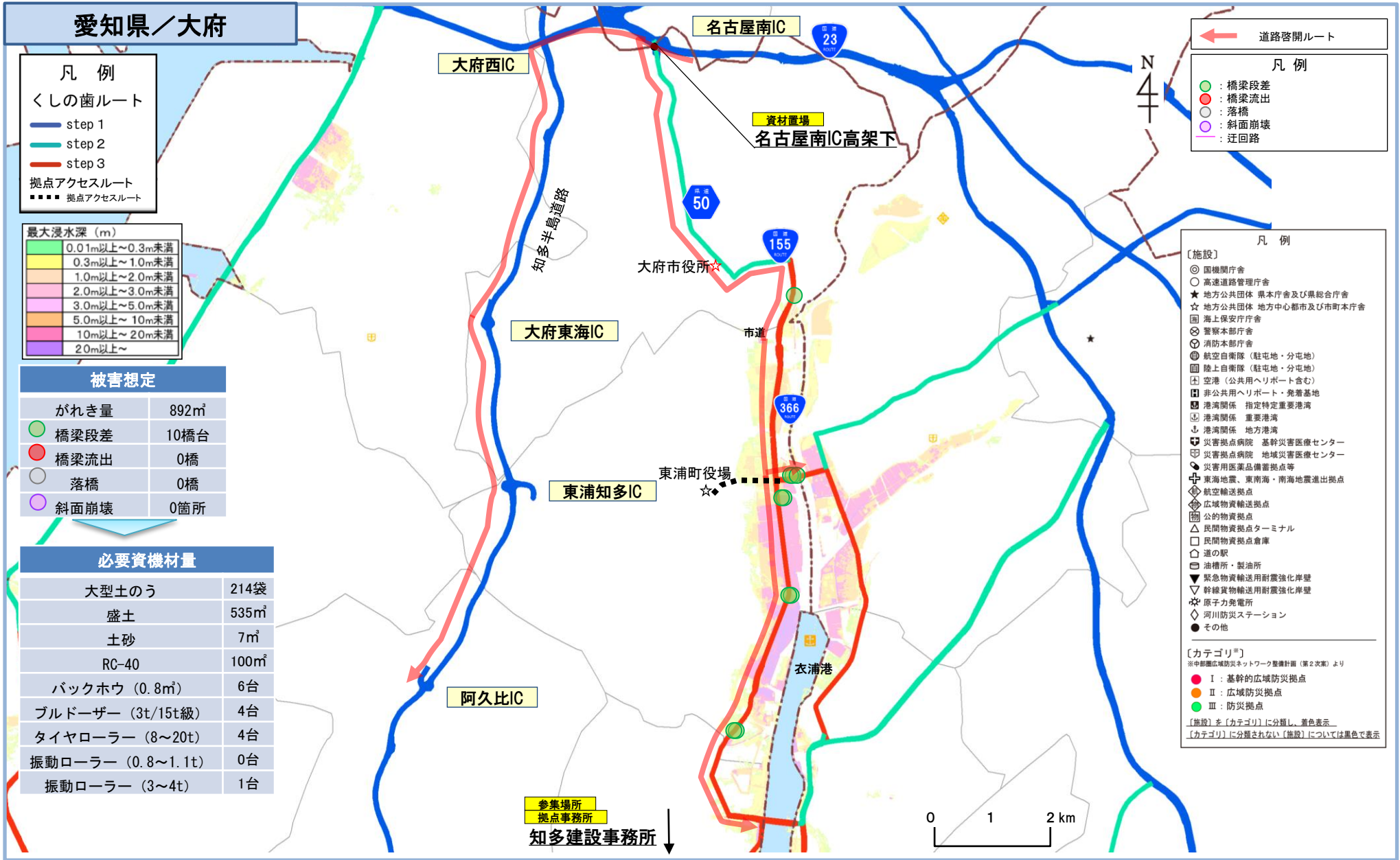


注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの齒ルート・拠点アクセスルートの具体計画





くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの齒ルート・拠点アクセスルート of 具体計画



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの齒ルート・拠点アクセスルート of 具体計画



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

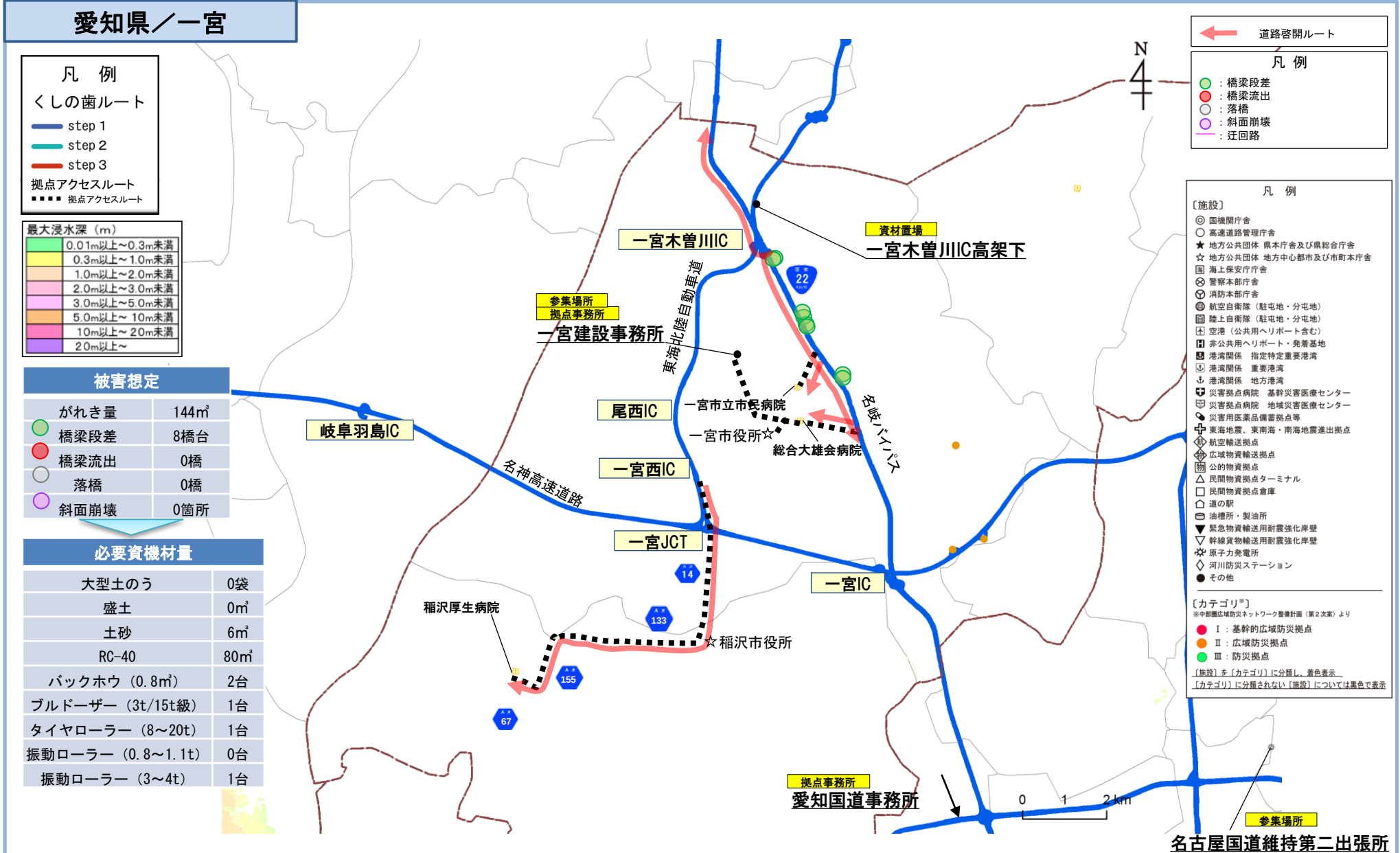


注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

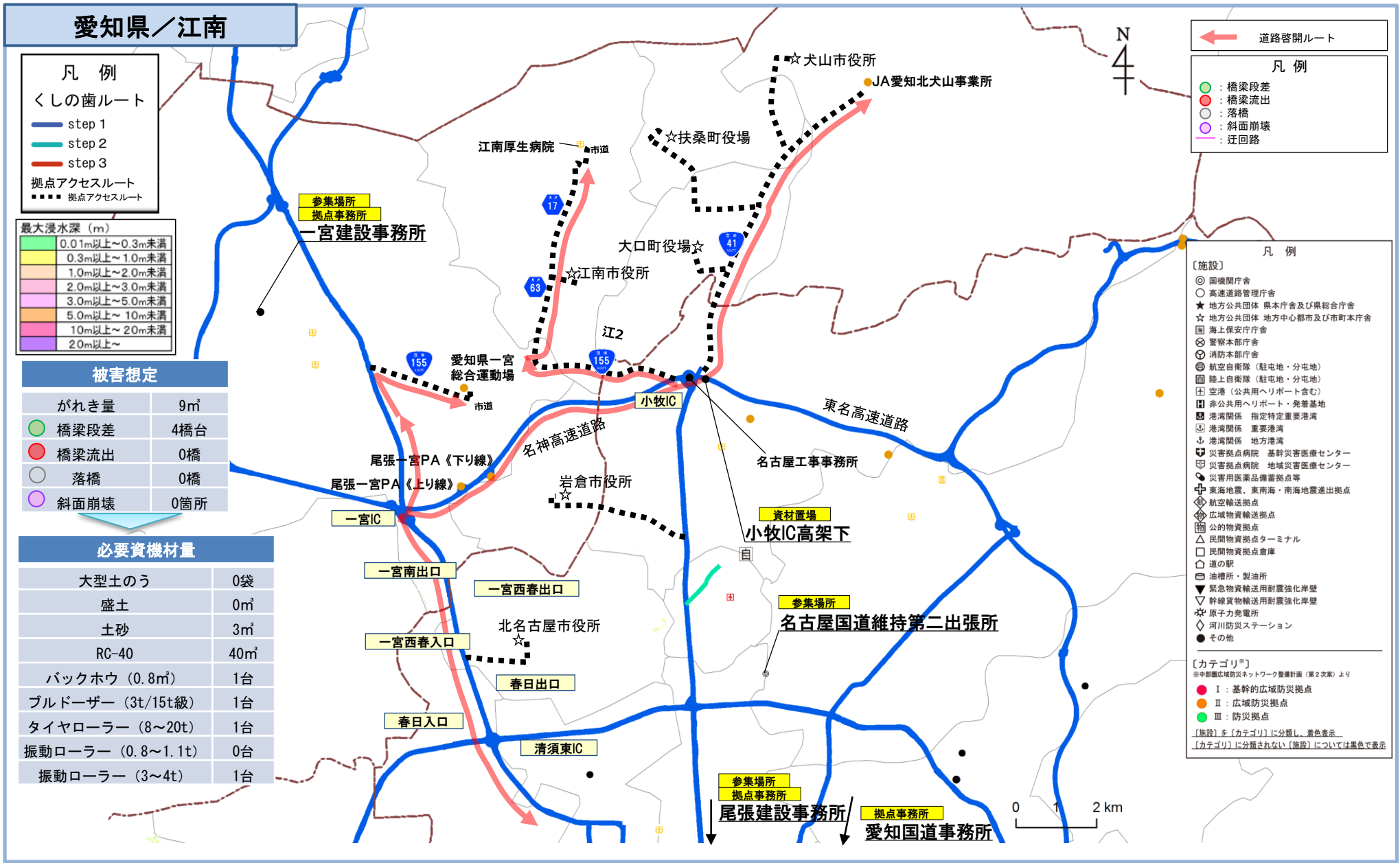
くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画



注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

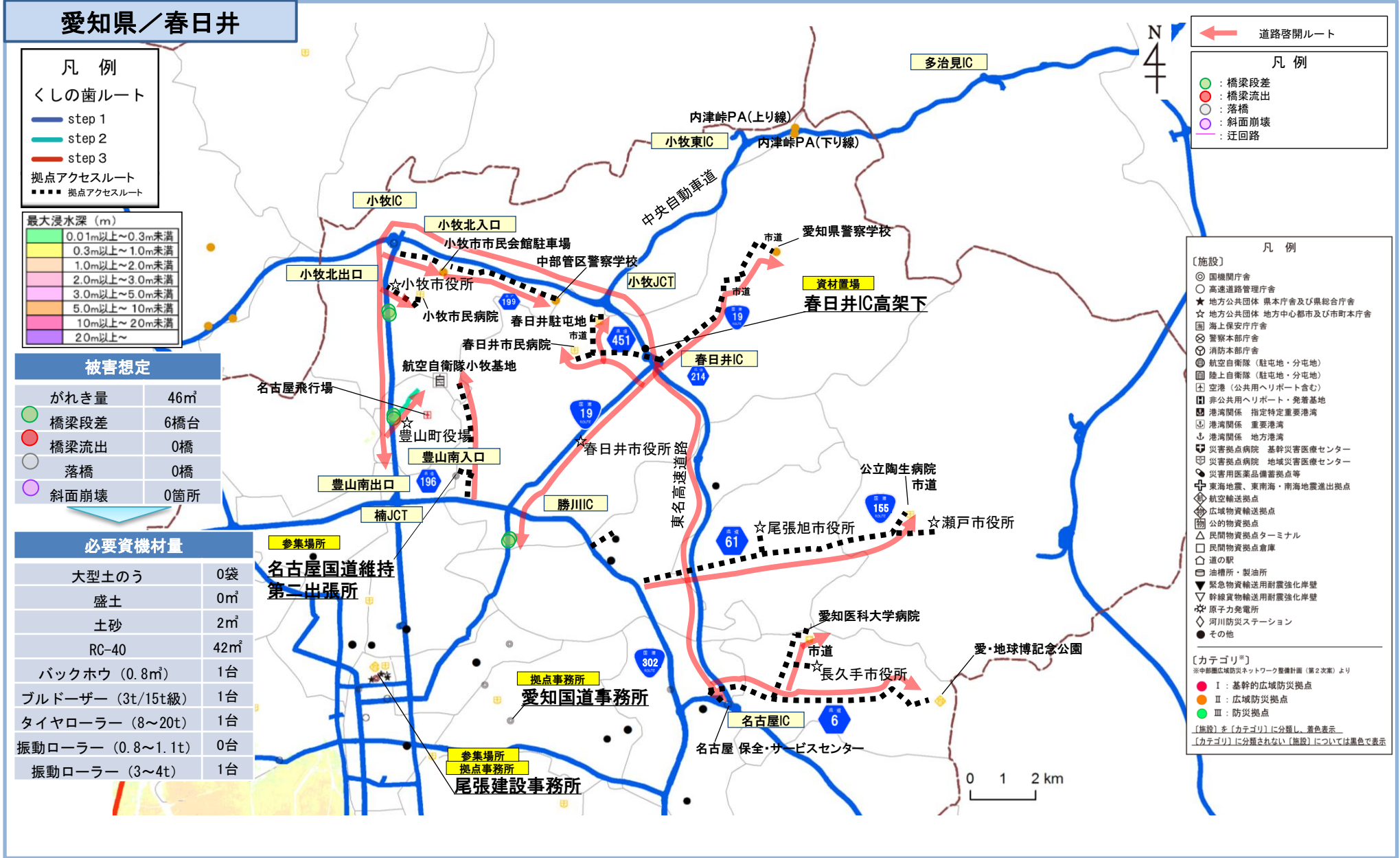


注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

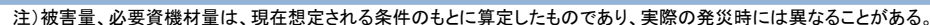


注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの齒ルート・拠点アクセスルート の具体計画



愛知県／名古屋内陸部

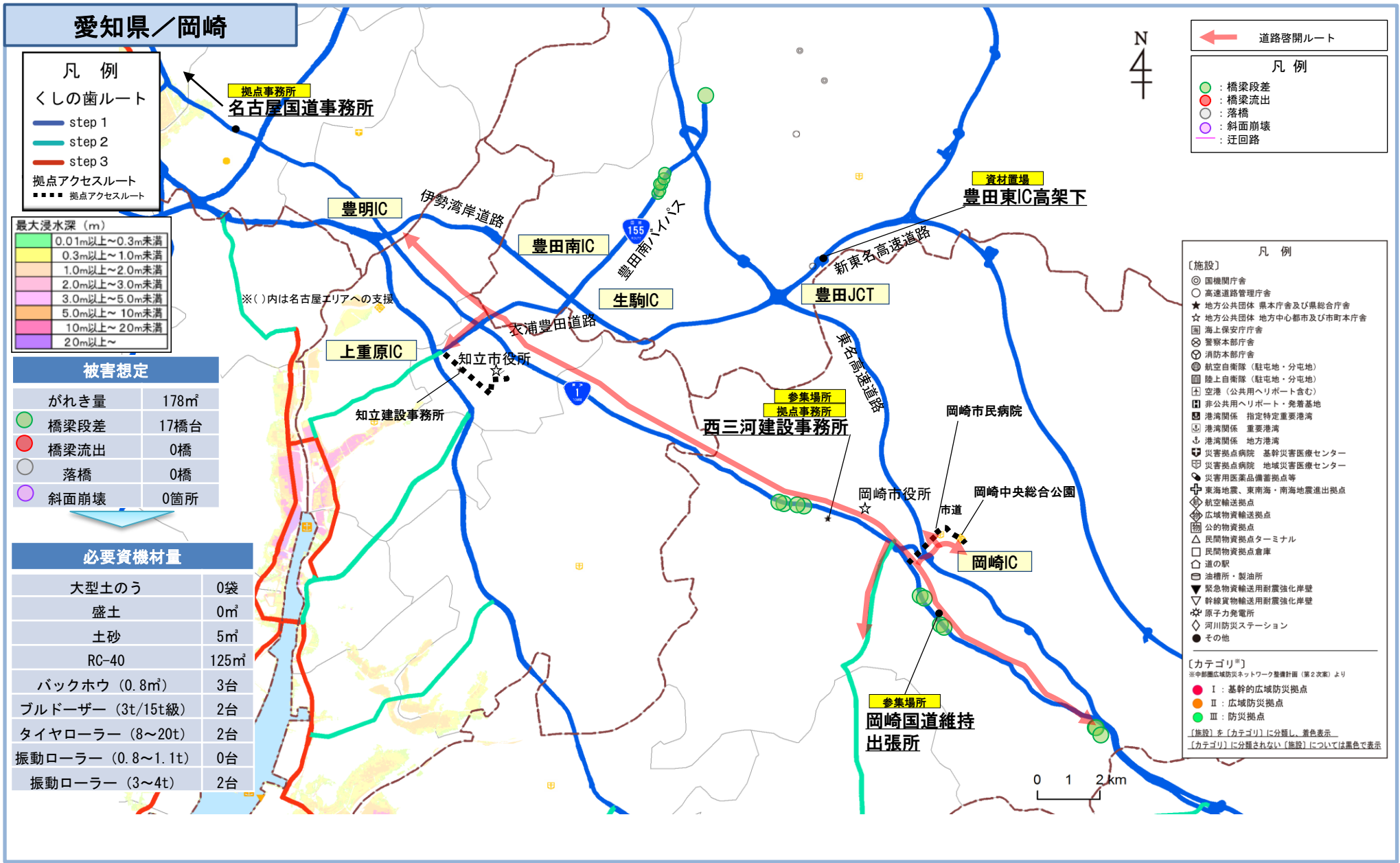


愛知県／豊田

注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

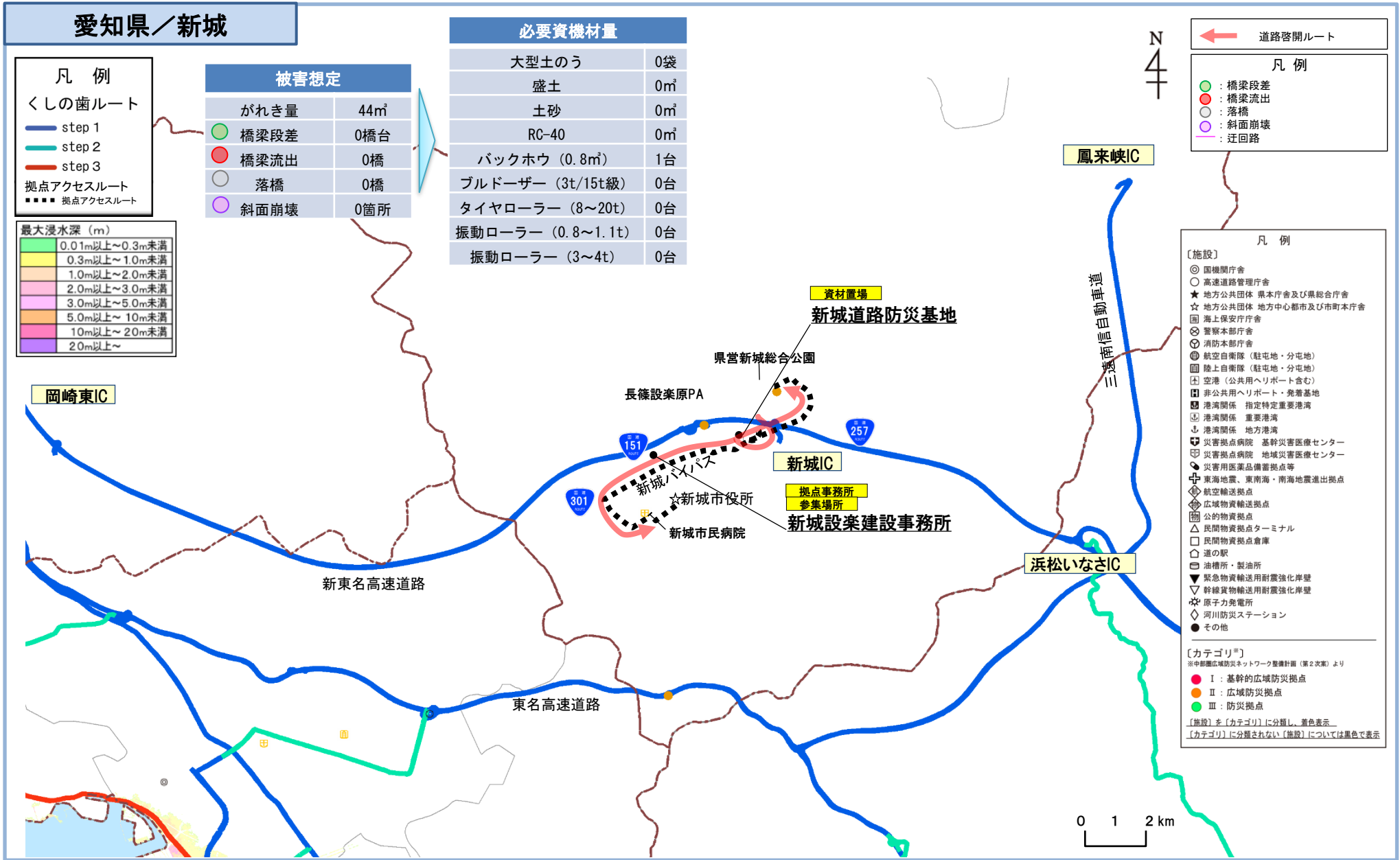


注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。



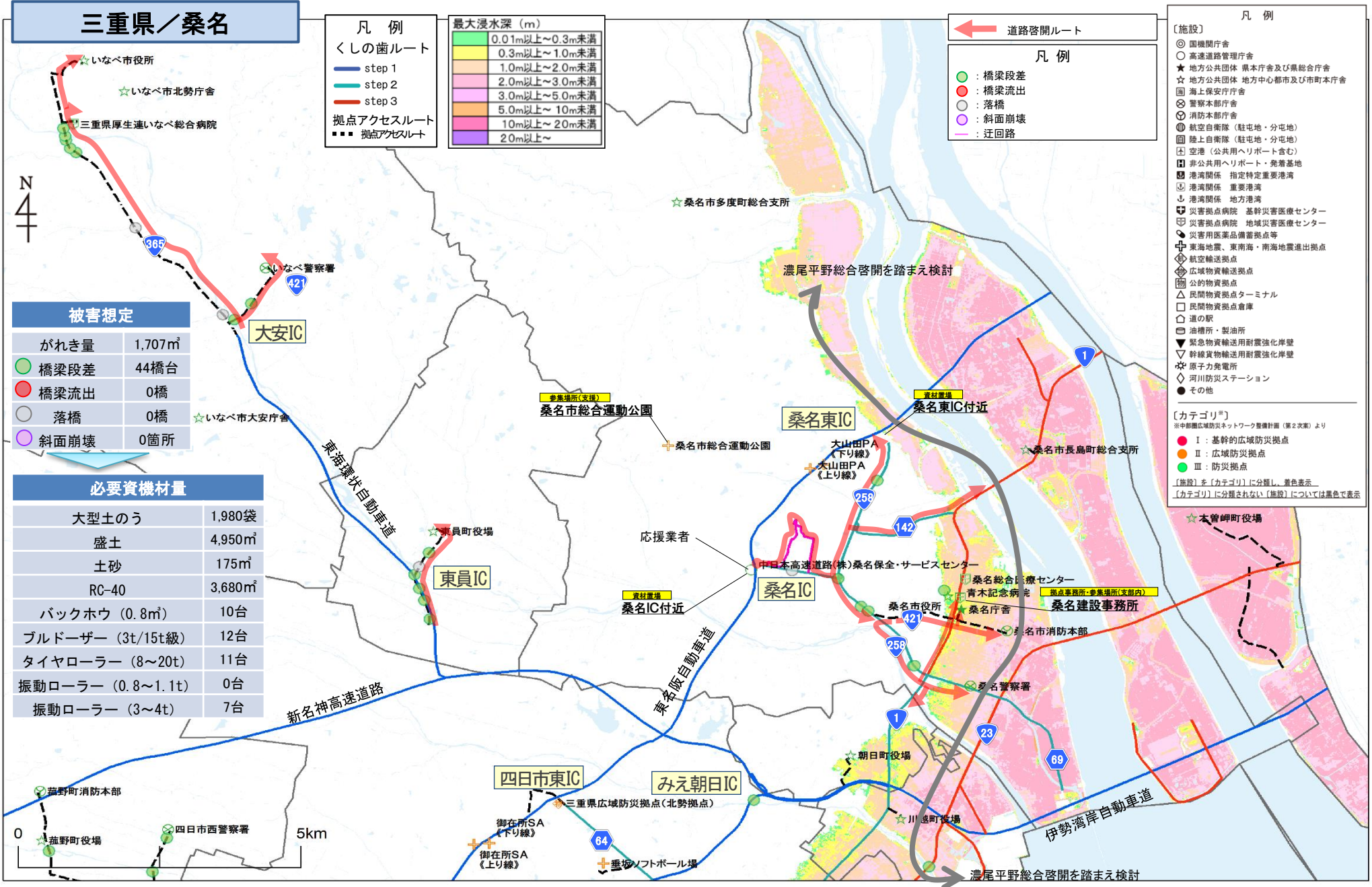
注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

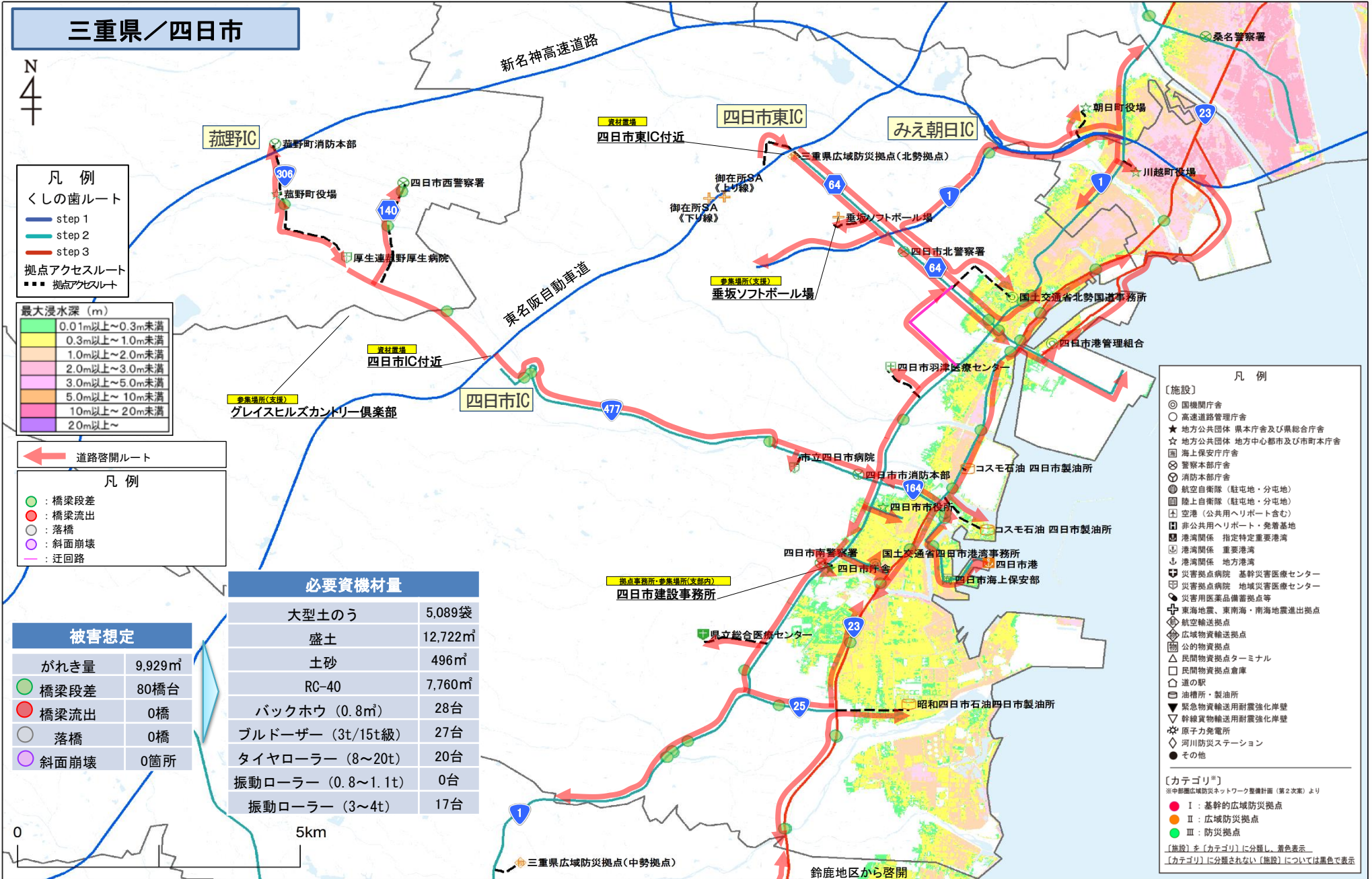
くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

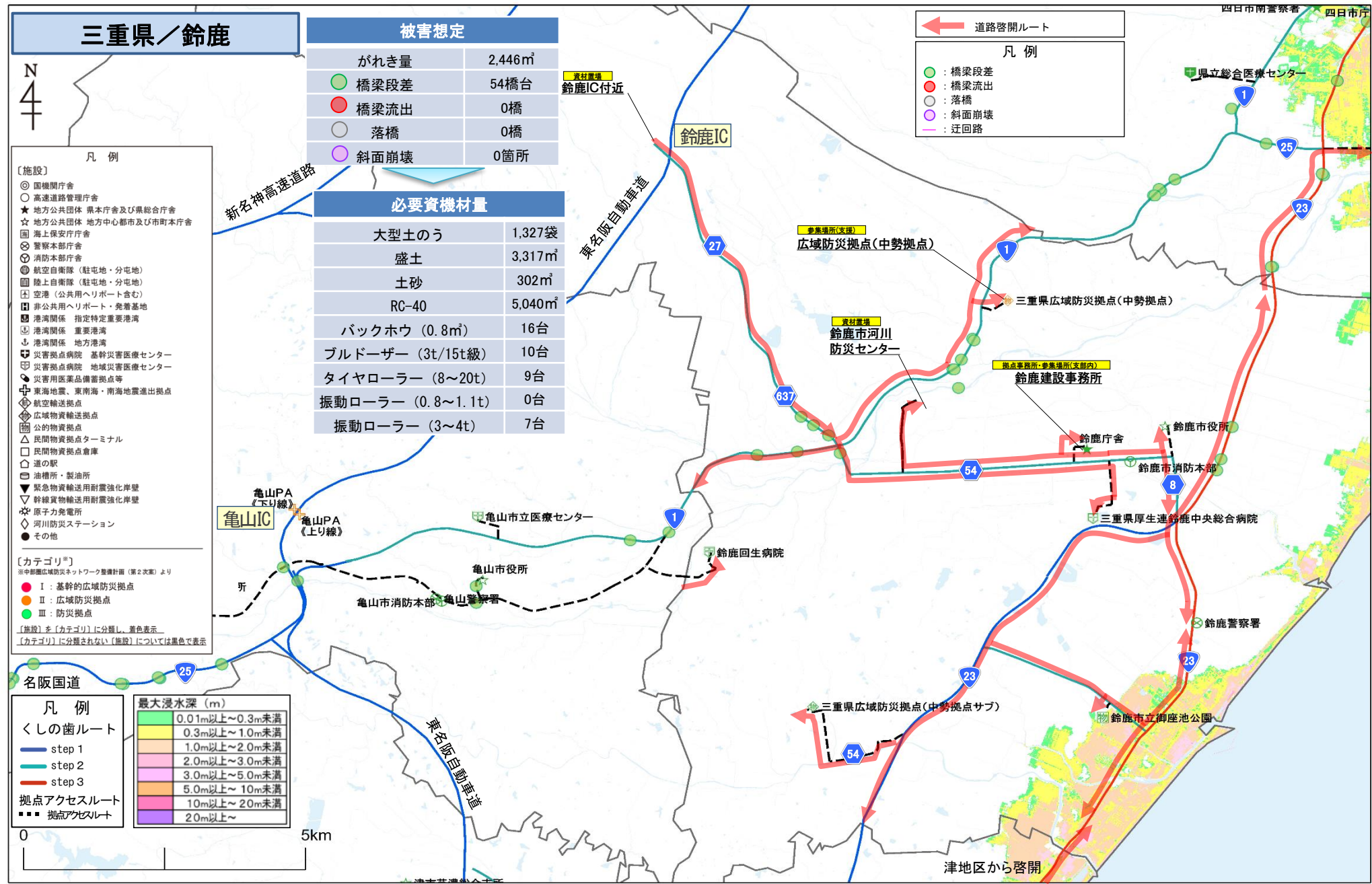


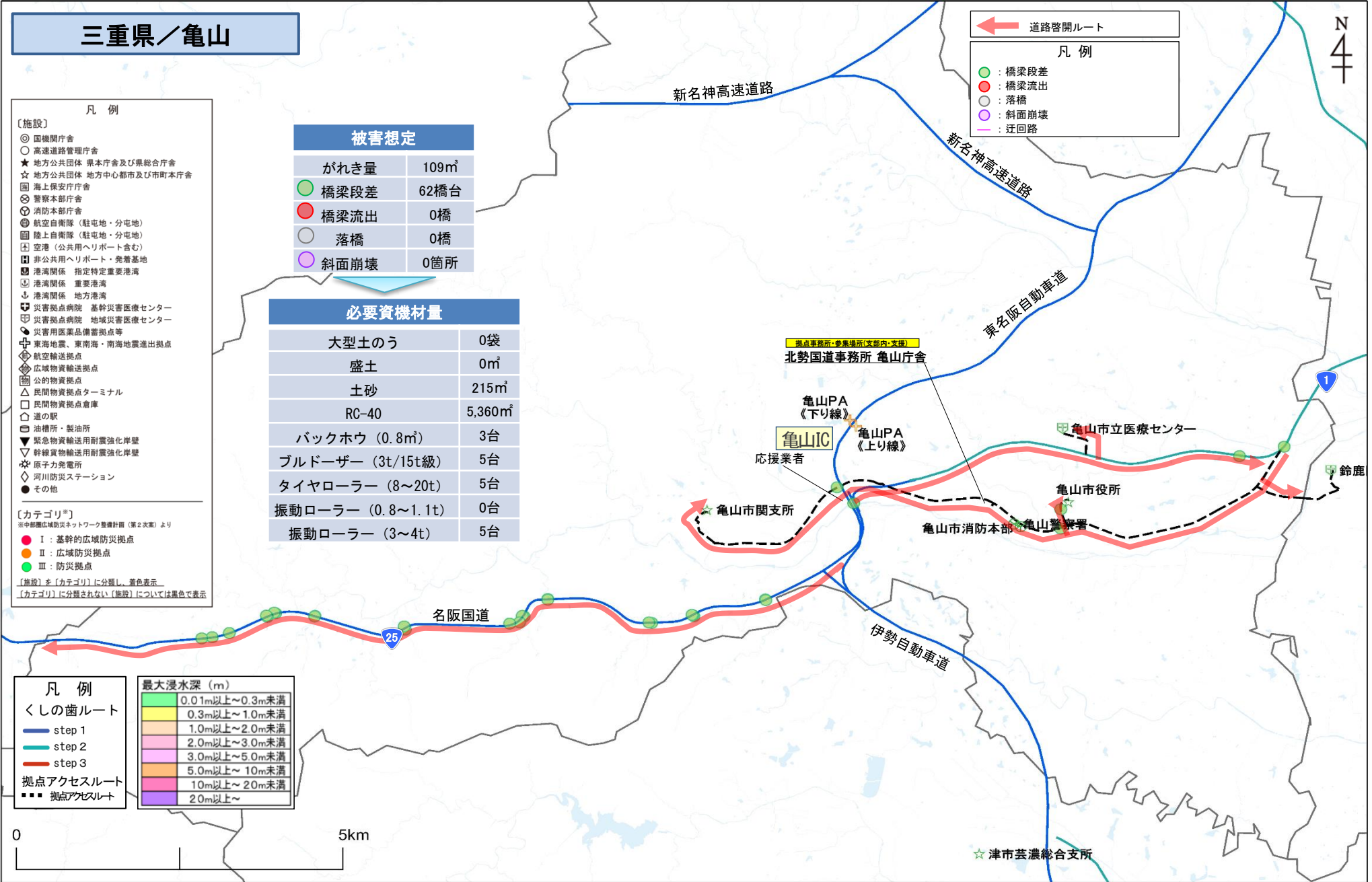
注)被害量、必要資機材量は、現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災時には異なることがある。

くしの齒ルート・拠点アクセスルートの具体計画

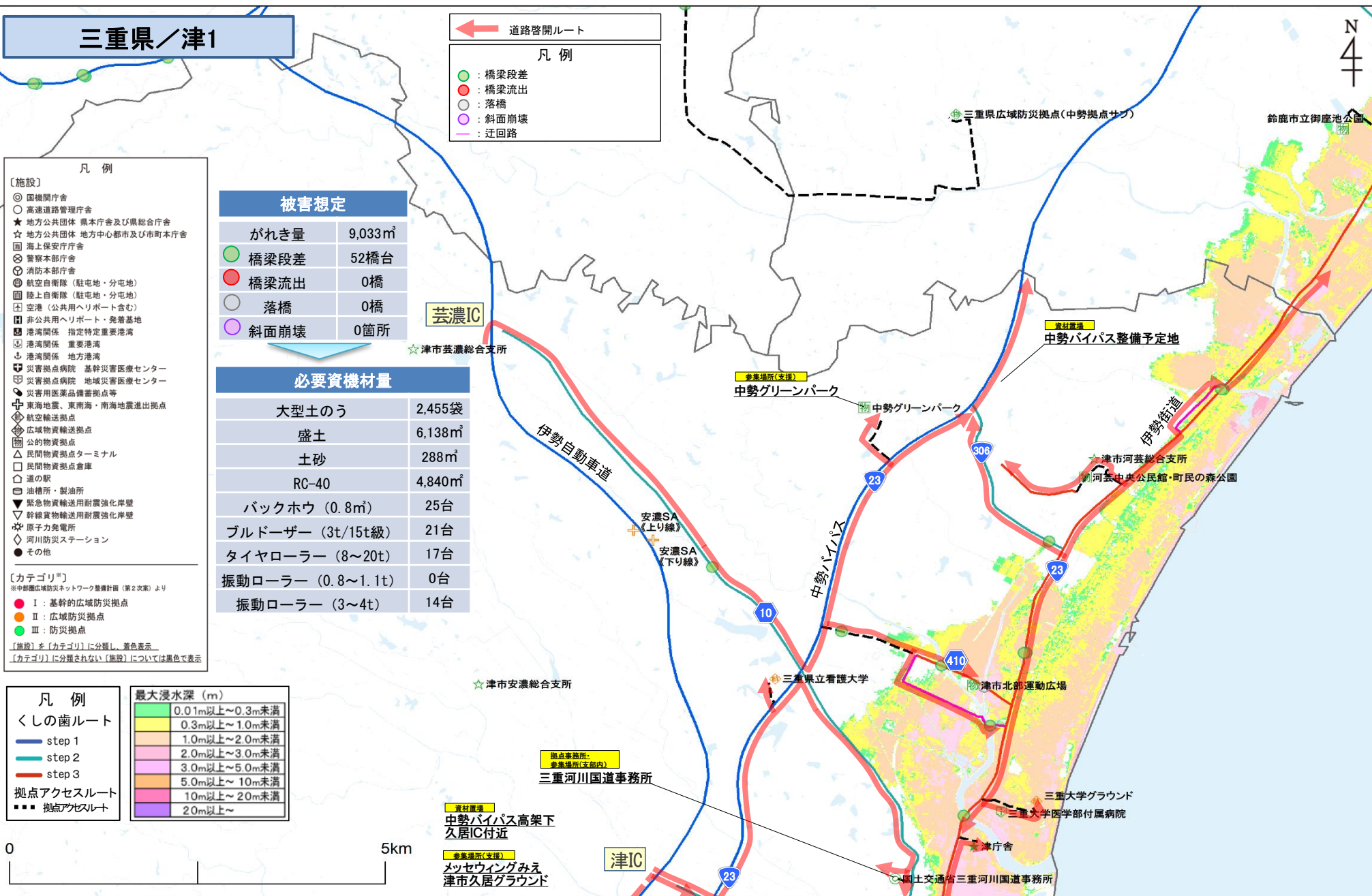




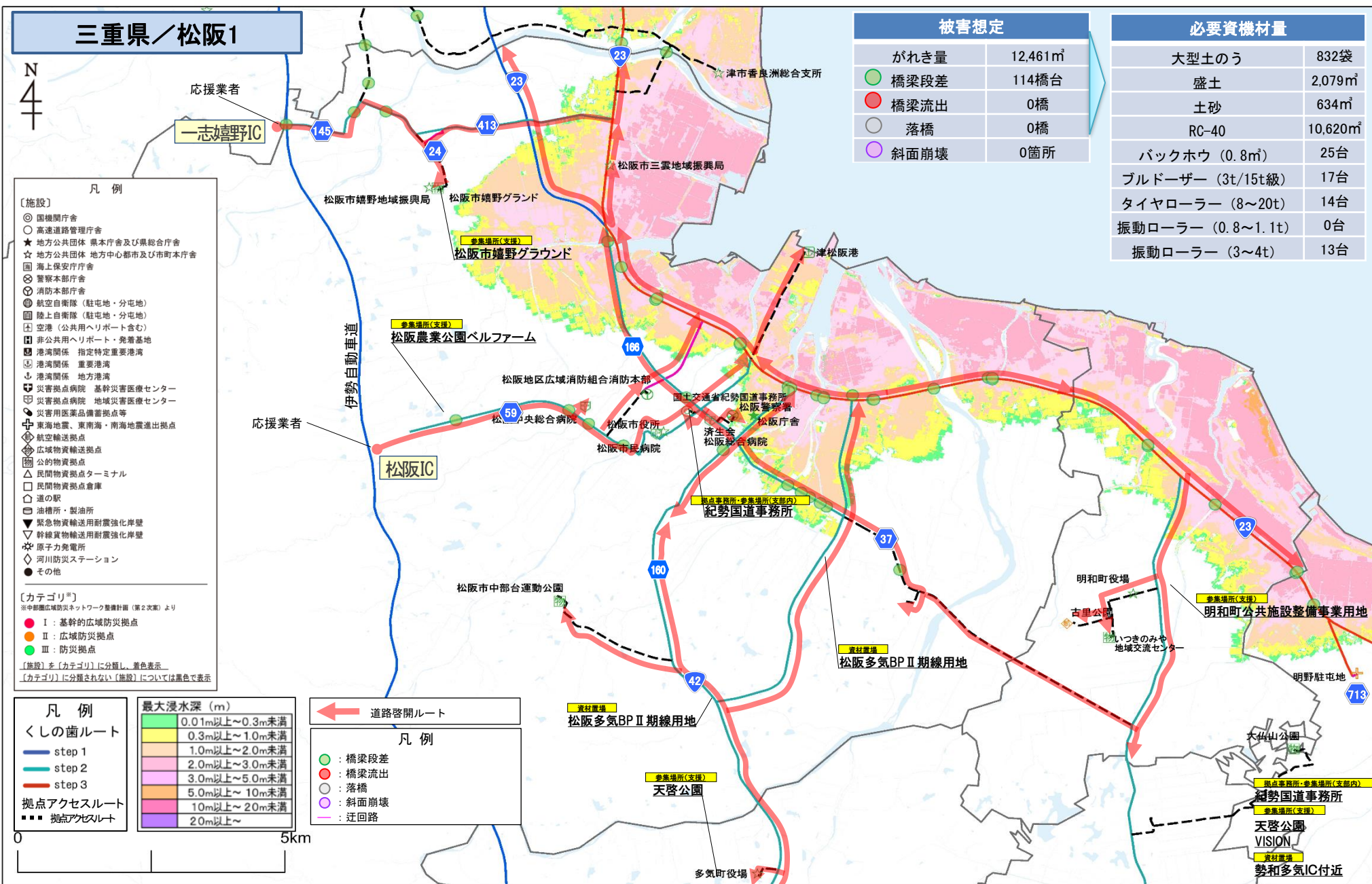


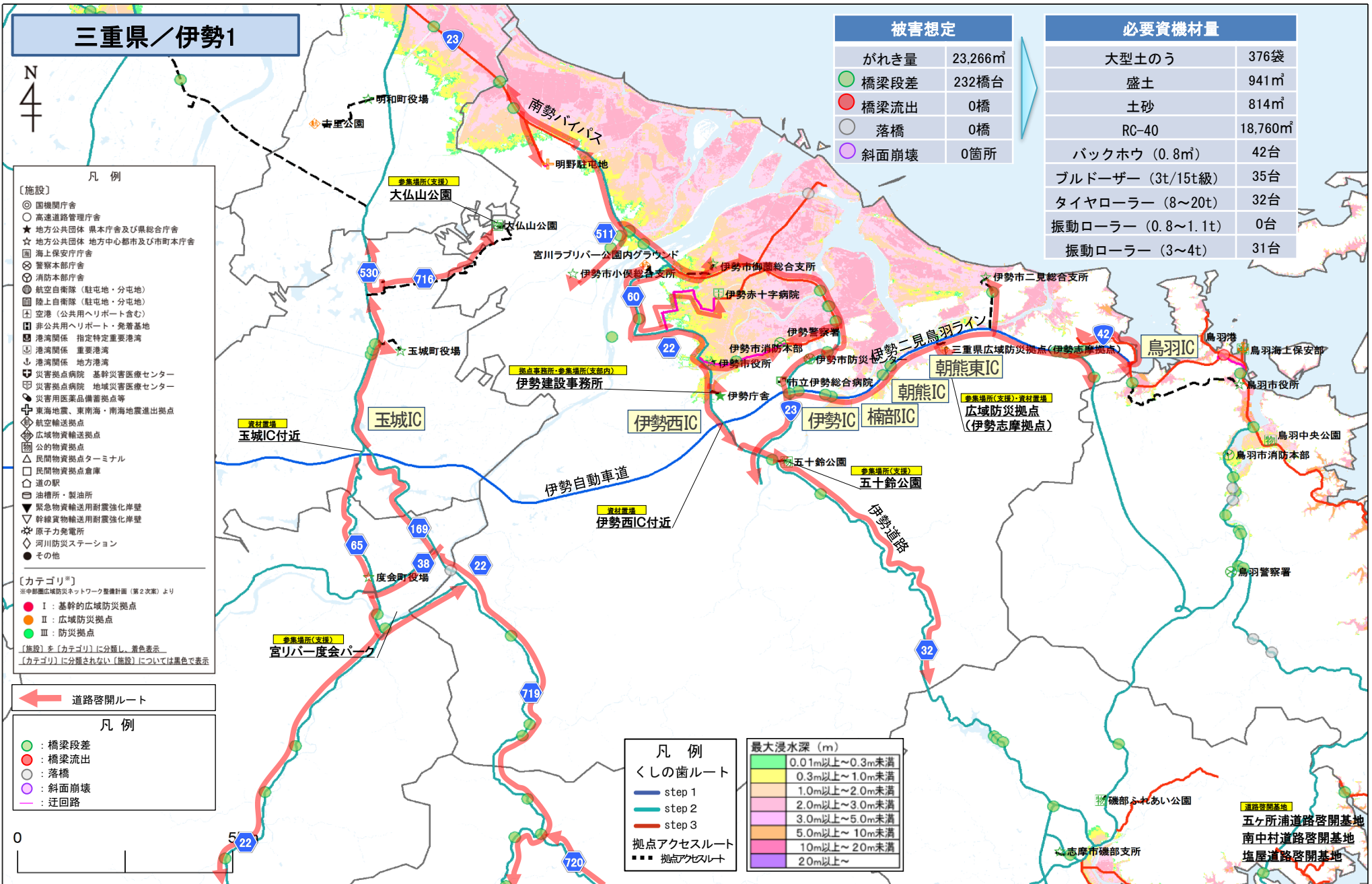


三重県／津1

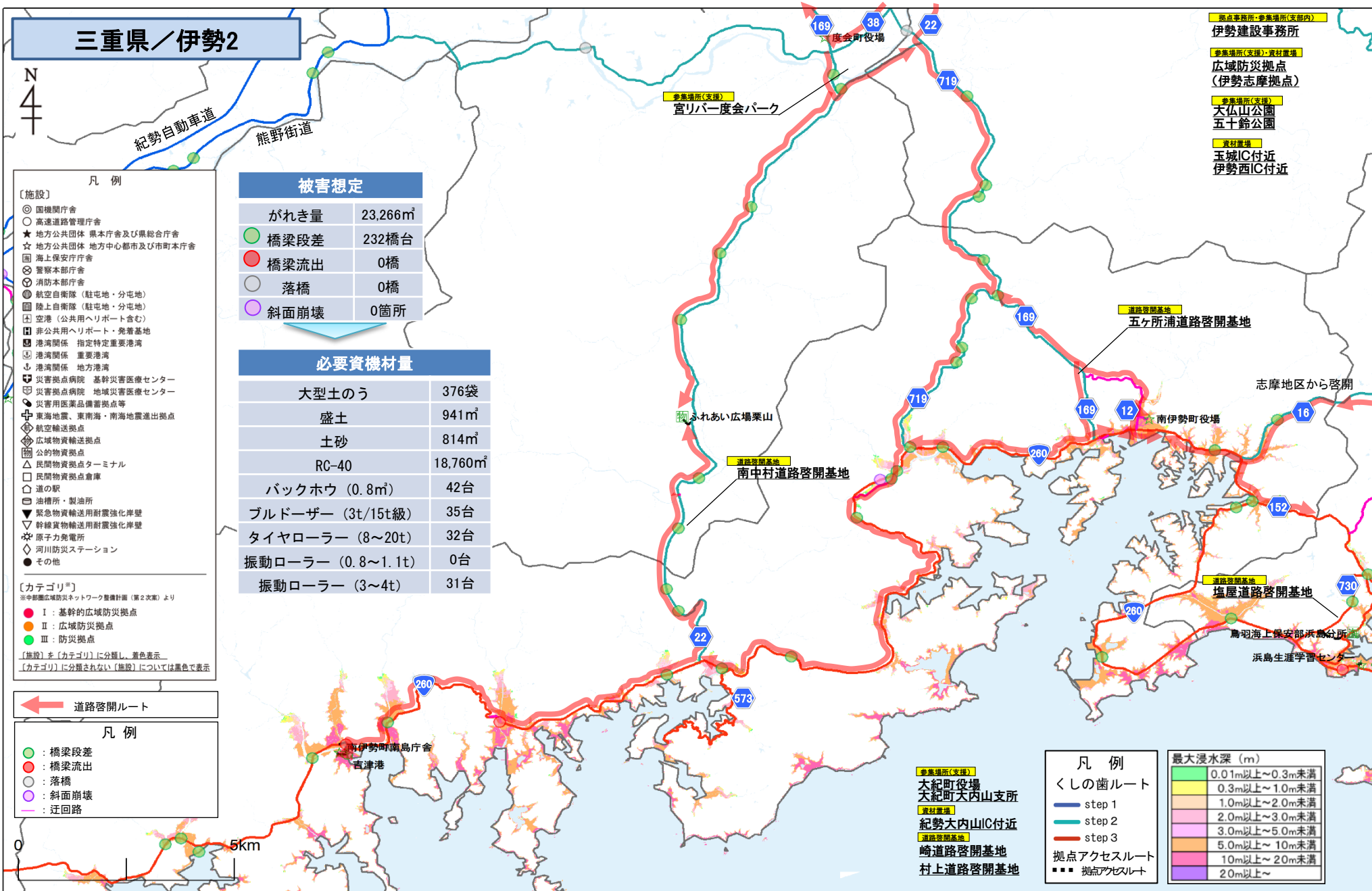


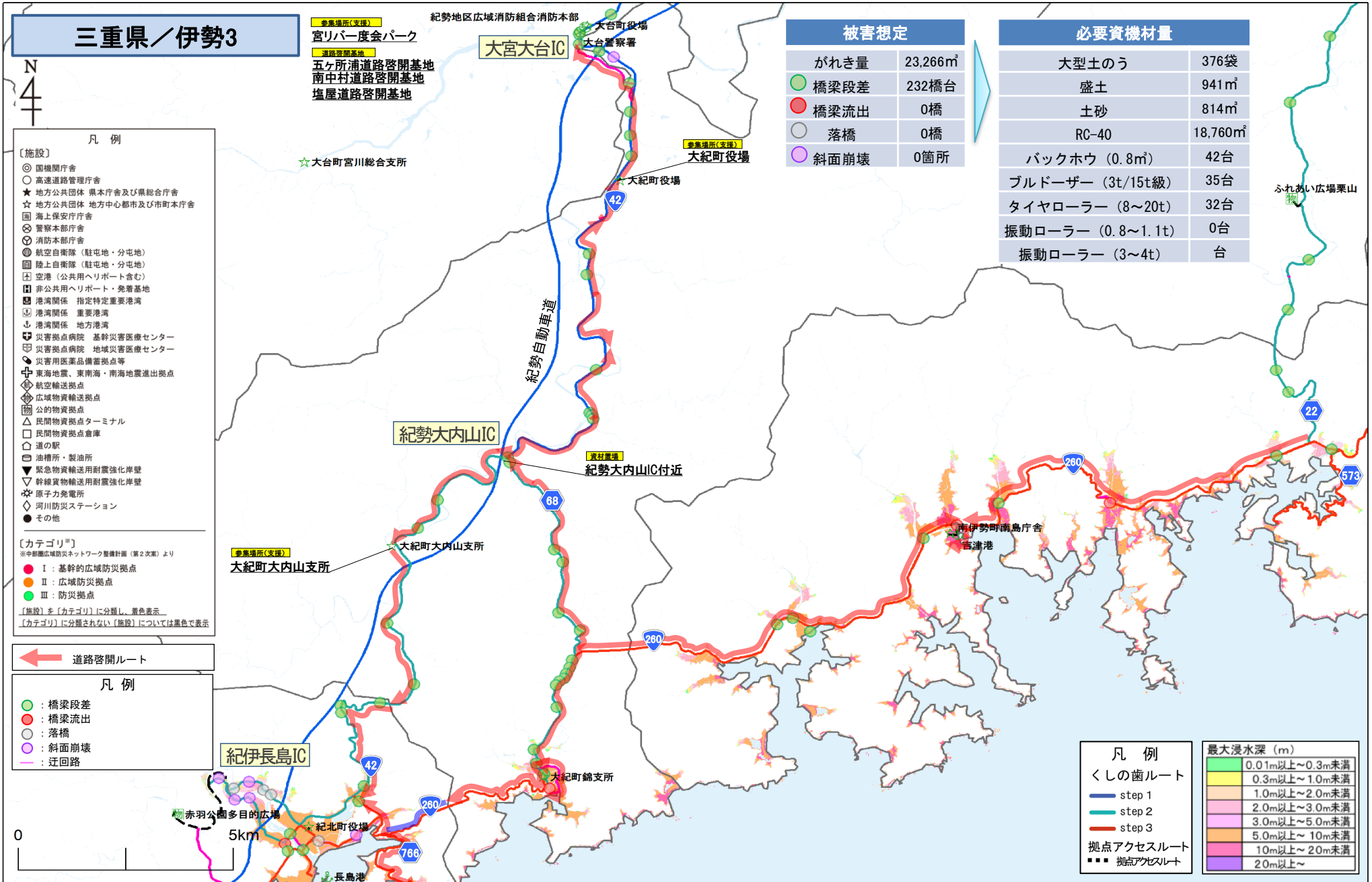
くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画



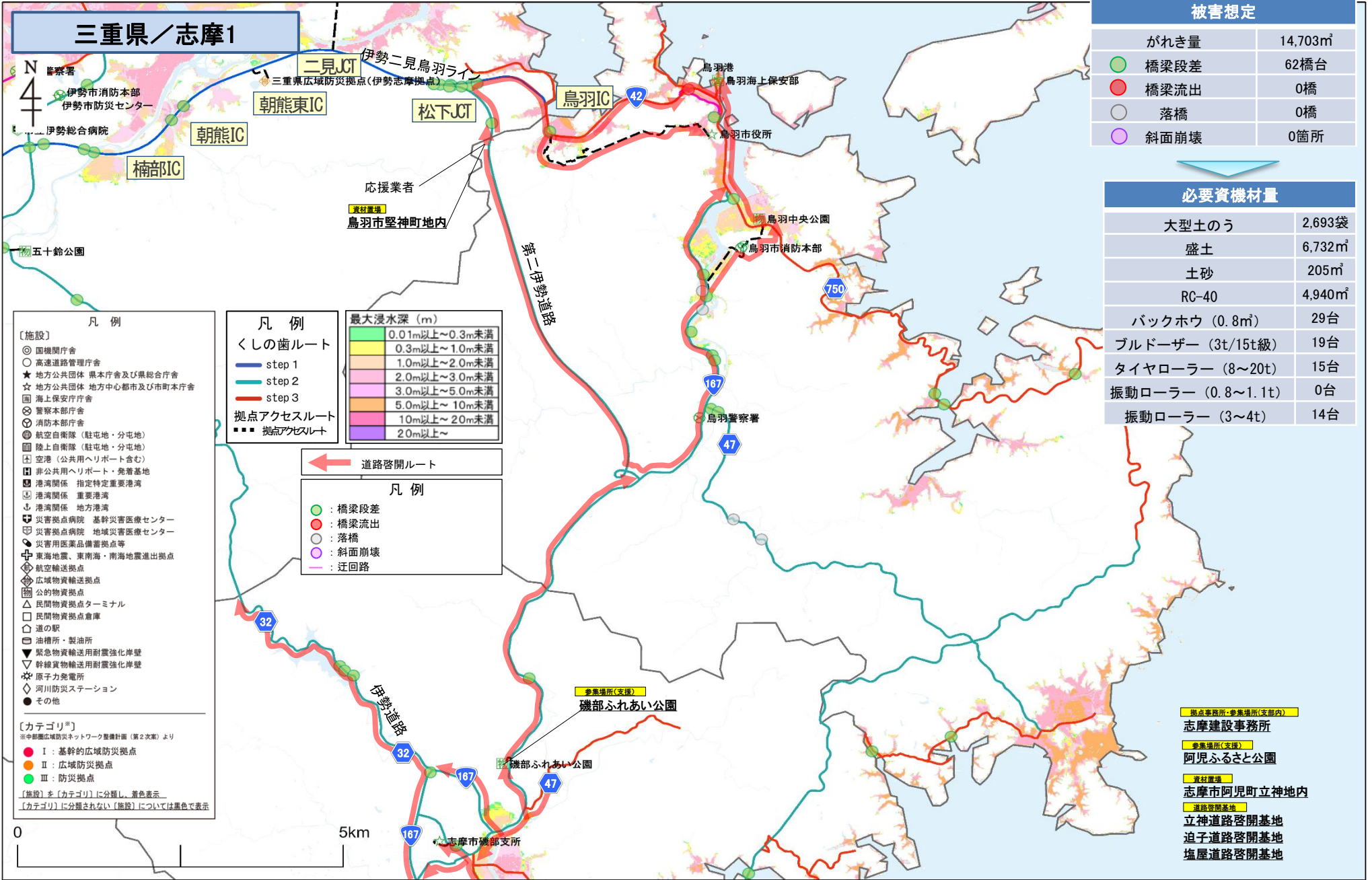


くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画





くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画



三重県／尾鷲1

$$\frac{N}{4}$$

がれき量	23,519m ³
橋梁段差	100橋台
橋梁流出	0橋
落橋	0橋
斜面崩壊	0箇所

大型土のう	0袋
盛土	0m ³
土砂	290m ³
RC-40	7,720m ²
バックホウ (0.8m ³)	27台
ブルドーザー (3t/15t級)	18台
タイヤローラー (8~20t)	18台
振動ローラー (0.8~1.1t)	0台
振動ローラー (3~4t)	18台

凡 例

- : 橋梁段差
- : 橋梁流出
- : 落橋
- : 斜面崩壊
- : 迂回路

〔施設〕

- ⑤ 国機関庁舎
- 高速道路管理庁舎
- ★ 地方公共団体 県本庁舎及び県総合庁舎
- ☆ 地方公共団体 地方中心城市及び市町本庁舎
- 国 海上保安庁
- ⊗ 警察本部庁舎
- ⊗ 消防本部庁舎
- ✈ 航空自衛隊 (駐屯地・分屯地)
- ✈ 陸上自衛隊 (駐屯地・分屯地)
- ✈ 空港 (公共用ヘリポート含む)
- ✈ 非公共用ヘリポート・発着基地
- ✈ 港湾関係 指定特定重要港湾
- ✈ 港湾関係 重要港湾
- ✈ 港湾関係 地方港湾
- 🏥 災害拠点病院 基幹災害医療センター
- 🏥 災害拠点病院 地域災害医療センター
- 🏥 災害用医薬品備蓄拠点等
- 📶 緊急地震速報 東海地震・東南海・南海地震速報拠点
- ✈ 航空輸送拠点
- 📦 地域物資輸送拠点
- 📦 公的物資拠点
- △ 民間物資拠点ターミナル
- 📦 民間物資拠点倉庫
- 🚉 道の駅
- 🛢 油槽所・製油所
- ▼ 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
- ▼ 幹線物資輸送用耐震強化岸壁
- ☢ 原子力発電所
- 🌊 河川防災ステーション
- その他

〔カテゴリ※〕

※中部圏広域防災ネットワーク整備計画（第2次案）より

- I : 基幹的広域防災拠点
- II : 広域防災拠点
- III : 防災拠点

「施設」を「カテゴリ」に分類し、着色表示

〔カテゴリ〕に分類されない〔施設〕については黒色で表示

くしの歯ルート

- step 1
- step 2

拠点アクセスルート

- ### ■■■ 拠点アクセスルート

最大浸水深 (m)	0.5
-----------	-----

- | |
|----------------|
| 0.01m以上~0.3m未満 |
| 0.3m以上~1.0m未満 |
| 1.0m以上~2.0m未満 |
| 2.0m以上~3.0m未満 |
| 3.0m以上~5.0m未満 |
| 5.0m以上~10m未満 |
| 10m以上~20m未満 |
| 20m以上~ |

応援業者

道路啓開基地
島原道路啓開基地

紀伊長島IC


紀北町役場

 長島港

資材置場
紀北PA

紀北PA

5km

伊勢地区から啓開

大紀町錦支所

伊勢地区から啓開

道路啓開基地

馬瀨道路啓開基地

三木里道路啓開基地

加东事务所总集编系(主編)

房屋建筑

尾鳥建造

資材置場

紀北町海山区馬瀬地内

尾鷲北IC付近

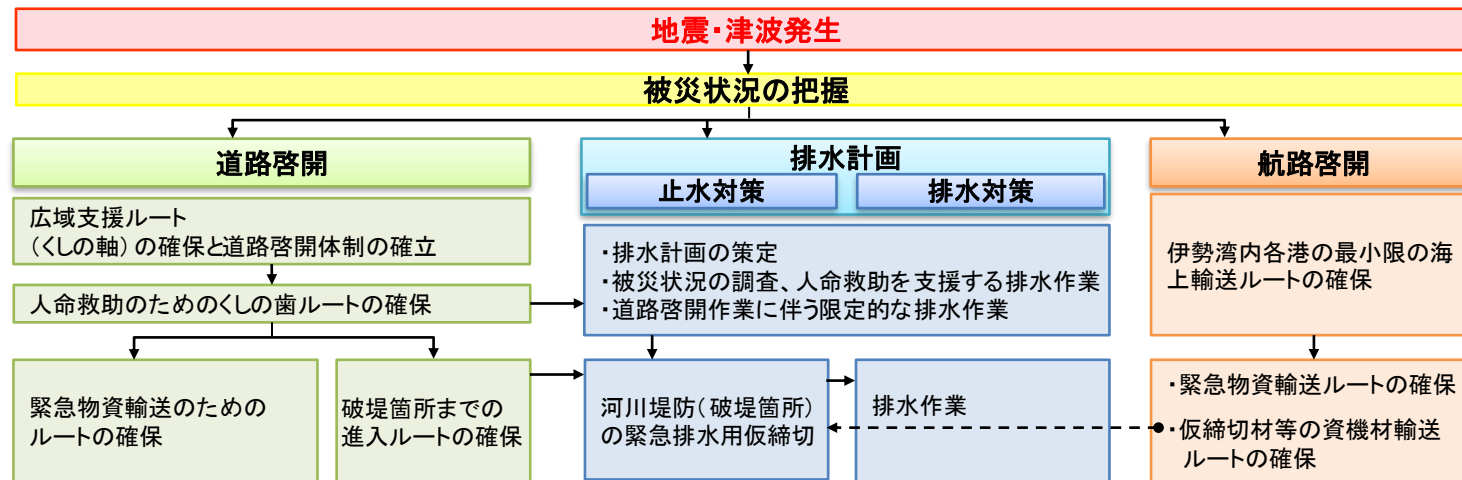


4-8. 濃尾平野たてよこ進入・排水作戦

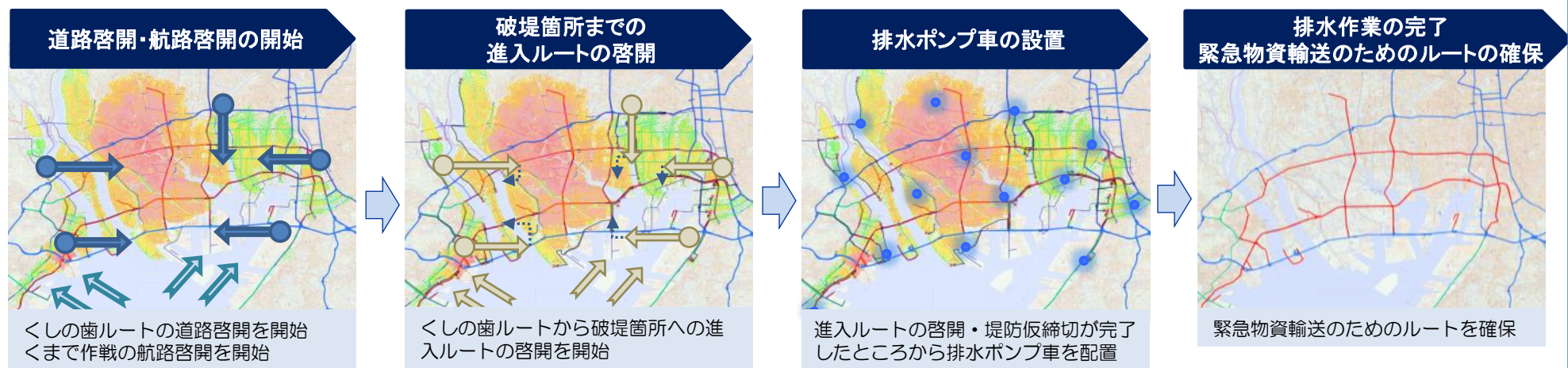
【基本方針】

- 濃尾平野における総合啓開は、津波被害を受けた地域の救援・救護活動を支援する「道路啓開」「航路啓開」を進め、破堤箇所への進入ルート of 啓開、緊急排水のための堤防仮締切を実施し、排水ポンプ車及び排水機場による「排水作業」を進め緊急物資輸送のためのルートを確認する。

「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」の実施フロー



「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」のイメージ



4-8. 濃尾平野たてよこ進入・排水作戦

段階毎の作業方針

実施体制の確保

- 関係機関や災害協定業者と実施体制を確保する。

道路啓開・航路啓開の開始

- 人命救助のためのくしの歯ルートを確認する。
- 伊勢湾内各港の最小限の海上輸送ルートを確認する。

目的地(破堤箇所)を明確にし、進入ルートを選定 【作業①】

- 進入ルートは迅速に破堤箇所・排水地点に到達できるよう、浸水や橋梁段差などの被害想定が少ないルートを選定する。
- 資材は早急に手配可能な河川側帯等の土砂を活用する。

目的地(破堤箇所)までの進入ルートの啓開実施 【作業②】

- くしの歯ルート(STEP1)のICなどの結節点から破堤箇所や排水地点に向けた進入ルートの啓開を行う。

破堤箇所の仮締切・排水作業実施 【作業③】【作業④】

- 緊急排水を行うための堤防仮締切を行う。
- 堤防仮締切により、新たな浸水を防いだうえで、排水ポンプ車や排水機場による排水作業を行う。

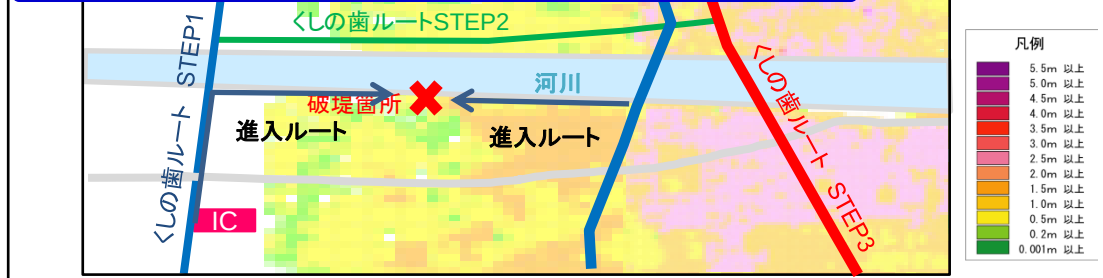
道路啓開の実施

- 緊急物資輸送のためのルートを確認する。

作業方法

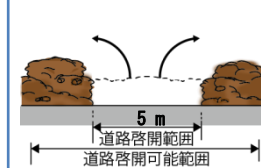
【作業①】 進入ルートを選定

■ 進入ルート: くしの歯ルートSTEP1から破堤箇所への最短ルートを選定



【作業②】 進入ルートの啓開方法

○がれき処理



路上に堆積したがれきをバックホウ等により除去する。

○橋梁段差解消



橋台部に段差が生じた箇所は、土のうによる段差のすり付けを想定する。

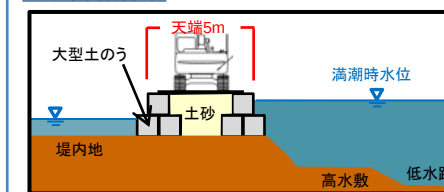
○堤防天端道路の復旧



浸水エリアへの進入ができない場合は、堤防天端道路の復旧により破堤箇所へのルートを確認する。

【作業③】 堤防仮締切方法

○堤防仮締切



大型土のうと盛土による堤防仮締切を実施する。

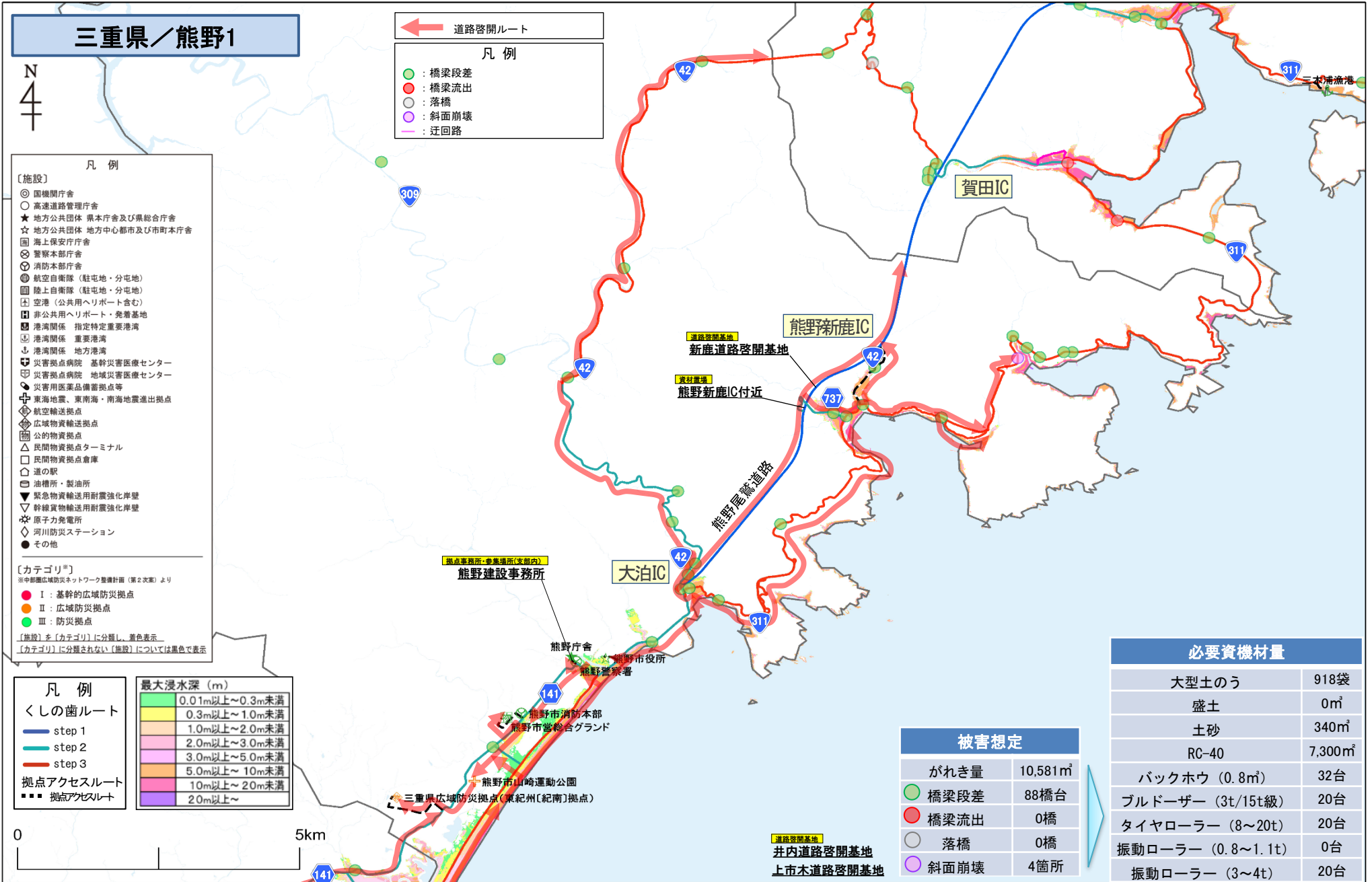
【作業④】 排水イメージ

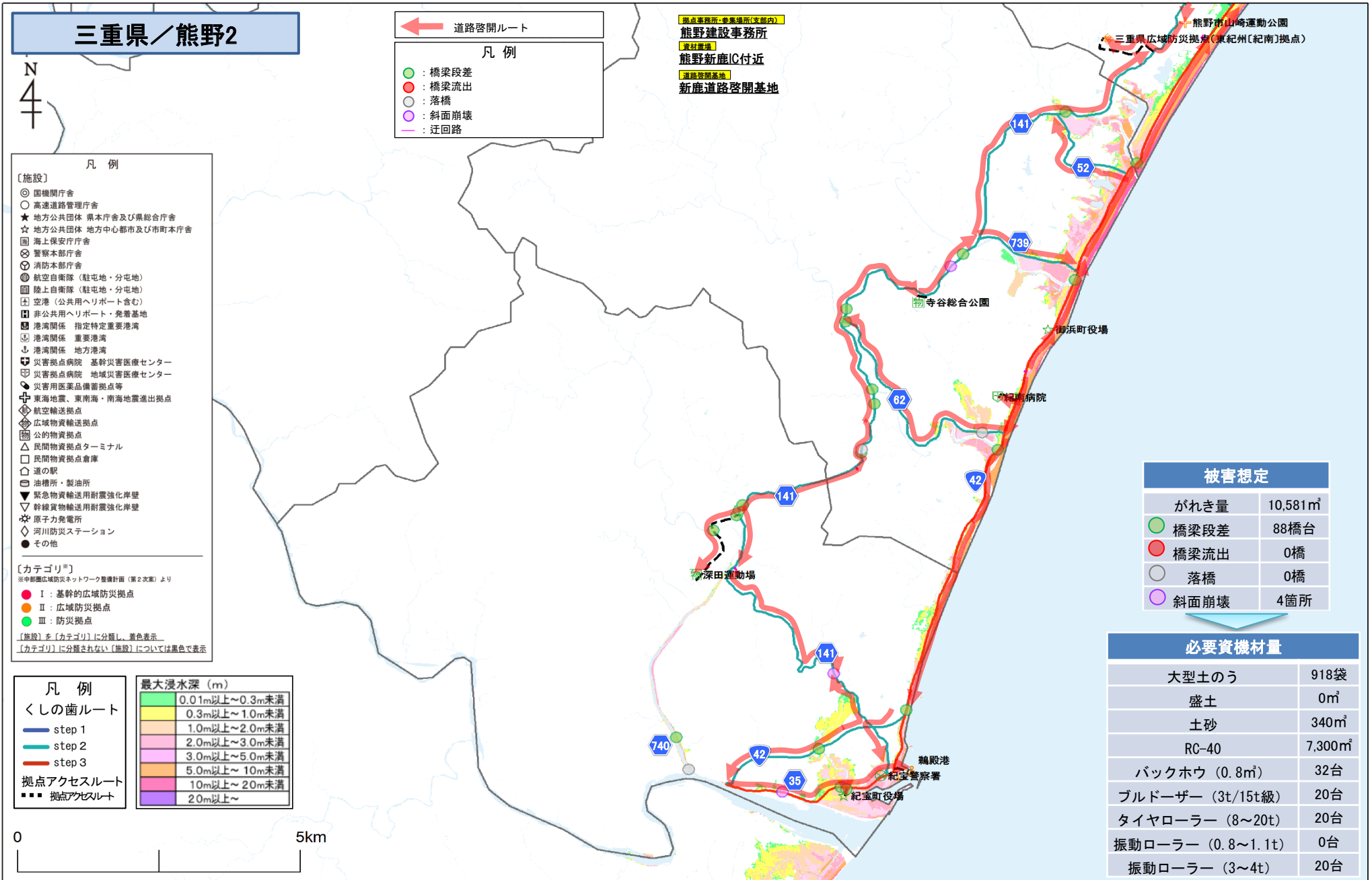


- 三重県内の災害協定業者に限りがあるため、隣接県からの応援による道路啓開、空路、海からの応援による啓開について更なる検討を実施。
- また、早期支援が困難な場合における道路啓開の検討を実施。

啓開の方法		検討結果
災害協定業者による道路啓開		・災害協定業者の会社から道路啓開を開始。 ・通信手段が確保されないリスクを考慮し、啓開業者は衛星電話・防災無線等により連絡を取り合い情報伝達。
空路からの救命救援活動		・被害地のヘリポートを利用した人命救助を実施するが、空路からの重機の運搬は困難。
海からの進入ルートの確保		・海から上陸できる可能性のある砂浜は存在するが、重機を輸送できる量に限りがあること、また、津波等の影響により、迅速性に課題がある。
隣接県からの応援	内陸部からの広域支援ルート	・上記対策が困難な場合のリスクを踏まえ、隣接県からの支援ルートの確保と、広域支援について、引き続き検討が必要。
	新宮市側からの進入ルートの確保	
その他検討事項		地形的制約等から、早期に外部支援が確保できない場合は下記検討を行う。 ・エリア内(熊野1, 2)の保有資機材で道路啓開が可能となる必要資機材のストック確保を検討。 ・道路啓開の班体制が確保できない場合は、啓開作業と警察・消防との連絡手段確保の検討。 ・道路啓開の責任者が随行できない場合における作業実施方法の具体化。

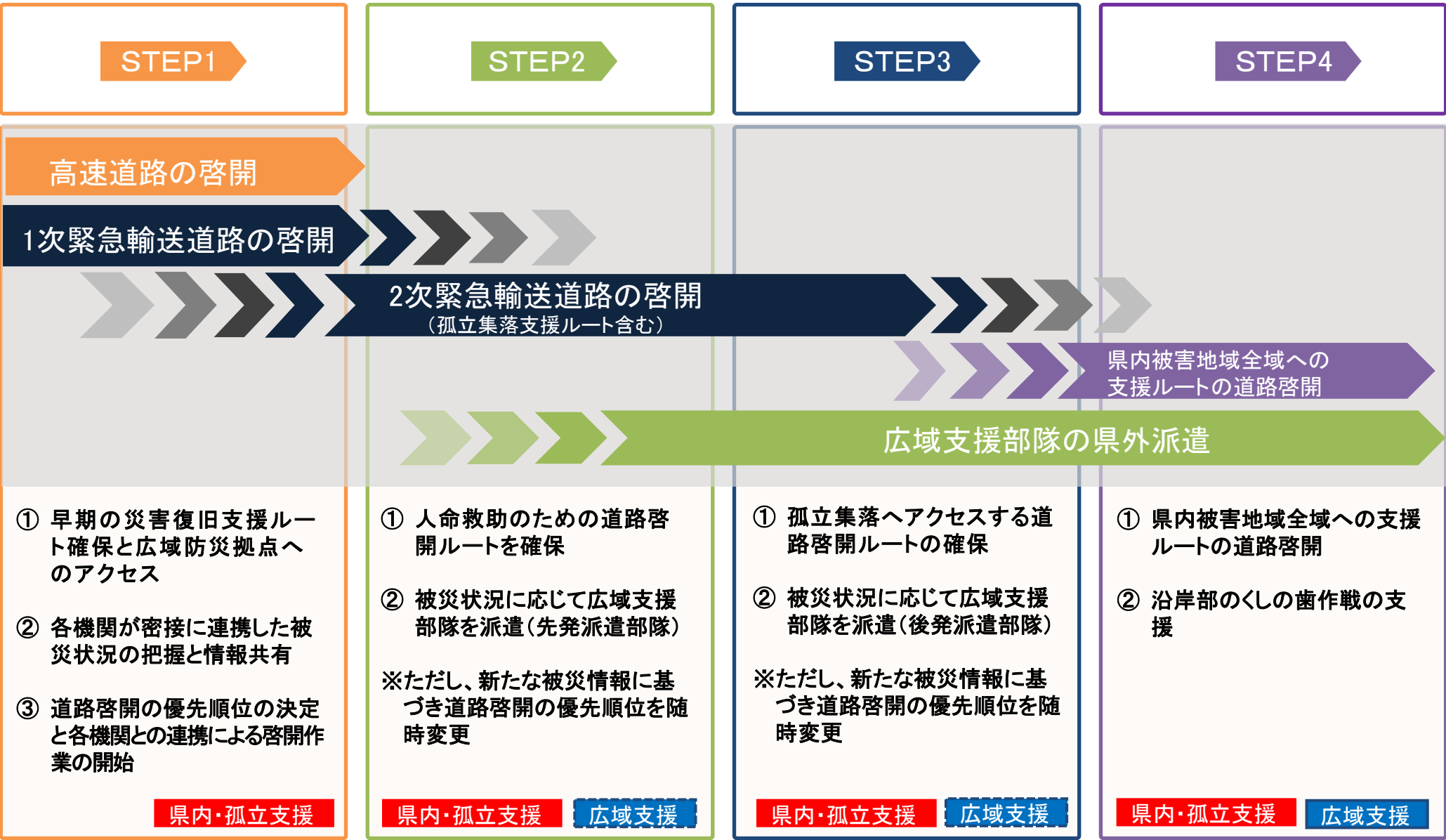






4-10. 内陸部(岐阜県・長野県)における道路啓開オペレーション

【内陸部の岐阜県・長野県における基本方針】

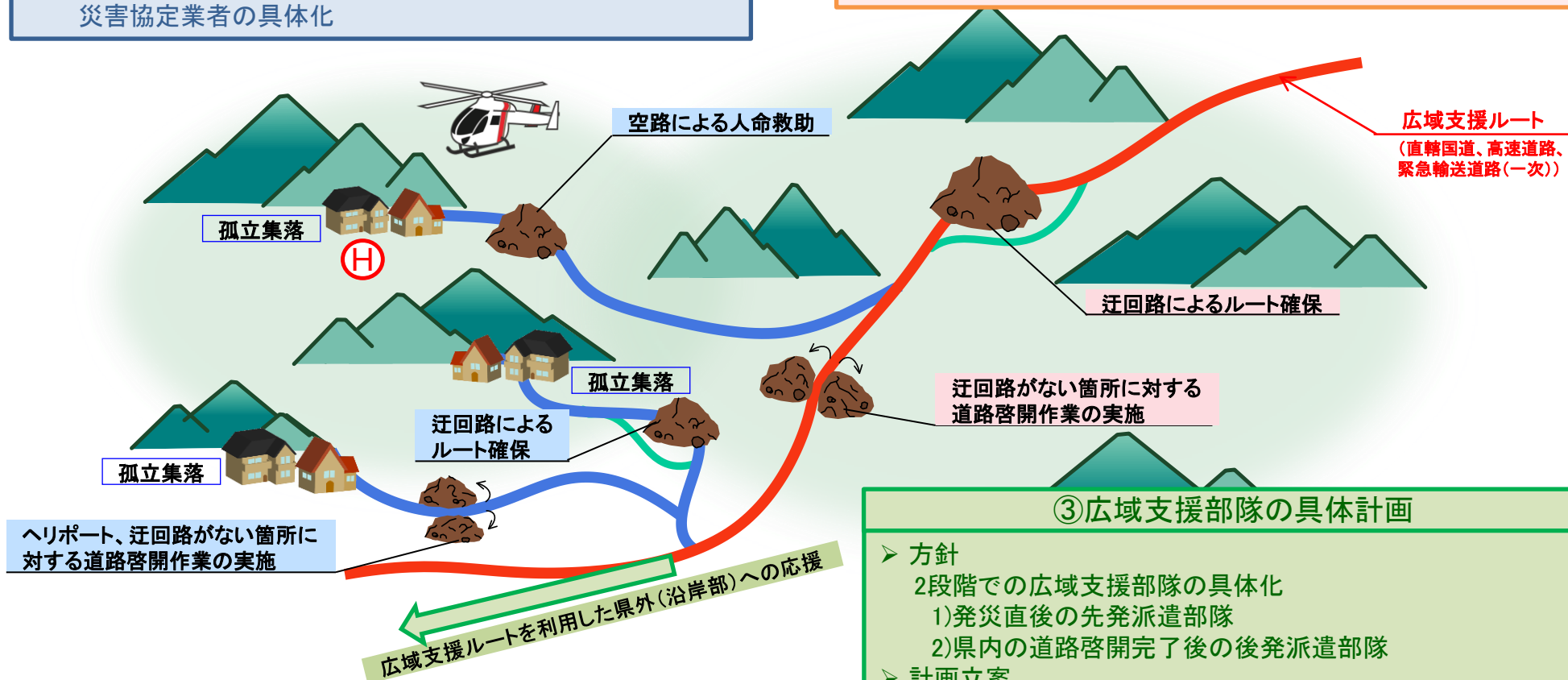


② 県内の道路啓開オペレーション

- 対象: 緊急輸送道路(二次)、孤立集落につながる道路
- 方針
 - ・空路(ヘリポート)による人命救助
 - ・道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 - ・迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業、緊急輸送道路(一次・二次)からのアクセス
- 計画立案
 - ・箇所の抽出、被害想定、必要資機材量(人員、資機材)、災害協定業者の具体化

① 広域支援ルートに対するオペレーション

- 対象: 直轄国道、高速道路、緊急輸送道路(一次)
- 方針
 - ・道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 - ・迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業
 - ・さらに、災害拠点病院等の重要施設へのアクセスルート確保
- 計画立案
 - ・箇所の抽出、被害想定、必要資機材量(人員、資機材)、災害協定業者の具体化



③ 広域支援部隊の具体計画

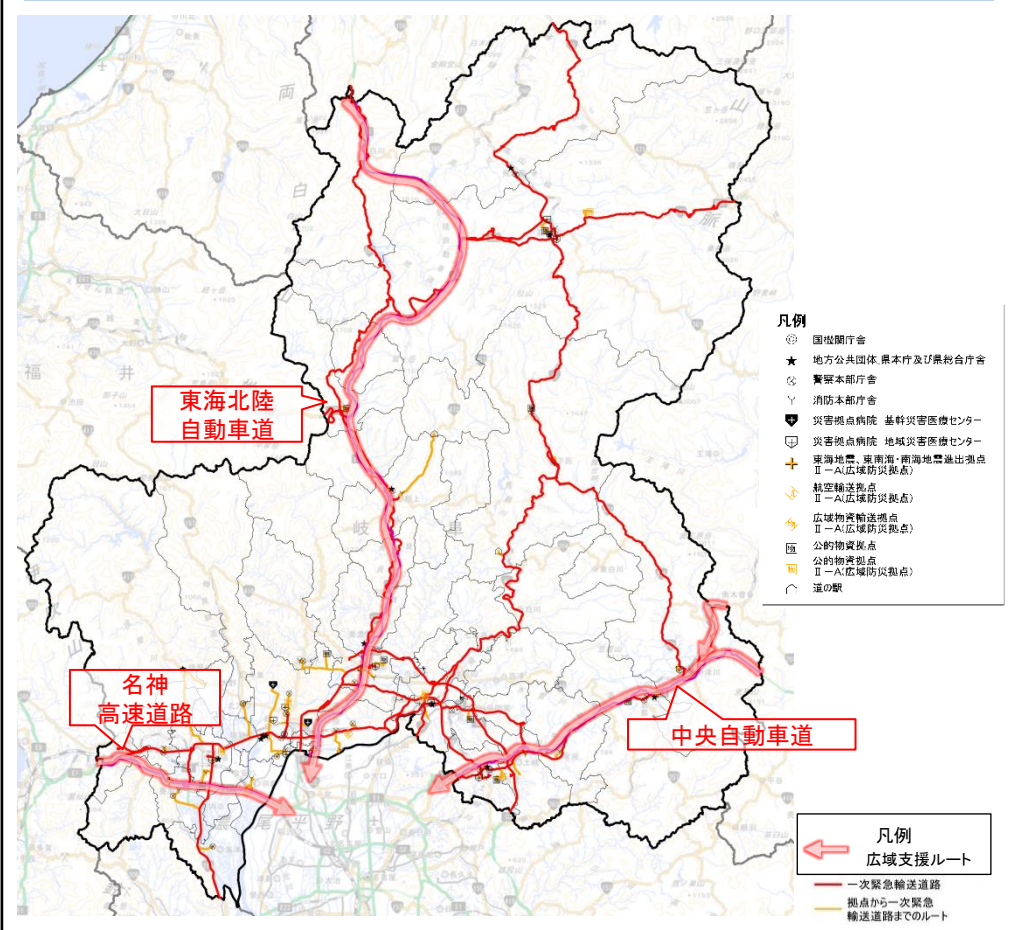
- 方針
 - 2段階での広域支援部隊の具体化
 - 1) 発災直後の先発派遣部隊
 - 2) 県内の道路啓開完了後の後発派遣部隊
- 計画立案
 - ・災害協定業者の抽出、派遣可能な人員、資機材、時期

4-10. 内陸部(岐阜県・長野県)における道路啓開オペレーション

①広域支援ルートに対するオペレーション

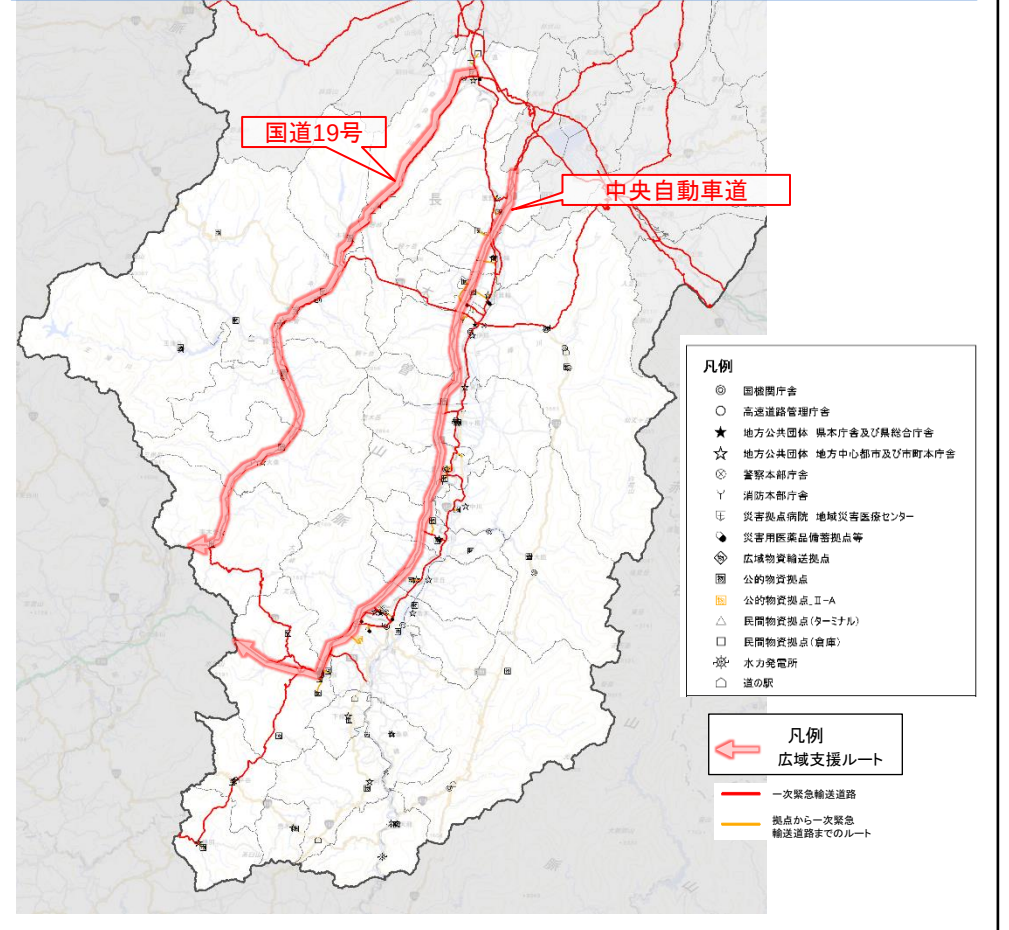
岐阜県

- 広域支援ルートとして、高速道路(東海北陸自動車道、名神高速道路、中央自動車道)、及び高速道路に繋がる一次緊急輸送道路と拠点から一次緊急輸送道路までを結ぶ道路を確保。



長野県

- 広域支援ルートとして、高速道路(中央自動車道)とリダンダンシーとしての国道19号及びそれらに繋がる一次緊急輸送道路と拠点から一次緊急輸送道路までを結ぶ道路を確保。

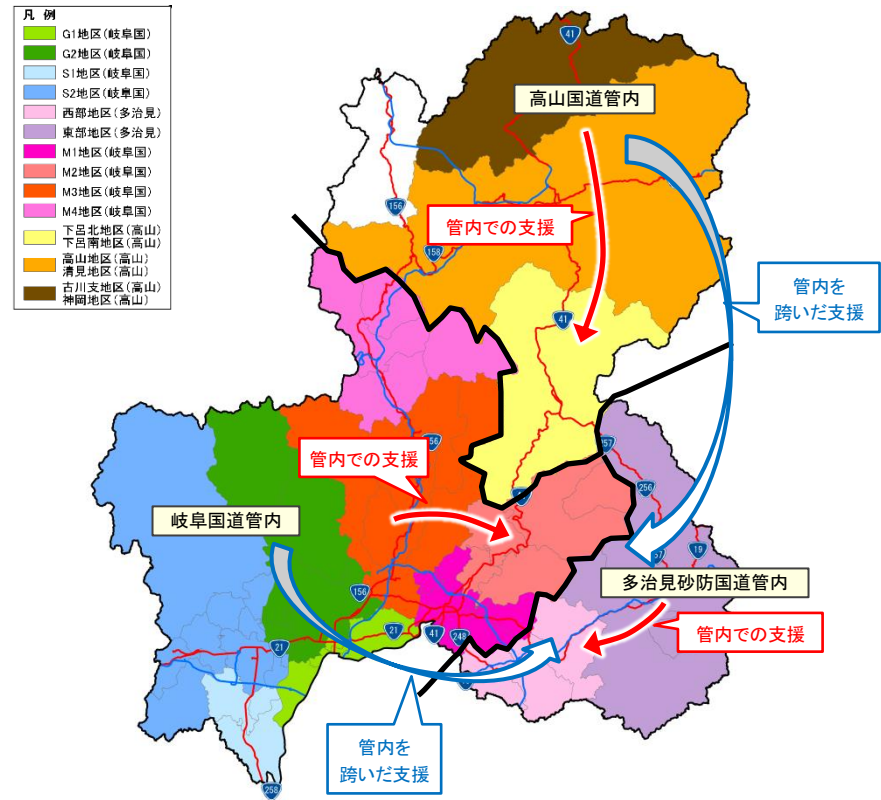


4-10. 内陸部(岐阜県・長野県)における道路啓開オペレーション

②県内の道路啓開オペレーション

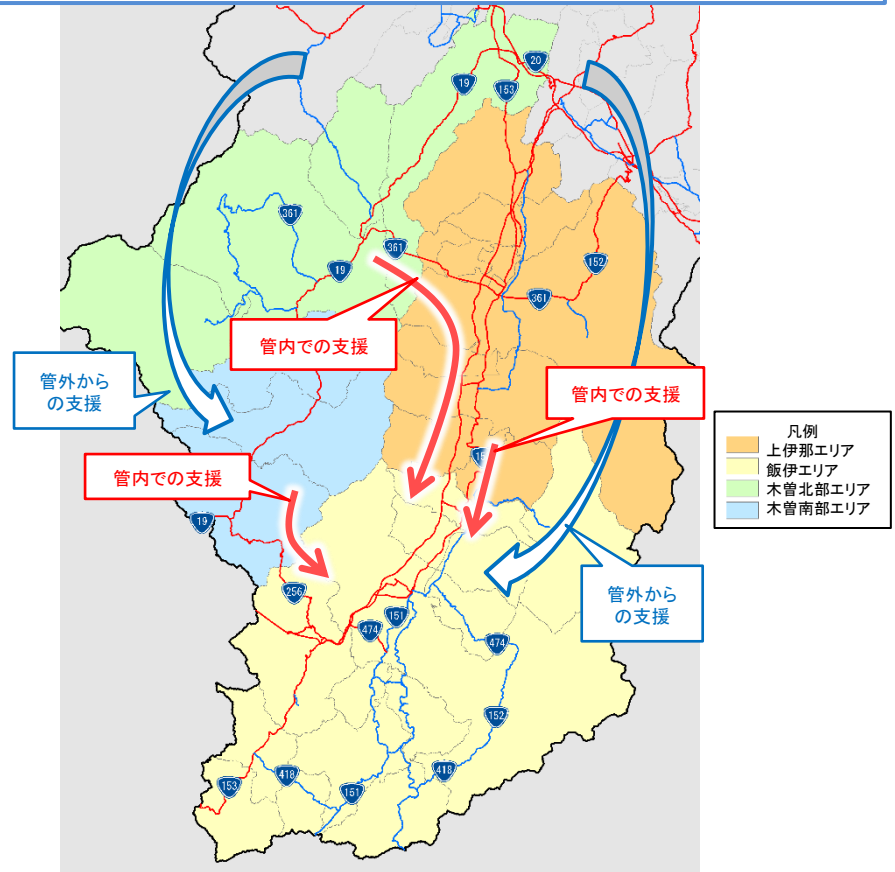
岐阜県

- 資機材が不足するエリアを管内で支援しながら、管内を跨いだ支援も行い、県内の道路啓開を実施。
- 1次緊急輸送道路までは、各管内で対応。
- 2次緊急輸送道路の啓開にあたっては、最も啓開日数を要する多治見管内を支援。



長野県

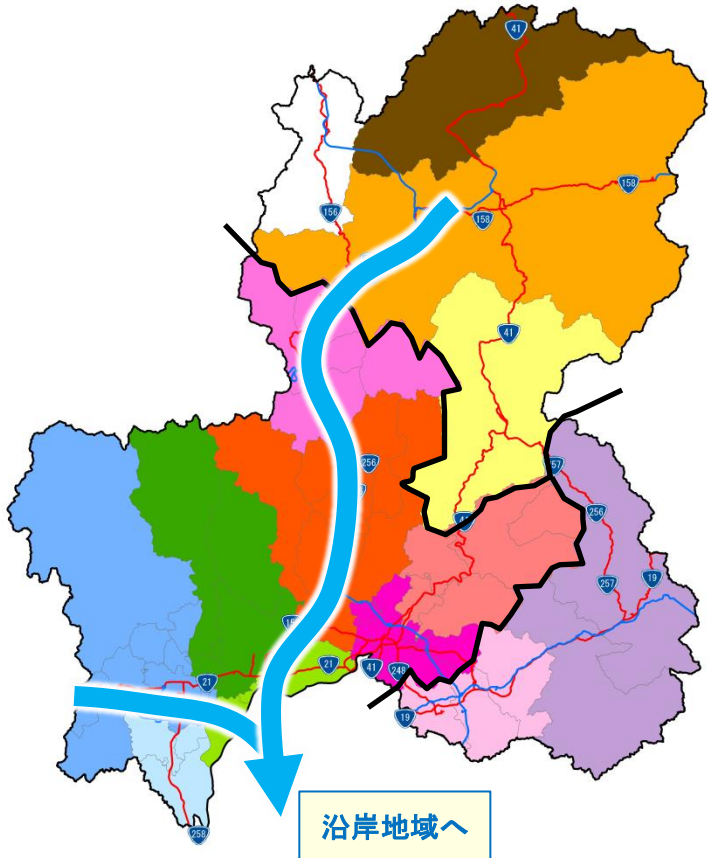
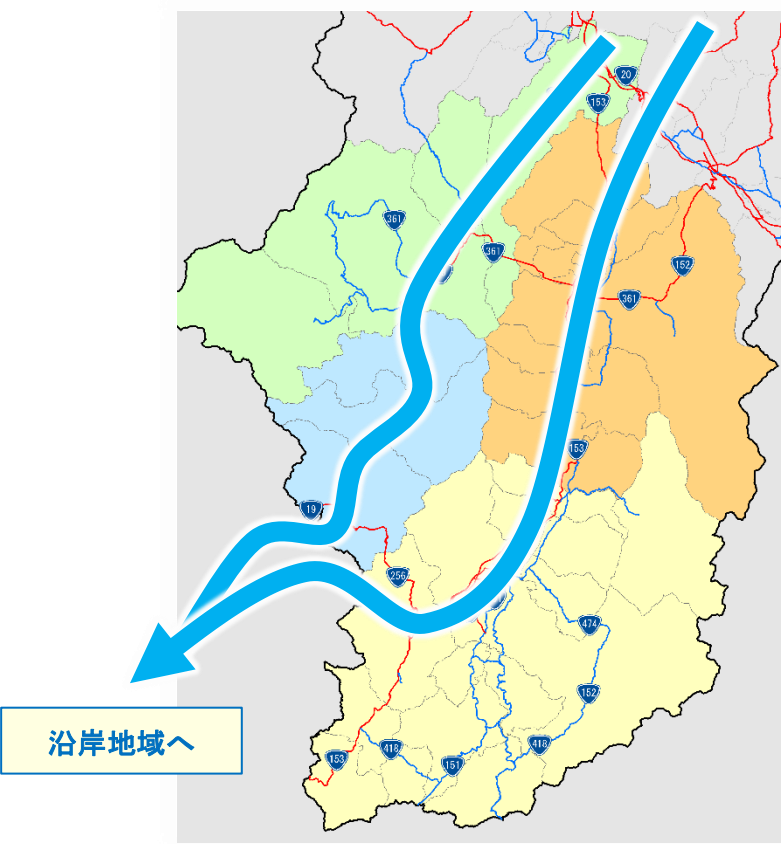
- 資機材が不足するエリアを管内及び被害の小さい長野県北部(管外)から支援を行い、県内の道路啓開を実施。
- 各エリア内の道路啓開が完了後に、最も啓開日数を要する飯伊エリアを支援。



注)現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災次には異なることがある。

4-10. 内陸部(岐阜県・長野県)における道路啓開オペレーション

③広域支援部隊の具体計画

岐阜県	長野県
<u>広域支援部隊(先発派遣部隊)</u> 作業員 : 約700人 バックホウ : 約100台 ブルドーザー : 約10台 タイヤローラー : 約5台 振動ローラー : 約10台  広域支援部隊(先発派遣部隊)は、岐阜国道、高山国道管内から計画被災状況に応じて、順次後発派遣部隊による支援を予定	<u>広域支援部隊(先発派遣部隊)</u> 作業員 : 約3000人 バックホウ : 約190台 ブルドーザー : 約140台 タイヤローラー : 約40台 振動ローラー : 約50台  広域支援部隊(先発派遣部隊)は、長野県北部(管外)から計画被災状況に応じて、順次後発派遣部隊による支援を予定

注) 現在想定される条件のもとに算定したものであり、実際の発災次には異なることがある。

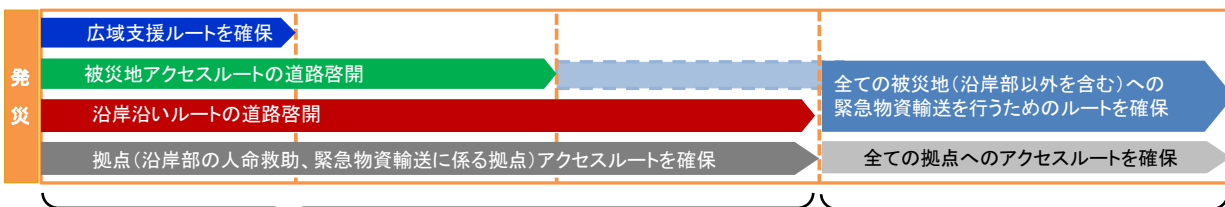
通れるマップの概要

- 緊急車両の通行可能なルートの情報等をまとめ、通れるマップで関係機関と情報を共有。
- 通れるマップの提供は、発災時の交通混雑を防ぐため、一定期間救援・救助活動を行う機関に限定。

通れるマップの定義

通れるマップ(通行可否情報)の提供に、「中部版くしの歯作戦」の行動に基づく通行可否情報の提供が必要であり、その情報提供の期間や対象は以下の3段階(フェーズ1～フェーズ3)を定義する。

中部版くしの歯作戦の基本的考え方とフェーズの対応



フェーズ1

警察、消防、自衛隊等に対し、人命救助や緊急物資輸送のために、迅速に通行可否情報を提供する。

フェーズ2

緊急物資輸送関係者に対し、被災地への緊急物資輸送のために通行可否情報を提供する。

フェーズ3

一般道路利用者に対し、安全な移動のための通行可能情報を提供する。

フェーズごとの通れるマップの目的・期間・提供の対象などの整理

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
目的	人命救助及び道路啓開の支援	緊急物資輸送	一般車両通行
提供の対象	警察、消防、自衛隊、DMATなど人命救助及び道路啓開に係る機関	緊急物資輸送関係者	一般道路利用者
対象路線	優先的に道路啓開を実施する道路(くしの歯ルート及び拠点アクセスルート、迂回ルート)	フェーズ1の対象路線に加え、緊急輸送道路	県道以上の道路

くしの歯防災システムを活用した通れるマップの作成・公開手順(フェーズ1)

1. 通行可否情報の収集

各事務所において、現地にいる道路管理者(くしの歯ルート毎の参集場所の責任者)から情報収集

2. 通行可否情報を線情報として入力

くしの歯防災システム上の通れるマップ作成機能により、通行可否情報を線情報として入力

⇒線情報を通行可(青色)、通行不可(赤色)、未確認(灰色)の3段階で表示

⇒表示する区間はIC間、くしの歯ルートと県道及び緊急輸送道路等との交点で表示

3. 通れるマップの提供

警察、消防、自衛隊、DMATなど人命救助及び道路啓開に係る機関を対象に通れるマップをインターネット上で提供

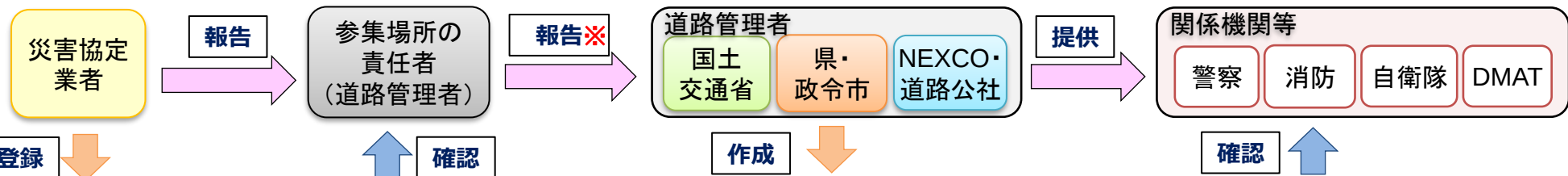
被災情報の収集から情報提供までの流れ

- 発災後、災害協定業者が自発的にパトロールを実施し、くしの歯防災システムで被災情報等を収集。
- 参集場所の責任者(道路管理者)から拠点事務所へ被災状況、通行可否情報等を報告し、拠点事務所の担当者が通れるマップを作成。
- 救急救命活動を行う消防、警察、自衛隊、DMAT等へリアルタイムで通れるマップによる通行可否情報を提供。

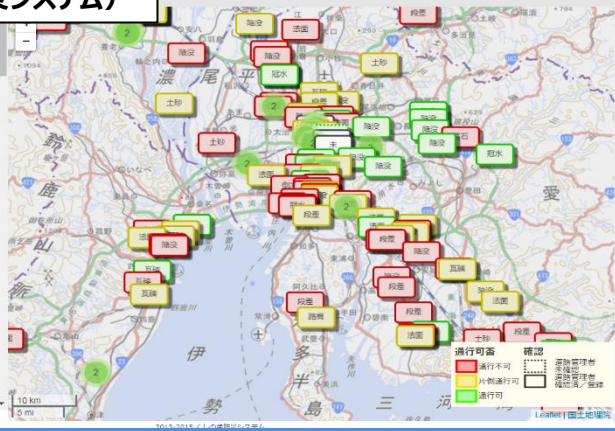
①「くしの歯防災システム」により 道路被災状況、通行可否を確認

②「くしの歯防災システム」により 「通れるマップ」の作成

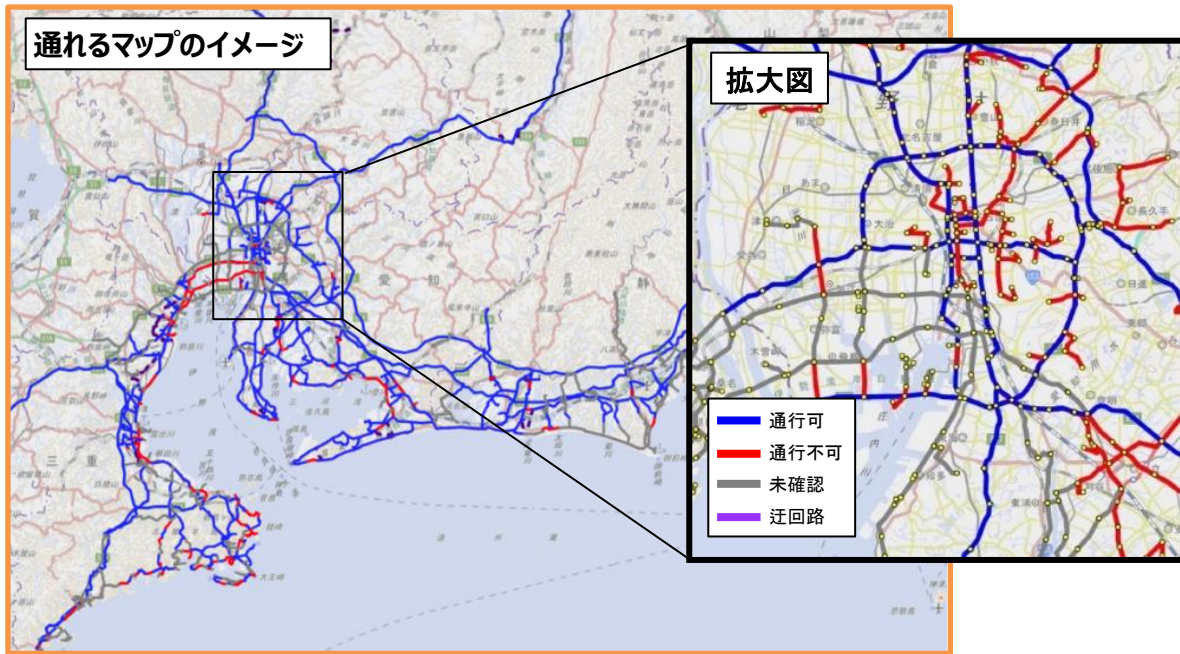
③通れるマップの提供



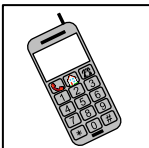
被害情報の確認画面 (くしの歯防災システム)



通れるマップのイメージ



防災無線等



※ 一般電話、携帯電話の使用が不可能となった際は、防災無線等により、拠点事務所の担当者へ通行可否などを報告

くしの歯防災システムの継続的な改善

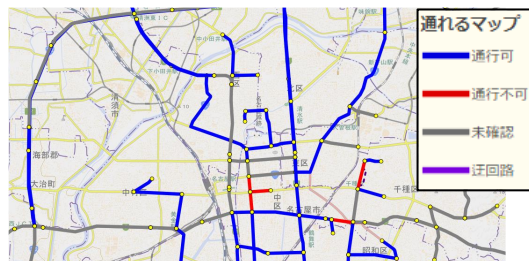
〇くしの歯防災システムを軸とした効率的・効果的な情報共有に向けて、令和3年7月の熱海災害対応においてシステムを活用し、生じた課題に対する改修を実施。

【熱海災害対応を踏まえたシステムの改修】 ※改修箇所①～④

利用者：関係者限り

④背景地図の切り替え機能の追加

くしの歯ルートを通れるマップシステムへ
現行の通れるマップシステム（継続利用）



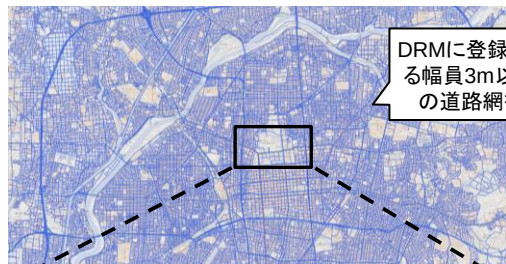
標準地図（従来）

淡色地図（追加）

空中写真（追加）



DRM（デジタル地図情報）の通れるマップシステムへ
①デジタル道路地図（DRM）を活用した
通行可否情報作成機能を追加



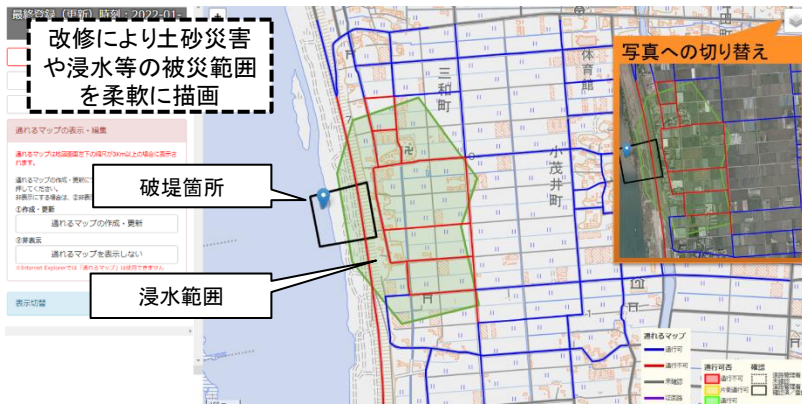
※DRMデータは、基本道路（都道府県道以上および幅員5.5m以上の道路など）、細道路（幅員3.0m以上の道路）で構成される。

②台帳作成印刷機能の追加
（写真付き被災情報）

台帳作成

No.0005	
入力日	2022-01-25 15:30:06
編集	34.86291911
経度	117.00181162
通行可否	通行不可
被害種類	砂土災害
道路種別	幹線道路
区画	000000
UTM	6310N 59143057
距離	0.0000
撮影日時	2022-01-25 15:30:06
撮影者	田中 太郎
撮影場所	田中 太郎
撮影方法	写真付き
撮影機器	iPhone 12
撮影場所	田中 太郎
撮影方法	写真付き
撮影機器	iPhone 12

③描画機能の充実
（線の太さ、線種、線・図形の色）



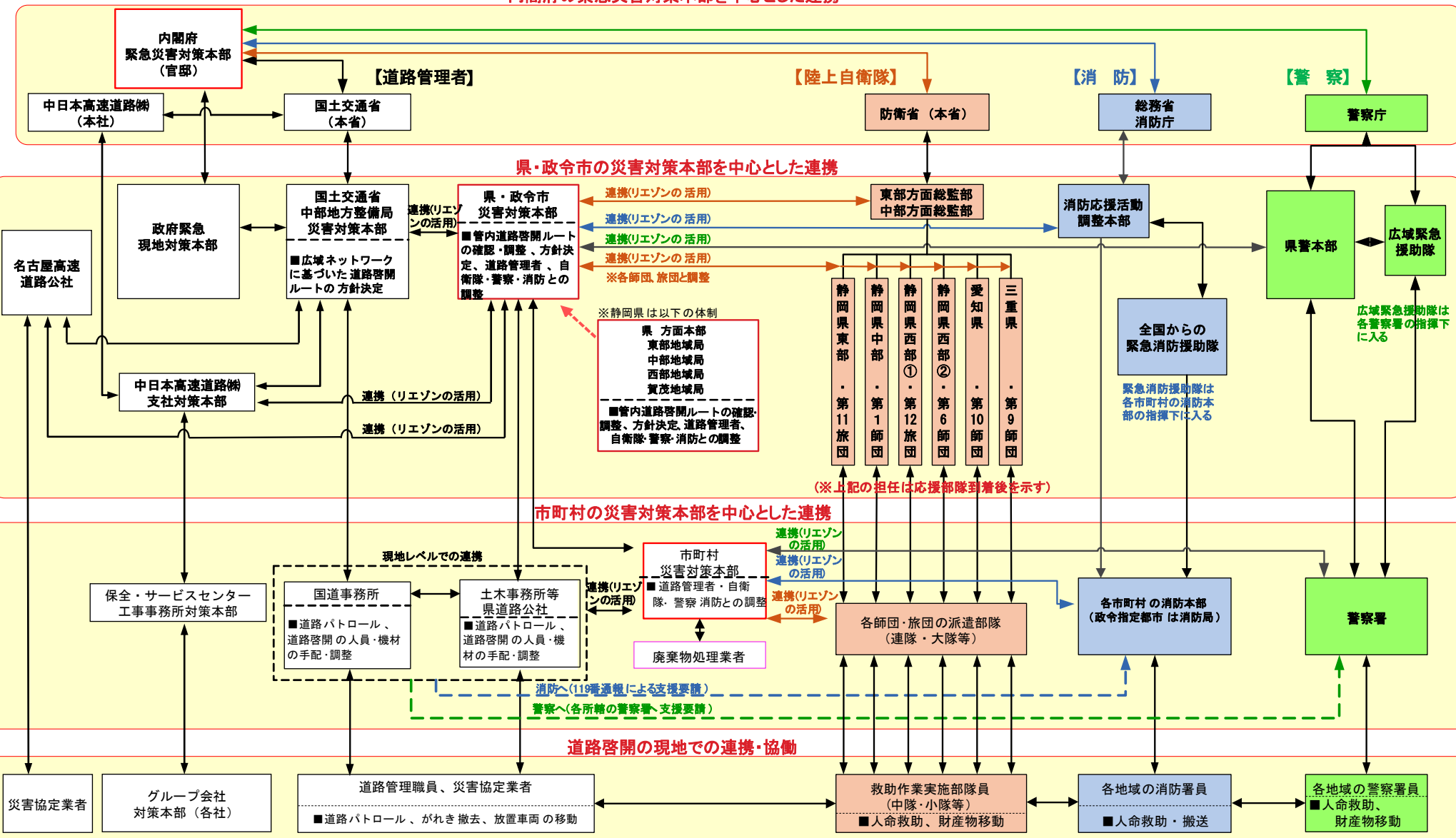
破堤箇所

浸水範囲

写真への切り替え

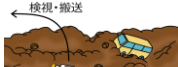
6-1. 道路啓開実施における連絡系統

<関係機関との連絡体制>



6-2. 道路啓開現地作業の役割分担

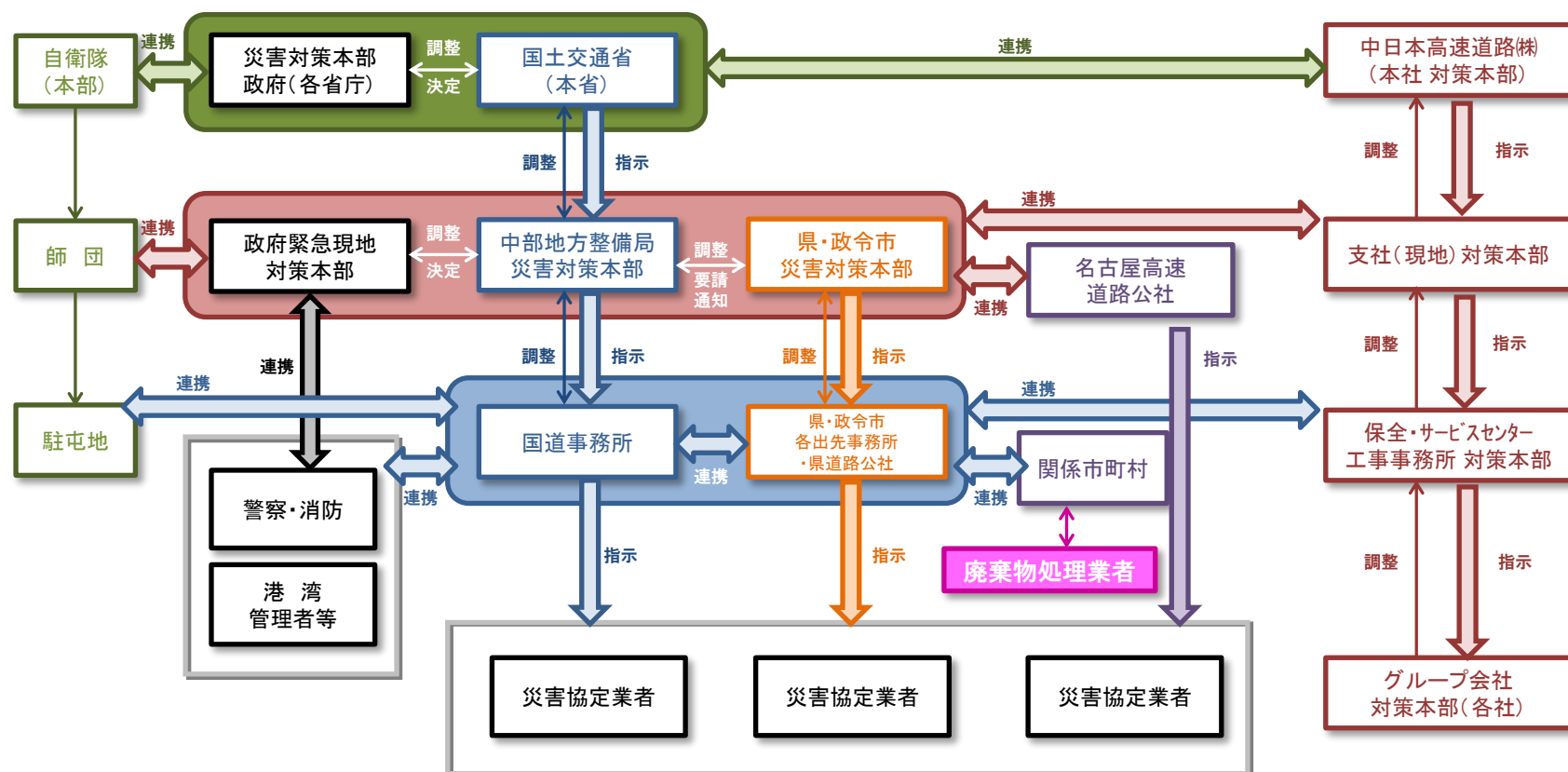
- 道路管理者が、がれき撤去を行う前に、がれき内からの人命救助等を基本的に陸上自衛隊、警察、消防が行う。
- がれきを撤去できない場合は、一時的に集積できる空地へ移動する。

状況模式図	役 割				
	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	自衛隊	自治体 (廃棄物処理業者)
主な役割	パトロール、ガレキ撤去	人命救助・財産物移動	人命救助	人命救助 (災害派遣：警察・消防の権限の一部行使)	
1.道路パトロール 	①パトロールによる被災状況の確認 ②要救助者の発見、関係機関への通報	—	—	—	—
2.人命救助 	—	③通報を受け、現地への出動	③通報を受け、現地への出動	③通報を受け、現地への出動	—
3.心肺停止状態の方の搬送 		④ガレキ内の搜索、救助、蘇生活動（協働作業）			
			⑤病院への救急搬送		
4.財産物の移動 	—	⑥ガレキ内からの搬出（協働作業）			—
			⑦搬送		
		(⑧搬送先での検視) ※検視後の安置、遺族への引き渡しは市町村が行う。			—
5.啓開可能範囲の特定 	—	⑨財産物の移動・撤去	—	—	—
6.ガレキの撤去、移動 	⑨放置車両の移動・撤去 ※災害対策基本法の改正により、道路管理者が車両を移動できることとなった。	⑨財産物の移動・撤去	—	—	—
7.ガレキの処分 					⑫ガレキの処分

※がれき処理中に人命救助が必要となった場合、警察、消防と一緒に実施することが基本。
※警察、消防がすぐに駆けつけられない時は、警察合意のもと道路管理者、災害協定業者が人命救助を行う。なお、必要な装備、記録等を準備。

6-3. 道路管理者、自衛隊、災害協定業者等、関係機関の協力体制

- 各道路管理者の情報を中部地方整備局及び各県災害対策本部で情報を集約。
- 政府緊急現地対策本部、中部地方整備局及び県災害対策本部にて調整。
- 大津波警報発表等をもって、中部地方整備局長が中部版「くしの歯作戦」開始を指示及び通知。
- 中部地方整備局及び県災害対策本部より、中部版「くしの歯作戦」開始を道路管理者へ指示するとともに関係機関へ通知。



●道路管理者実施内容

- 情報提供
- 啓開指示・要請
- 応援調整

●災害協定業者実施内容

- 巡回・点検報告
- 資機材・人員確保状況報告
- 啓開(がれきの啓開、移動を含む)

●廃棄物処理業者実施内容

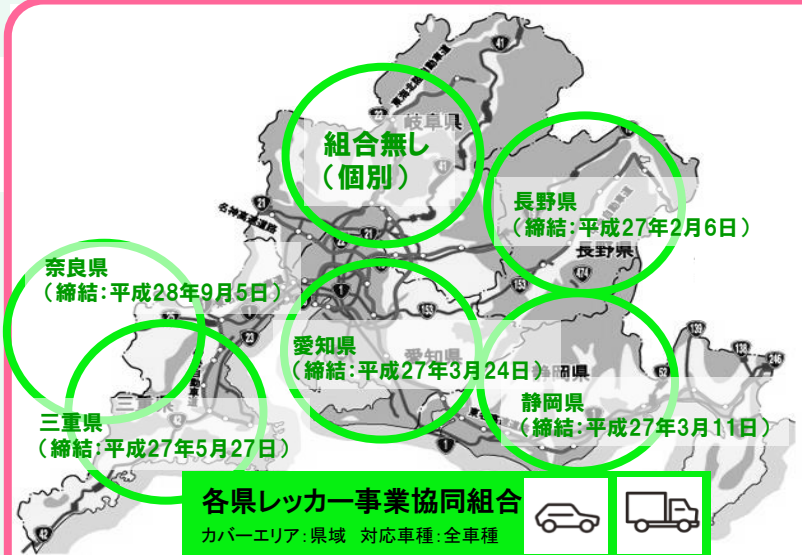
- がれきの処分

6-4. 車両移動・レッカー協会との連携

車両移動に関する実効性向上を目的に直轄道路を対象としたレッカー関連の3機関との協定締結。

■3機関との締結

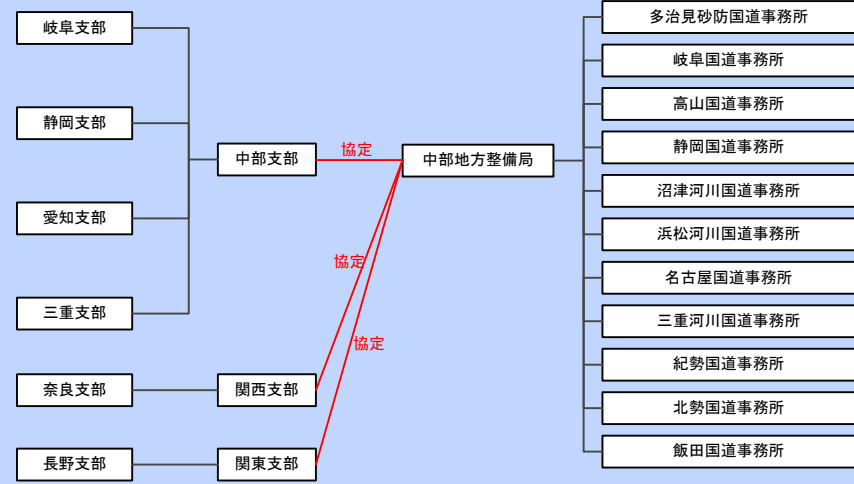
JAF(一般社団法人日本自動車連盟)
カバーエリア: 中部全域 対応車種: 乗用車
(締結: 平成27年3月3日)



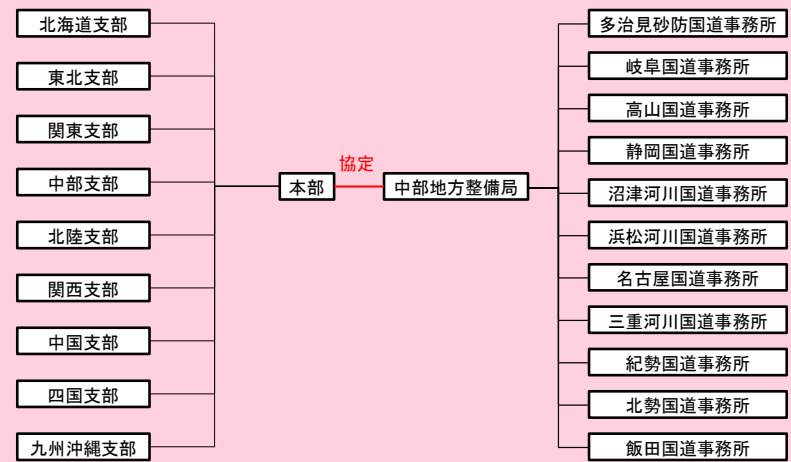
JHR(全日本高速道路レッカー事業協同組合)
カバーエリア: 中部全域 対応車種: 全車種
(締結: 平成27年3月27日) (変更: 平成28年4月8日)



■日本自動車連盟(JAF)との協定

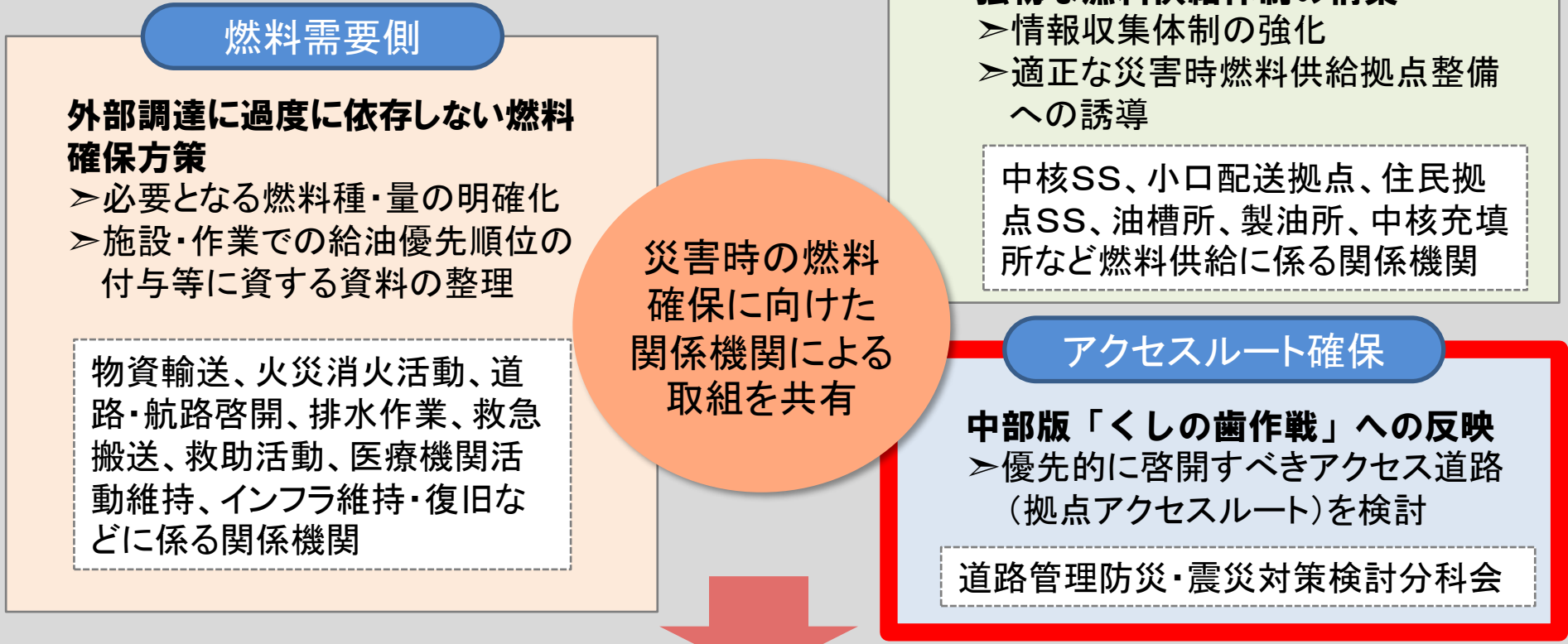


■全日本高速道路レッカー事業協同組合との協定



- 南海トラフ巨大地震をはじめとする災害時には、燃料確保が必要となる。平成30年9月に設置された救出救助・総合啓開分科会 災害時燃料供給WGと連携し、災害時の燃料確保に関する取り組みを推進。
- くしの齒作戦の遂行と災害時に給油可能な施設へのアクセスルートの確保を勘案し、具体計画において拠点アクセスルートを検討。

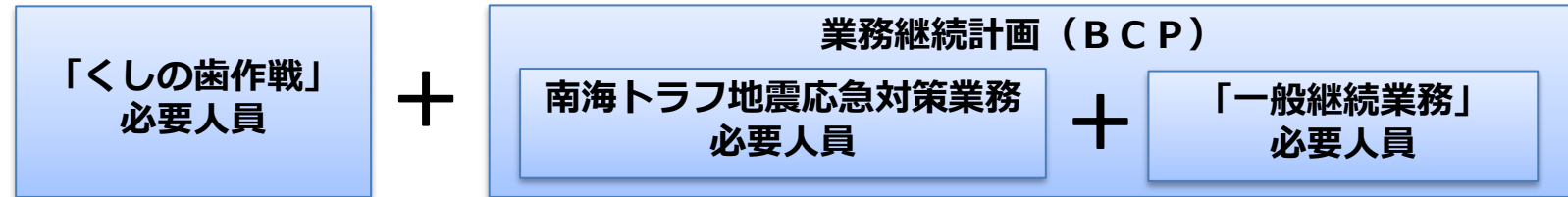
■ 救出救助・総合啓開分科会
災害時燃料供給WG※の概要(事務局:中部経済産業局)
※平成30年9月設置



7. 道路啓開オペレーション計画の実効性向上

7-1. 各エリアにおける候補者の配置

- 中部版「くしの歯作戦」の実効性を高めるため、拠点事務所、参集場所、啓開作業班などの必要人員を整理。
- 各道路管理者における拠点事務所ごとの業務継続計画(BCP)等に基づき、発災時の事務所全体の体制を確認し、道路啓開オペレーション計画も踏まえて人員の不足状況を把握。



「くしの歯作戦」体制イメージ

拠点事務所		参集場所	
役名	役割	役名	役割
本部長	- 責任者 - 現地啓開作業への指示 - 災害対策本部(本局)との連絡調整	本部長	- 拠点事務所との連絡調整 - 拠点事務所からの指示を各災害協定業者に伝達 - 資機材の充足状況把握 - 関係機関との連絡調整(県、市町村、警察、消防、自衛隊、占用者)
副本部長	- 各班総括 - 広報窓口(マスコミ対応含む) - リエゾン、受援計画の調整	リエゾン	責任者の補助
情報連絡班	- 現地(責任者)との情報連絡 - 関係機関(県、市町村、消防、警察、自衛隊等)との連絡 - 本部(本局道路部)との連絡調整 「くしの歯システム」の情報確認 「通れるマップ」の作成 - 時系列の整理 - 広報、記者発表資料の作成	啓開作業班	
現地対策班	- 応急復旧工法の検討 - 資機材調達状況の把握、調整	作業リーダー	- 現地総括(担当区間) - 参集場所責任者との連絡調整
※他管理者(各ルート毎に必要なに応じて配置)		情報連絡員	- 啓開作業の進捗報告 - 安全確保(退避情報の収集と周知、退避ルート確保) - 関係機関等との連絡調整
リエゾン	-	作業部隊	啓開作業
		職員	- 参集場所責任者との連絡調整 - 関係機関との連絡調整

各拠点事務所等においては
多数の人員不足が懸念

■継続的な検討課題

- ・業務継続計画(BCP)との調整
- ・啓開作業班への配置の集約化
- ・発注者支援等、受注者と連携
- ・リエゾン等、他事務所への応援要請
- ・他地整への応援要請 等

総合啓開との連携強化

- 各エリアの具体計画の拡大地図(具体計画詳細図)を作成し、ハザードの見える化を実施。
- 具体計画詳細図は、関係機関の連絡先や資機材・燃料の調達場所、災害協定業者の会社の場所等を明記し、発災時に道路啓開の実効性を向上するツールとして活用可能。

<具体計画詳細図の記載内容例>

- 基本情報
 - ・くしの歯ルート
 - ・拠点アクセスルート
 - ・アクセス拠点
 - ・被害想定
 - 津波浸水想定
 - 必要資機材量
 - ・燃料拠点
- 災害協定業者の関連情報
 - ・会社所在地
 - ・会社の資材置場
 - ・資機材関連会社
- 関係機関の連絡先
 - ・拠点事務所(国・県・政令市)
 - ・道路管理者(自治体)
 - ・災害協定業者
 - ・所轄警察署
 - ・市町村消防本部 など

【具体計画詳細図のイメージ】

※A1版又はA0版で活用する資料です。
※非公表の資料ため、解像度を落として貼り付けています。



7-3. 発災時に臨機応変に対応できる体制構築

- 各エリアにおいて、発災時における災害協定業者の行動不能なケースを想定し、実行可能なリソース(人員、資機材)で最大限の効果を発揮することを目的に、事前に、選択と集中を踏まえた検討を実施。
- 実際の災害協定業者の社屋や資材置場の位置を考慮し、道路啓開を着手するルートを整理。

これまでの検討

基本ケース

- 災害協定業者の被災による行動不能を考慮しない場合
- 災害協定業者の参集率100%

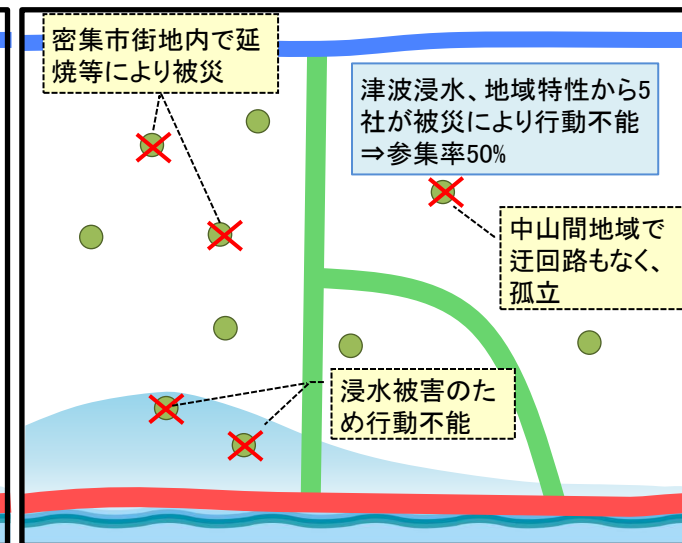
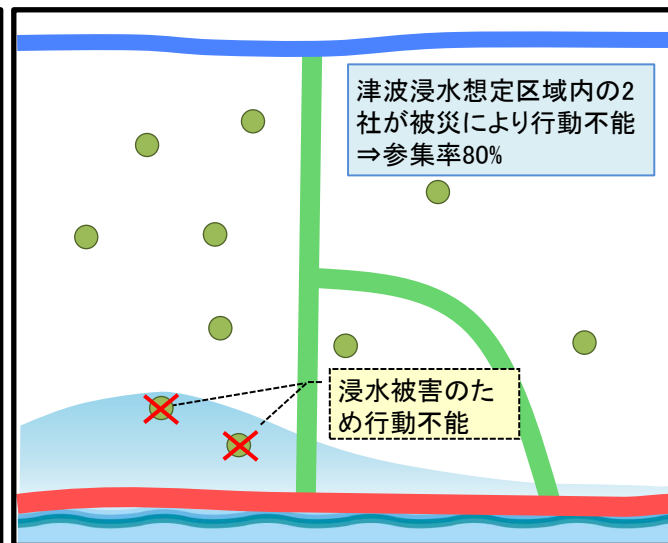
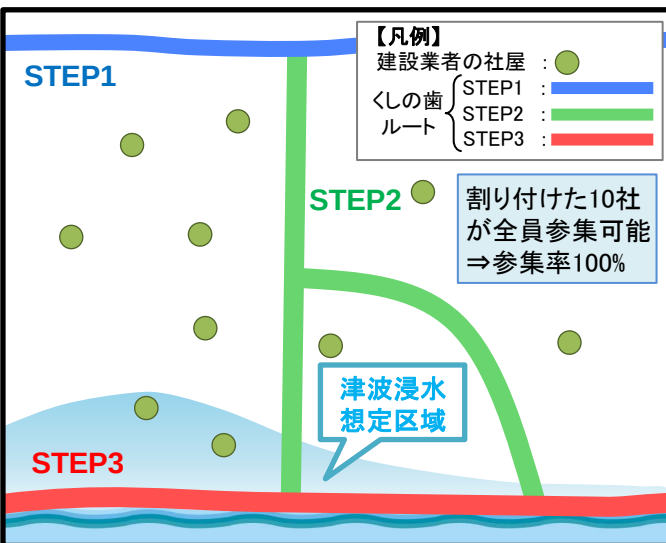
災害協定業者の行動不能なケース

ケース1

- 津波浸水想定区域内に位置する業者が行動不能となることを想定
- 災害協定業者の参集率80%程度

ケース2

- ケース1に加え、地域特性を踏まえて行動不能となる業者を想定
- 災害協定業者の参集率50%程度



道路啓開
着手までの
流れ

発災

被害情報
の収集

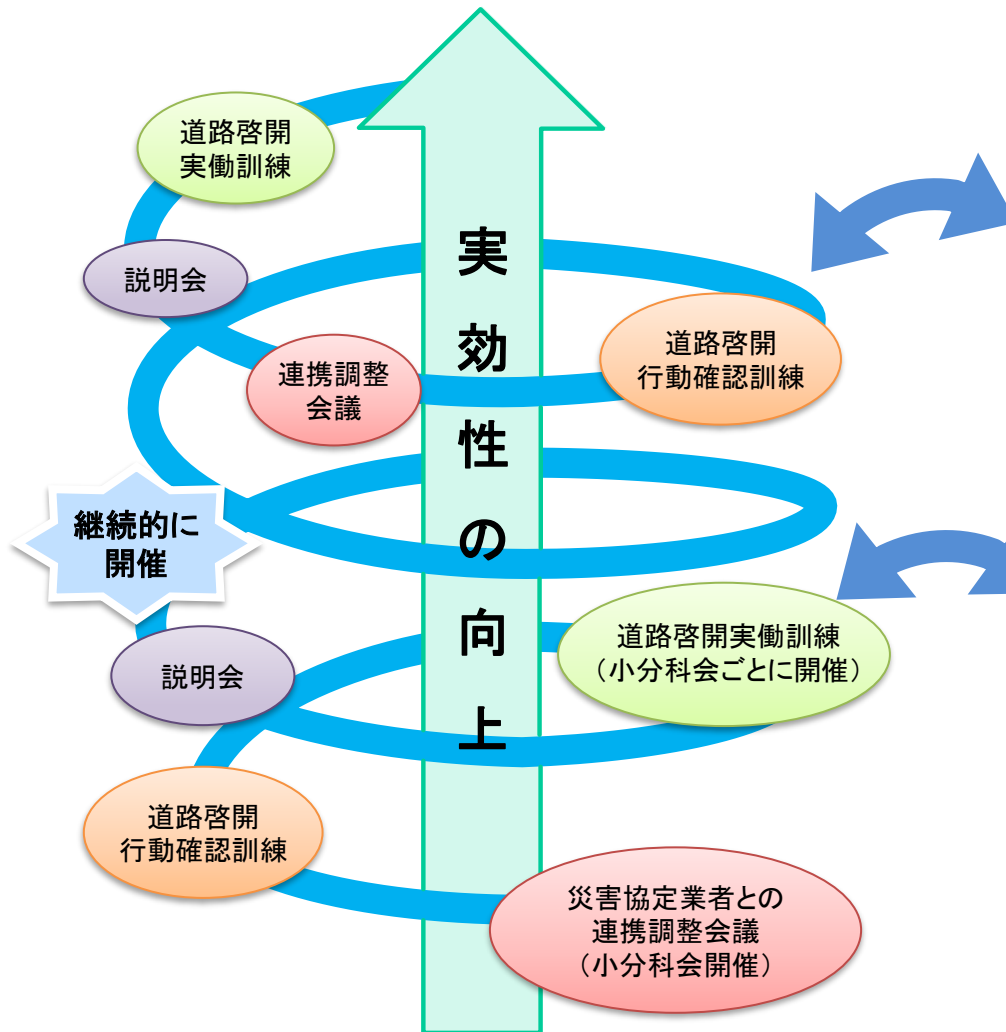
災害協定業
者の参集状
況等の把握

事前の検討内容を
考慮し、臨機応変
に道路啓開を着手
するルートを決定

道路啓開
の実施

7-4. 道路啓開に関する訓練等の継続的な実施

- 道路啓開の実効性向上のためには啓開作業を実施する災害協定業者の実行力が重要。
- 発災時には、迅速かつ確実に、パトロール、啓開作業を実行するために、災害協定業者の理解・事前準備の推進のための取り組み(連携会議、訓練等)を継続的に実施。



＜実効性向上のためのツール＞

＜作業マニュアル(案)＞

災害協定業者及びその他契約業者向けに、連絡体制、役割分担、作業要領、必要な人員・資機材、記録方法等を具体化した、「道路啓開作業マニュアル」を作成。

＜手帳＞

発災時の連絡体制や作業要領等、具体的な行動を記した「手帳」を作成。

＜個票＞

くしの歯ルート各区間の担当業者、連絡先、担当区間、被害想定、必要資機材を示した、「個票」を作成。

＜タイムライン＞

関係機関との連携・調整を時系列に示した、「タイムライン」を作成。

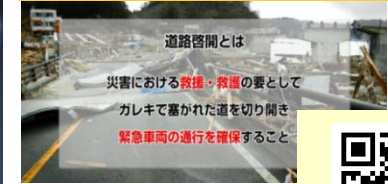
＜教育ビデオ＞

平常時・発災時での効果的な活用方法を検討し、社内教育訓練で活用できる教育ビデオ等を作成。

建設業者向けに中部版「くしの歯作戦」を説明したビデオ(約7分)



建設業者向けに道路啓開の作業を説明したビデオ(約6分)



■ YouTube チャンネル

「国土交通省 中部地方整備局」で検索

https://www.youtube.com/channel/UC7ikdp2FGt_niPat3kAcDKA



- 中部版「くしの歯作戦」の実効性向上を目的に、関係機関と連携した実働訓練及び情報伝達訓練等を実施

くしの歯作戦を確実に実行するために、道路管理者の他、陸上自衛隊、警察、消防、災害協定業者、市町村等の関係機関における理解度の向上を図る必要がある。

①実働訓練

：道路啓開作業、関係機関との連携についての理解促進

②情報伝達訓練

：被災状況の把握・共有等の情報伝達に関する実効性向上

③通れるマップ提供訓練

：道路管理者から救急救命活動を行う関係機関への通行可否情報の提供に関する実効性向上

【実働訓練】

■放置車両の移動



■消防と自衛隊による人命救助



■土砂・がれきの撤去



【道路啓開行動確認訓練】

■道路啓開情報伝達等

■通れるマップ提供

▽くしの歯防災システム

